

行政不服審査法
事務取扱ガイドライン

令和4年6月
総務省行政管理局

はじめに（本ガイドラインの位置付け）

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）は、審理員による簡易迅速かつ公正な審理、裁決の客観性・公平性を確保するために審査庁の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会を設け、行政不服審査法の特色である簡易迅速性をいかしつつ、より公正な手続の下で権利利益の救済が図られる仕組みを設けたものである。

法は平成28年4月1日から施行され、令和3年4月に施行5年が経過した。法附則第6条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されていることを踏まえ、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」が開催され、同検討会における最終報告が、令和4年1月に取りまとめられた。

最終報告においては、法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用となるよう、各手続の実施に当たり運用を充実するための指摘等がなされていることに加え、審査庁において、趣旨を踏まえた適切な運用が確保されるよう、運用の具体的な指針を示し、当該指針の遵守を促していくことが肝要であるとの指摘がなされている。

本ガイドラインは、同検討会の最終報告を踏まえ、審査庁の職員や審理員として不服申立ての事務について、法の規定及びその趣旨に則り、適切に処理することができるよう、①法令に基づき遵守すべき事項、②法の趣旨を踏まえ、当然に対応が必要と考えられる事項又は可能な限り対応することが望ましい事項、③そのほか、事務処理の参考例を示すことを主眼として作成したものである※。なお、②については、基本的に本ガイドラインによることが適当であるが、例外的に、個々の事案によっては、処分の性質や背景事情などを踏まえ、本ガイドラインと異なる対応をとることも許容される。しかしながら、本ガイドラインと異なる対応をとることは、法の目的である簡易迅速かつ公正に審理・裁決を行う観点から、例外的な措置を採ることが合理的であると客観的に判断される場合に限る必要がある。

※第2編～第6編において、それぞれの記載の位置づけは以下のとおりである。

- ①：「<法令>」（◆）「[解釈]」（□）に記載されている事項
- ②：（運用）中、「～必要がある」、「～が望ましい」と記載されている事項（◎）
- ③：（運用）中、②以外の事項（○）

本ガイドラインが、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという法のねらいを実現するに当たり、国又は地方公共団体における不服申立ての実務の指針として活用され、不服申立制度の適切かつ円滑な運用に資するものとなれば幸いである。

令和4年6月

－ 目次 －

| | |
|-----------------------|-----|
| はじめに（本ガイドラインの位置付け） | i |
| 第1編 総論 | 1 |
| 第1章 不服申立制度の概要 | 1 |
| 第2章 審査請求の手續に係る部署（職員） | 4 |
| 第3章 審理関係人等 | 5 |
| （審査庁・審理員編） | 6 |
| 第2編 審査請求 | 6 |
| 第1章 審査請求手續 | 6 |
| 1 審査請求の受付 | 6 |
| 2 審査請求の適法性審査（形式審査） | 11 |
| 3 審査請求書の補正 | 20 |
| 4 審理手續を経ないでする却下裁決 | 22 |
| 5 執行停止 | 24 |
| 6 審理手續の承継 | 28 |
| 7 審査請求の取下げ | 31 |
| 第2章 審理員の指名 | 33 |
| 1 審理員制度の趣旨 | 33 |
| 2 審理員の指名手續 | 33 |
| 3 審理員を補助する者 | 37 |
| 4 審理員の交代 | 38 |
| 5 審理員の指名を要しない場合 | 40 |
| 第3章 審理手續 | 42 |
| 1 総則的な留意点 | 42 |
| 2 審理関係人に係る手續 | 45 |
| 3 審査請求書の送付・弁明書の求め等 | 51 |
| 4 反論書・意見書 | 56 |
| 5 争点の整理等 | 59 |
| 6 口頭意見陳述 | 64 |
| 7 審理関係人による証拠書類等の提出 | 73 |
| 8 書類その他の物件の提出要求 | 77 |
| 9 審理関係人への質問 | 81 |
| 10 その他の審理手續 | 84 |
| 11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等 | 91 |
| 12 審理手續の併合又は分離 | 97 |
| 13 審理員による執行停止の意見書 | 100 |
| 14 審理手續の終結 | 101 |
| 15 審理員意見書 | 103 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 第4章 行政不服審査会等への諮問 | 106 |
| 1 諮問が必要となる場合 | 106 |
| 2 諮問手続 | 109 |
| 3 行政不服審査会等における調査審議手続 | 113 |
| 4 答申を受けた場合 | 114 |
| 第5章 裁決 | 115 |
| 1 裁決の態様 | 115 |
| 2 裁決手続 | 118 |
| 3 裁決後の手続 | 125 |
| 4 裁決の内容や不服申立ての処理状況の公表 | 128 |
| 第6章 電子的方法の利用 | 133 |
| 第3編 再調査の請求 | 136 |
| 第1章 再調査の請求の概要 | 136 |
| 第2章 再調査の請求の諸手続 | 138 |
| 1 再調査の請求手続 | 138 |
| 2 審理手続 | 141 |
| 3 決定 | 143 |
| 第4編 再審査請求 | 144 |
| 第1章 再審査請求の概要 | 144 |
| 1 再審査請求をすることができる場合 | 144 |
| 2 再審査請求の手続に関する部署（職員） | 146 |
| 第2章 再審査請求手続 | 147 |
| 1 再審査請求の受付 | 147 |
| 2 再審査請求の適法性審査（形式審査） | 148 |
| 3 再審査請求書の補正 | 149 |
| 4 審理手続を経ないでする却下裁決 | 149 |
| 5 執行停止 | 149 |
| 6 審理手続の承継 | 149 |
| 7 再審査請求の取下げ | 150 |
| 第3章 審理員の指名 | 151 |
| 第4章 審理手続 | 152 |
| 1 再審査請求書の送付及び裁決書の送付 | 152 |
| 2 意見書 | 152 |
| 3 争点の整理等 | 153 |
| 4 口頭意見陳述 | 153 |
| 5 証拠書類等の提出 | 153 |
| 6 書類その他の物件の提出要求 | 153 |
| 7 その他の審理手続 | 154 |
| 8 審理手続の終結 | 154 |
| 9 審理員意見書 | 154 |
| 第5章 裁決 | 156 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第5編 その他 | 157 |
| 第1章 各機関が個別案件の処理とは別に措置する事項 | 157 |
| 1 標準審理期間の設定 | 157 |
| 2 審理員候補者名簿の作成 | 160 |
| 第2章 不服申立てをしようとする者等に対する情報提供 | 162 |
| 第3章 大量の申立てを受けた場合の対応 | 164 |
| 第4章 審査請求の処理体制等 | 165 |
| (処分庁編) | 166 |
| 第6編 処分庁の対応 | 166 |
| 第1章 処分時の教示等 | 166 |
| 第2章 審査請求書の提出を受けた場合等の処分庁の対応 | 168 |
| 第3章 審理手続 | 169 |

— 図表目次 —

| | |
|--|-----|
| 図1 審査請求に係る大まかな事務手続の流れ | 3 |
| 図2 口頭意見陳述会場の配席（例） | 68 |
| 図3 行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れ | 113 |
| 図4 再調査の請求に係る大まかな事務手続の流れ | 139 |
| 図5 再審査請求の構成（例） | 144 |
| 図6 審理員となるべき者の名簿（例） | 160 |
| 表1 処分についての審査請求書の記載事項 | 12 |
| 表2 不作為についての審査請求書の記載事項 | 12 |
| 表3 代表者等の資格を証明する書面の例 | 13 |
| 表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例 | 23 |
| 表5 審理員の除斥事由（法第9条第2項） | 35 |
| 表6 審理員が行う主な事務 | 36 |
| 表7 審理員を指名しない場合（法第9条第3項）における審理手続等 | 41 |
| 表8 利害関係人の具体例 | 48 |
| 表9 申立てに関する意見聴取を行う審理手続 | 62 |
| 表10 必要な審理を終えたと認めるとき以外に審理手続を終結することができる場合 | 102 |
| 表11 審査請求手続における事件記録 | 104 |
| 表12 行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法第43条第1項各号） | 107 |
| 表13 法第43条第1項第1号及び第2号の機関 | 108 |
| 表14 事件関係書類の分類・編てつの例 | 126 |
| 表15 電子的方法を利用することが可能であると考えられる手続の例 | 133 |
| 表16 再調査の請求をすることができる処分 | 136 |
| 表17 再審査請求書の記載事項 | 148 |
| 表18 再審査請求手続における事件記録 | 154 |

第1編 総論

第1章 不服申立制度の概要

(1) 不服申立てとは

処分を受けた者が処分をした行政庁を指揮監督する立場にある行政庁に当該処分の取消しを請求するといったように、行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその再審査等を求める行為を、一般に、行政上の不服申立て（以下「不服申立て」という。）という。

法は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、この不服申立てに関する制度（以下「不服申立制度」という。）の手續等を定める一般法である。

(2) 不服申立制度の特徴

不服申立制度は、一般に、行政訴訟と比較すると、次のような特徴がある。

- ・ 簡易迅速な手續により国民の権利利益を救済することができること
- ・ 費用がかからないこと（例えば、行政訴訟とは異なり申立ての手数料が不要である。）
- ・ 処分が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても審理することができること
- ・ 不服申立てを契機として、行政が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保することができること
- ・ 審理手續については職権探知主義をとることとしており、当事者が主張していない事実についても、職権によって証拠調べをすることが当然に認められること

(3) 不服申立制度の対象

法に基づく不服申立ては、原則として、全ての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為が対象となる（法第2条・第3条）。ここにいう「処分」とは、いわゆる行政処分のほか、人の収容や物の留置など、公権力の行使に当たる事実上の行為も含まれる（法第1条第2項）。

ただし、法に定める一般的な規定を適用することになじまない処分等については、対象外とされているほか（法第7条）、処分の根拠等を定める個々の法律（以下「個別法」という。）に法に基づく不服申立制度の対象外とする旨の規定が置かれている場合がある。

(4) 不服申立ての種類

法に基づく不服申立ての原則は、「審査請求」である（法第2条・第3条）。

ただし、処分についての不服申立てに関しては、例外的に、個別法に特別の定めがある場合には、審査請求の前に処分庁に対して行う「再調査の請求」や、審査請求の後に更に別の行政庁に対して行う「再審査請求」をすることができる（法第5条・第6条）。

(5) 不服申立てを行うことができる者

処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」（法第2条）がすることができる。この「不服がある者」とは、行政庁の違法又は不当な処分により自己の権利若しくは法律上保護

された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条の定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一である。

不作為についての審査請求は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」（法第3条）、すなわち、当該不作為に係る申請をした者のみがすることができる。

（6）不服申立てをすることができる期間

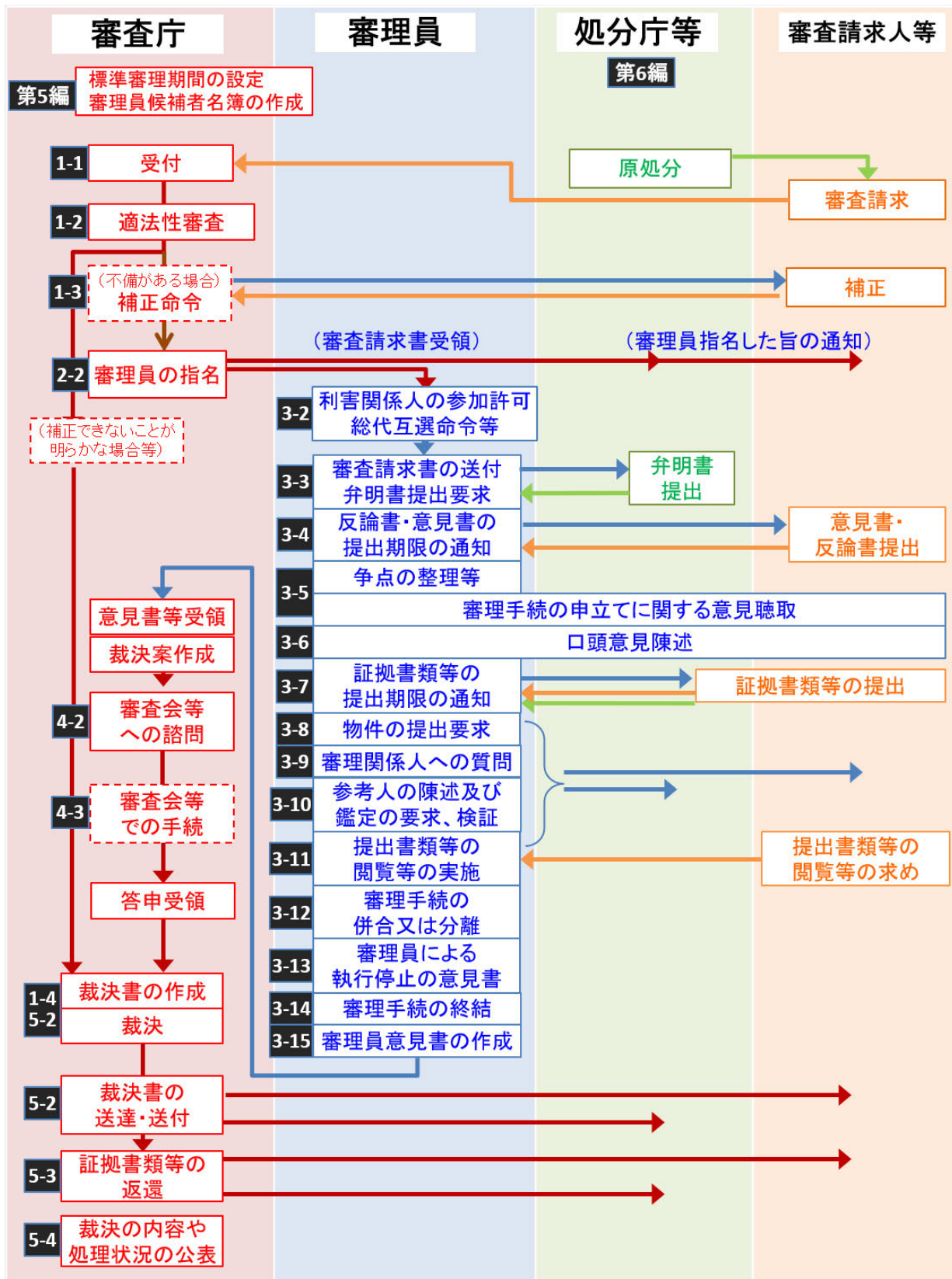
処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（再調査の請求の決定を経た場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）以内にしなければならない（法第18条第1項）。ただし、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、審査請求が認められる。

不作為についての審査請求は、申請から相当の期間が経過しても不作為がある場合には、当該不作為が継続している間は、いつでもすることができる。

（7）不服申立手続の流れ

審査請求に係る大まかな事務手続の流れは次ページの図のとおり。

図1 審査請求に係る大まかな事務手続の流れ



(注) 審査庁及び審理員の項目の左端の「1-1」等の数字は、第2編「審査請求」において当該項目について説明している章・節を指す（「1-1」の場合、第1章「審査請求手続」の「1 審査請求の受付」）。

第2章 審査請求の手續に係る部署（職員）

審査請求の手續には、おおむね次のような部署（職員）が関係することになる。

（1）審査庁

審査請求を受け、それに対する応答として、裁決を行う行政庁であり、原則として、処分庁等の最上級行政庁が審査庁となり、処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等が審査庁となる（法第4条）。

審査請求の形式審査、執行停止、審理員の指名、行政不服審査会等への諮問、裁決等といった個々の審査請求に係る事務のほか、標準審理期間の設定や審理員候補者名簿の作成、情報提供、処理状況の公表といった事務も処理する。実務上は、審査請求に対する裁決を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理することとなる。

（2）審理員

法においては、審理の公正性・透明性を高めるため、審査請求の審理を行う職員を「審理員」として位置付けており、審理員が、実際の審査請求の審理に当たって中心的な役割を担う。

法第9条第1項の規定により審査庁から指名を受けた審査庁に所属する職員が、その事務を処理することとなる。

（3）行政不服審査会等

法においては、裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁に対し、一定の場合を除き、裁決をしようとする際に行政不服審査会等（行政不服審査会及び法第81条により地方公共団体に置かれる機関をいう。以下同じ。）への諮問を義務付けている（法第43条第1項）。

行政不服審査会等は、審査庁の諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担うものであり、その調査審議は、構成員である委員によって行われるが、行政不服審査会等の組織・運営等について定める法令（条例等）の規定により、その事務局機能を担う部署（国の場合は、総務省に置かれる行政不服審査会の事務局）の職員が、行政不服審査会等における事務を補佐することになる。

第3章 審理関係人等

審査請求の当事者は、審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁等を総称したもの（法第28条）。以下同じ。）である。また、審査請求の手続においては、審理関係人のほか、審理に必要な書類等の所持人等が関係する場合がある。

（1）審査請求人

審査請求をした者である。

なお、具体的な手続は、総代（多数人が共同して審査請求をしようとするときに、三人を超えない範囲で互選することができる。法第11条）や代理人（法第12条）を通じて行われる場合がある。総代や代理人を選任した場合は、その資格を書面で証明しなければならない（行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）第3条第1項、第4条第2項。11ページ参照）、また、その資格を失ったときは、審査請求人は、書面でその旨を審査庁（審理員による審理手続が行われている間は、審理員）に届け出なければならない（同条第2項）。

（2）参加人

審査請求人のほか、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者、すなわち、審査請求の結果に法律上の利害関係を有する者が、審理員の許可を得て、又は審理員の求めにより、審査請求に参加した者である（法第13条。47ページ参照）。

なお、具体的な手続は、代理人（法第13条第4項）を通じて行われる場合がある。

（3）処分庁等

審査請求に係る処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は審査請求に係る不作為に係る行政庁（当該不作為に係る申請に対する処分を行うべき行政庁。以下「不作為庁」という。）であり、審査請求の相手方（訴訟における被告に相当）として、弁明書の作成・提出、証拠書類の提出などにより、審査請求に係る処分又は不作為が違法・不当でないことを主張することになる。

実務上は、当該処分を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理することになる。

（4）審理関係人以外の関係者

以上の審理関係人のほか、審理手続を進める過程で、事案に応じ、次のような者が審査請求の審理手続に関係する場合がある。

- ① 審理に必要な書類その他の物件を提出する当該物件の所持人（78ページ参照）
- ② 知っている事実を陳述する参考人（86ページ参照）
- ③ 鑑定を行う鑑定人（87ページ参照）
- ④ 検証を行う場所を所有・管理する者（88ページ参照）

(審査庁・審理員編)

第2編 審査請求

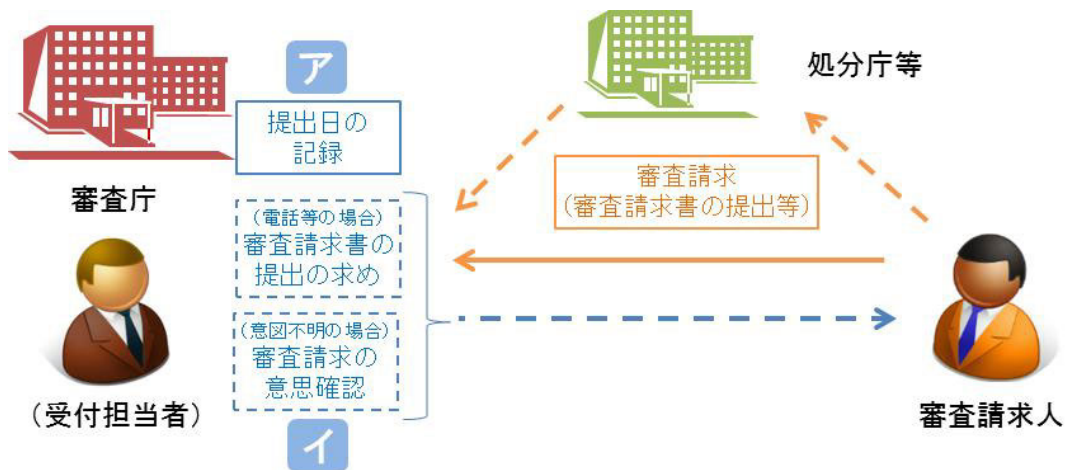
第1章 審査請求手続

1 審査請求の受付

図1〔1-1〕

【概要】

審査請求は、原則として、審査請求書を提出して行うこととされている。審査庁の担当職員は、審査請求の受付に当たっては、審査請求書の提出日等を記録する。



ア 受付処理

① 通常の審査請求の場合

審査庁の担当職員は、審査請求書が審査庁の事務所に到達したときは、提出日の記録等の受付処理を行う。

＜法令＞◆ 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならない。

〔解釈〕□ 審査請求書は、審査請求に必要な事項が記載された書面であればよい。

〔運用〕◎ 審査請求期間内の提出かどうかを判断するため、具体的な受付処理として、例えば、審査請求書に受付印を押す、文書受付簿に記載する、審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印等の日付も記録する等により、その年月日を記録する必要がある。

○ 同種の処分について一定数の審査請求があるなど、当該審査請求事件の処理の効率性を確保する必要がある等の場合は、提出日の記録に加えて、適宜事件番号や事件名等を付すことも考えられる。

様式例第1号

法19条1項

② 口頭による審査請求の場合

法律（条例に基づく処分については、条例）に基づき口頭で審査請求をすることができる場合において、口頭で審査請求を受けたときは、審査庁の担当職員又は処分庁等において陳述を受ける担当職員は、審査請求に必要な事項を陳述させ、その内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認する*。

＜法令＞◆ 口頭で審査請求をする場合には、法に規定する審査請求書の記載事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。

（運用）○ 陳述の内容を確認する際、行政庁が作成した審査請求録取書の写しを陳述人に交付しておくことが考えられる。

*デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）第60条（令和3年9月1日施行）による法第20条の改正により、陳述人の押印が不要となった。

③ 提出日の扱い

審査請求書の提出日（審査請求の年月日）は、提出等の状況によって以下のとおりとなる。

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| a 審査請求書を持参して提出した場合 | 審査請求書の提出日 |
| b 審査請求書が郵送された場合 | 審査請求書の発送日 |
| c オンラインによる審査請求の場合 | 審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録日 |
| d 口頭による審査請求の場合 | 必要な事項を陳述した日 |

a) 審査請求書を持参して提出された場合

〔解釈〕□ 審査請求書を提出したときに、処分等についての審査請求があったこととなる。

i) 処分庁等に審査請求書が提出された場合

＜法令＞◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等に審査請求書を提出したときに、処分等についての審査請求があったものとみなされる。

（運用）◎ 処分庁等を経由して審査請求書が送付された場合には、受付処理として、審査請求書が処分庁等に到達した日を記録する必要がある。

◎ 処分庁等が審査請求書の提出等を受けたときは、審査庁は、処分庁等から、審査請求書を受け取る際に、審査請求書の提出等があった年月日を併せて通知させる必要がある。

ii) 誤った教示により審査庁以外の行政庁に審査請求書が提出された場合

＜法令＞◆ 処分庁が審査請求先を誤って教示したことによりその教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、審査請求書が審査庁となるべき行政庁（正しい審査請求先）に送付されるが、審査庁となるべき行政庁に送付さ

様式例第2号

法20条
法19条2～5
項

法21条3項

法22条1・
2・5項

れたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなされる。

[解釈] □ 審査請求書を審査庁となるべき行政庁に回付した場合には、この場合の審査請求書の提出日は、「初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみな」されることから、審査請求人が審査請求書を持参した日となる。

(運用) ◎ 誤って審査請求先として教示された行政庁から審査請求書が送付された場合には、受付処理として、審査請求書が当該行政庁に到達した日を記録する必要がある。

◎ 誤って審査請求先として教示された行政庁が審査請求書の提出等を受けたときは、当該行政庁は審査請求書の提出等があった年月日の記録を行い、審査庁は、当該行政庁から審査請求書を受け取る際に審査請求書の提出等があった年月日を併せて通知させる必要がある。

b) 審査請求書が郵便又は信書便で提出された場合

<法令>◆ 送付に要した日数は、審査請求期間の計算に算入されない。

法18条3項

[解釈] □ 審査請求書の送付に要した日数は、審査請求期間の計算に算入されないため、発送日が提出日となる。

□ 法第21条第3項又は法第22条第5項の適用がある場合に、審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求書を郵便等により提出したときは、上記と同様、発送日が提出日となる。

(運用) ◎ 審査請求期間内の提出かどうかを判断するため、審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印の日付等^(※)が付された封筒等も保管する等、その年月日を記録する必要がある。

※ 審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印の日付等により確認した発送日をもって審査請求の年月日となる。

c) オンラインによる審査請求の場合

<法令>◆ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「総務省デジタル手続法施行規則」という。）第4条第1項の規定により、オンラインで審査請求がされた場合には、審査庁の使用に係る電子計算機（サーバ等）に備えられたファイルへの記録がされた時に、審査請求がされたものとみなされる。

デジタル手続法6条3項

(運用) ◎ オンラインで審査請求がされた場合には、受付処理として、審査庁の使用に係る電子計算機（サーバ等）に備えられたファイルへの記録がされた日を受付簿等に記録する必要がある。

d) 口頭による審査請求の場合

＜法令＞◆ 法律（条例に基づく処分については、条例）に基づき口頭で審査請求をする場合には、法に規定する審査請求書の記載事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取りし、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。（再掲）

法20条

法19条2～5項

◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等に必要事項を陳述したときに、処分についての審査請求があったものとみなされる。

法21条3項

[解釈] □ 口頭で審査請求がされた場合には、必要な事項が陳述されたときに、審査請求がされたことになる。

④ 審査請求における本人確認

(運用) ○ 一般に、審査請求人となる処分の相手方、申請の申請者、処分の利害関係者については、当該処分の処分通知や申請の受付などにより、処分庁が処分の相手方等の氏名や現住所などの本人情報等を把握していることから、審査庁が審査請求書に記載されている本人情報が被処分者等と相違ないかを処分庁に照会することで本人確認を行うことが可能と考えられる。

○ 上記によっても、本人であるかどうか疑わしい場合には、例えば、処分の相手方等に対し、電話による問合せや、審査請求が行われたことを本人限定郵便により通知するといった運用等が考えられる。

イ 不適切な審査請求が行われた場合の対応

① 苦情等と審査請求のどちらに該当するのかが不明確な文書が審査請求書として提出された場合

審査庁の担当職員は、早急に当該文書提出者に対し、不服申立制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認し、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱う。

不明確な審査請求書の補正
→20頁参照

[解釈] □ 審査請求が不適法であっても、審査請求人が審査請求を行う意思が明確であれば、審査請求書の提出を受け取ることを拒むことはできず、裁決で却下することになる（法には審査請求を不受理とすることを認める規定はない。）。

法45条1項

□ 都市計画法施行令17条による異議の申立であるか若くは単なる陳情であるかは、本件の経緯に照すも、当事者の意思解釈の問題に帰する…〔最高裁昭和32年12月25日第二小法廷判決・民集11巻14号2466頁〕。

(運用) ○ 苦情等と審査請求のどちらに該当するのかが不明確な文書が審査請求書として提出された場合、審査庁の担当職員は、不服申立制度の趣旨を説明した上で、審査請求として取り扱ったとしても不適法な審査請求として却下されることになる旨を伝えるとともに、審査請求の意思の有無を確認した結果、処分の取消し等を求めるものではなく、単なる不満や

制度そのものの改廃を求めるといった内容であることが判明し、苦情の申出などの他の制度によってより適切に対応し得るものであると認められる場合には、当該制度の窓口等について情報提供を行うことが考えられる。

- 審査請求の意思の有無の確認後、当該文書提出者が審査請求の意思がない旨の意向を示した場合においても、これらの処理経過については、後日、審査庁の担当職員が不当に審査請求を取り下げさせたといった誤解を招かないよう、記録を作成しておくことが考えられる。

② 電話、FAX、電子メールで審査請求がされた場合

電話により審査請求をする旨の陳述があった場合や、FAXや電子メール（デジタル手続法に基づくものでない場合。133ページ参照）で審査請求がされた場合には、審査請求書の提出（デジタル手続法に基づきオンラインを利用して提出する方法を含む。）など適法な方法により、審査請求をするよう求める。

[解釈] □ 審査請求は、原則として、審査請求書を提出（デジタル手続法に基づきオンラインを利用して提出する方法を含む。）して行う必要があるため、電話、FAX、電子メール（デジタル手続法に基づくものでない場合。）は、適法な審査請求の方法とは認められていない。

法19条
デジタル手続
法6条2項

(運用) ○ 運用上の取扱いとしては、審査庁の判断により、次のように取り扱うことが排除されるものではない。

- ・ 口頭により審査請求をすることができる場合に、電話による陳述を口頭による審査請求として録取し、電話で陳述の内容を読み聞かせて誤りのないことを確認する（この場合は、陳述人に録取書を送付しておくなどが考えられる。）。※デジタル社会形成整備法第60条（令和3年9月1日施行）による法第20条の改正により、陳述人の押印が不要となった。

- FAXや電子メール（デジタル手続法に基づくものでない場合。）で審査請求がされた場合に、改めて審査請求書の提出を求める際には、その後の手続を迅速に進める観点から、記載事項に不備がないかを確認し、不備がある場合には、修正した上で提出するよう求めることが考えられる。

③ 審査請求書とともに証拠書類等と思われる書類等が添付されていた場合

審査庁の担当職員は、早急に当該書類等の提出者に対し、審査請求書と証拠書類等との取扱いの違いを説明して証拠書類等として提出したものか、審査請求書と一体をなすものとして提出したのかを確認する。

[解釈] □ 法において、審査請求書と証拠書類等とは、次のように取扱いに差がある。

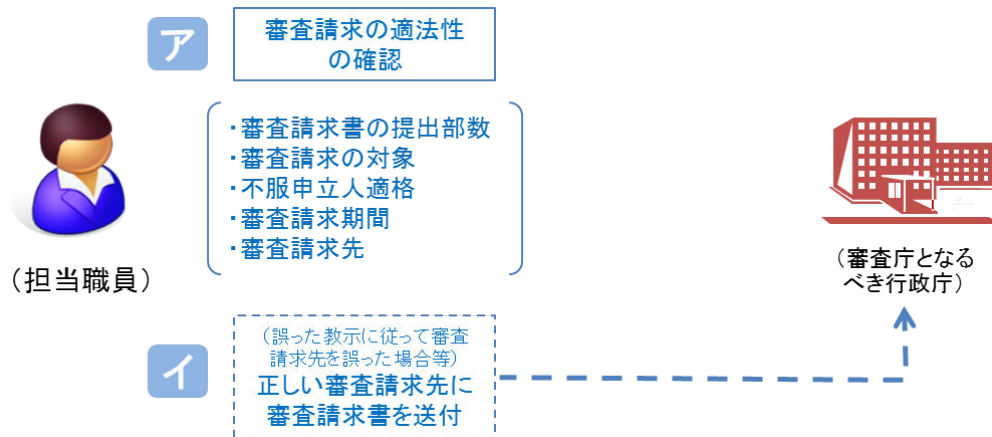
- ・ 審査請求書の写しは、原則として、処分庁等に送付される。
- ・ 証拠書類等は、審査庁が裁決をしたときは、速やかに提出人に返還される（審査請求書は返還されない。）。

法32条1項
→73頁参照

法29条1項
→51頁参照
法53条
→125頁参照

【概要】

審査請求書の受付処理を行った後、審査庁の担当職員は、書面審理等により、その審査請求が適法であるか否かの確認を行う。



ア 審査請求の適法性の確認

① 審査請求書の記載事項等

- ・ 必要な記載事項が全て記載されていること
- ・ 代表者等の資格を証明する書面が添付されていること
- ・ 所要の通数の審査請求書が提出されていること

を確認

※押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号。令和3年2月15日公布・施行。）により、審査請求書の押印が不要となった。

（運用）○ 受付した職員ごとに差が出ないように、審査請求書の必要記載事項をチェックする項目をリスト化することが考えられる。

a) 審査請求書の記載事項

<法令>◆ 審査請求書の記載事項は、表1及び表2のとおり。

[解釈]□ 審査請求書の様式については、法令上定められていないため、各行政機関において、参考となる一定の様式を示すことは可能であるが、当該様式によらない審査請求書が提出された場合であっても、それ自体で審査請求が不適法となるものではないことに留意する必要がある。

b) 代表者等の資格を証明する書面

<法令>◆ 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

法19条2～5項
令4条

様式例第1号

法第19条第2～
第5項

様式例第1号

令第4条第2項

- (運用) ○ 代表者等の資格を証明する書面の例は、表3のとおり。
- 審査庁は、必要に応じて、職権で代表者等が資格を有するかを調査することができる。

表1 処分についての審査請求書の記載事項

| 記載事項 | 根拠条文 |
|--|----------|
| 必ず記載が必要な事項 | |
| ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ^(※) (※) なお、旧法で審査請求書の記載事項とされていた審査請求人の年齢は、改正により削除されている。 | 法19条2項1号 |
| ② 審査請求に係る処分の内容 | 同項2号 |
| ③ 審査請求に係る処分（再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日 | 同項3号 |
| ④ 審査請求の趣旨及び理由 | 同項4号 |
| ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容 | 同項5号 |
| ⑥ 審査請求の年月日 | 同項6号 |
| 一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項 | |
| ① 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所 | 法19条4項 |
| ② 再調査の請求をした日 ^(※) の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合において、法第5条第2項第1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日 (※) 法第61条において読み替えて準用する法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日 | 法19条5項1号 |
| ③ 再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合において、法第5条第2項第2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その正当な理由 | 同項2号 |
| ④ 審査請求期間 ^(※) の経過後において審査請求をする場合 その正当な理由 (※) 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月・処分があった日の翌日から起算して1年（法第18条第1項本文・第2項本文） | 同項第3号 |

表2 不作為についての審査請求書の記載事項

| 記載事項 | 根拠条文 |
|--|----------|
| 必ず記載が必要な事項 | |
| ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ^(※) (※) なお、旧法で審査請求書の記載事項とされていた審査請求人の年齢は、改正により削除されている。 | 法19条3項1号 |

| | |
|--|--------|
| ② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日 | 同項2号 |
| ③ 審査請求の年月日 | 同項3号 |
| 一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項 | |
| ① 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所 | 法19条4項 |

表3 代表者等の資格を証明する書面の例

| 審査請求人の類型等 | 資格を証明する書面の例 | 備考 |
|---|---|--------|
| 審査請求人が法人である場合 | 登記事項証明書等代表者の資格を証明する書面 | 様式例第3号 |
| 審査請求人が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合 | その規約、会則、定款、寄附行為等代表者又は管理人の定めがあることを証明する書面及び代表者又は管理人の資格を証明する書面 | 様式例第3号 |
| 総代が選任されている場合 | 総代の資格を証明する書面 | 様式例第4号 |
| 代理人によって審査請求をする場合 | 代理人の資格を証明する書面 | 様式例第5号 |

c) 提出通数

<法令>◆ 審査請求書の提出通数は、原則^(※)として正副2通。

(処分庁等が審査庁である場合は、正本1通のみ。)

(※ デジタル手続法第6条第2項の規定により、オンラインで審査請求がされた場合には、審査請求書の正副2通が提出されたものとみなされる。)

令4条1項

② 審査請求の対象

- ・ 審査請求に係る処分の存在（処分についての審査請求の場合）
 - ・ 法令に基づき不作為に係る処分について申請がなされており、かつ、当該申請から相当の期間が経過しているにもかかわらず、当該申請に対する応答としての処分がなされていないこと（不作為についての審査請求の場合）
- を審査請求書の記載事項等により確認

法2条

法3条

<法令>◆ 「行政庁の処分」に不服がある者は、審査請求をすることができる。

法2条

- ◆ 法令に基づき行政庁に対して行った処分についての申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、「行政庁の不作為」（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。

法3条

[解釈] □ 制度の改廃など特定の処分・不作為を対象としない抽象的な不服を申し立てている場合、当該処分が既に取り消されている場合、公権力の行使に当たる事実上の行為が既に終了している場合などは、不適法な審査請求となる。

□ 不作為についての審査請求について、「相当の期間」とは、社会通念上

該申請を処理するのに必要とされる期間を意味し、具体的には、個々の事案に即して適切に判断すべきものであるが、法令で申請に対する処分をすべき具体的な期間を定めている場合には、この期間が判断基準となる。

(運用) ○ 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく標準処理期間が設定されている場合には、標準処理期間の具体的な定め方も考慮する必要があるが、特段の条件なく一定の期間を設定している場合は、申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(同法第6条)という標準処理期間の趣旨に照らせば、この期間を経過していれば、一般には、相当の期間を経過したものとして取り扱うことが考えられる。

③ 不服申立人適格(審査請求等ができる者)

審査請求人について、

- ・ 「行政庁の処分に不服がある者」であること(処分についての審査請求の場合)
- ・ 当該不作為に係る処分について申請をした者であること(不作為についての審査請求の場合)

を確認

<法令> ◆ 行政庁の処分に「不服がある者」は、審査請求をすることができる。

◆ 不作為についての審査請求は、法令に基づき行政庁に対して「処分についての申請をした者」がすることができる。

◆ 個人や法人のほか、人格なき社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めのあるものは、その名で審査請求をすることができる。

[解釈] □ 行政庁の処分に「不服がある者」とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法9条に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同一であり、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている〔最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁(主婦連ジュース不当表示事件)〕。

□ 行政事件訴訟法9条2項においては、原告適格における「法律上の利益」の有無の判断についての考慮事項を次のように定めており、不服申立人適格の有無についても、これらの事項を考慮して判断する必要がある。

○ 行政事件訴訟法(抄)

(原告適格)

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分又は裁決の取消しを求めにつき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮

法2条

法3条

法2条

法3条

法10条

法2条

されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

- 「不服がある者」とは、具体的には、当該処分の相手方のほか、処分の相手方以外の者で当該処分により生命、身体、財産等に著しい不利益を受ける（おそれのある）者などが考えられるが、具体的には、個々の事案に即して、当該処分の根拠法令等に照らして判断する必要がある。

(運用) ◎ 不服申立人適格の有無や審査請求期間を徒過した場合の正当な理由の有無などの不服申立要件が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合（※表4のような例に該当することが明らかでなく、不適法なものとして直ちに却下裁決を行うことが困難な場合）は、審理手続を行った上で判断する必要がある。

④ 審査請求期間

a) 基本的事項

処分についての審査請求については、審査請求の年月日^(※1)が、

- ・ 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月^(※2)を経過していないこと
- ・ 処分^(※3)があった日の翌日から起算して1年を経過していないこと
- ・ これらの期間経過後になされている場合には、審査請求期間内に審査請求をしなかったことについての正当な理由（後述b参照）があるか

を確認

(※1 審査請求書が郵便等により提出された場合は、消印の日付等により確認した発送日をもって審査請求の年月日となる。)

(※2 再調査の請求の決定を経た後の審査請求の場合は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)

(※3 再調査の請求の決定を経た後の審査請求の場合は、当該決定)

<法令> ◆ 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

◆ 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

法18条1項本文

法18条2項本文
法18条1項ただし書・2項ただし書

法18条3項→8頁参照

法18条1項

法18条2項

[解釈] □ 「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実知った日を指すものであって、抽象的な知り得べかりし日を意味するものでないと解するを相当とする。尤も処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあつて、社会通念上処分のあつたことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあつたことを知つたものと推定することはできる〔最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決・民集6巻10号1038頁〕。

□ 「処分があった日」とは、処分が効力を生じた日をいう。

□ 「再調査の請求についての決定があつたことを知った日」については、当該決定が決定書の送達によってされることから、特段の事情がない限り、決定書の送達されたとき（公示送達の場合には、公示された日の翌日から起算して2週間が経過した時）に、決定があつたことを知つたものと解される。

□ 審査請求期間の期限が行政庁の休日に当たるときは、一般には、その休日の翌日をもってその期限とみなされる（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）4条の2 4項）。

□ 処分が個別の通知でなく告示等により多数の関係者に画一的に告知すべきものとされている場合には、一般には、そのような告知方法が採られている趣旨に鑑み、当該告示等によって処分を知つたものと解してよいと考えられる〔最高裁平成14年10月24日第一小法廷判決・民集56巻8号1903頁〕。

□ 処分の相手方以外の第三者の場合については、諸般の事情から、当該第三者が処分があつたことを了知したものと推認することができるときは、その日を「処分があつたことを知った日」としてその翌日を審査請求期間の起算日と解すべきものとされる〔最高裁平成5年12月17日第三小法廷判決・民集47巻10号5530頁〕。

(運用) ○ 一般には、郵送等の方法により社会通念上当事者が知り得る状態に置かれたときは、特段の事情（反証）がない限り、処分を知つたものと解してよいと考えられる。

○ 処分の多くは、相手方に到達したときにその効力を生ずるので、処分の相手方が審査請求人である場合に「処分があつた日の翌日から起算して1年」という期間が問題となることは少ないと考えられるが、処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合には、処分があつたことを後になって知つたため、「処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月」以内ではあるが、「処分があつた日の翌日から起算して1年」の経過後に審査請求がなされるケースも想定される。

b) 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合の「正当な理由」

[解釈] □ 「正当な理由」の有無については、審査庁において、個別の事案に即して判断すべきものである。一般には、例えば、法82条に基づく教示がされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったような場合や、誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは該当すると考えられる。一方、処分通知（法82条に基づく教示あり）が審査請求人に到達しているものの、審査請求人が審査請求期間の不知を主張する場合や、審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は該当しないと考えられる。

(運用) ◎ 処分庁が法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示し、当該期間内に審査請求がされた場合には、審査請求人が教示の誤りを認識しておらず、審査請求書にその「正当な理由」の記載がないことも想定されるが、この場合は、不適法な審査請求であるとして補正を命じることなく、適法な審査請求として取り扱うことが望ましい。

c) 期間の計算方法

<法令>◆ 「3月」、「1年」等の期間は、暦に従って計算する。

民法（明治29年法律第89号）143条

[解釈] □ 例えば、1月20日が「処分があったことを知った日」や「処分があった日」である場合には、翌日の1月21日が起算日となり、「3月」の期間は当該年の4月20日、「1年」の期間は翌年の1月20日の終了をもって満了する。

⑤ 審査請求先

- ・ 正しい審査請求先（審査請求をすべき行政庁）に提出されているか
- ・ 誤った審査請求先（審査請求をすべき行政庁以外の行政庁）に提出された場合には、教示がされているか、また、誤った審査請求先が教示されていないかを確認

法4条

法82条1項

<法令>◆ 審査請求をすべき行政庁は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとなる。

法4条

- (ア) 処分庁等に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは外局等の庁の長^(※)である場合 当該処分庁等
- (イ) 外局等の庁の長^(※)が処分庁等の上級行政庁である場合 当該庁の長

(※) 宮内庁長官又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁（府省の外局として置かれる庁）の長

- (ウ) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（(ア)(イ)に該当する場合を除く。） 当該主任の大臣
- (エ) (ア)～(ウ)以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

◆ 法定受託事務に係る処分等については、審査請求をすべき行政庁は、

地方自治法255

法律に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとなる。

- (7) 都道府県の執行機関の処分等^(※) 当該処分等に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣
 - (イ) 市町村の執行機関（市町村長・教育委員会・選挙管理委員会）の処分等^(※) 都道府県の執行機関（知事・教育委員会・選挙管理委員会）
- (※) 不作為については、当該不作為に係る執行機関に対して審査請求をすることもできる。

- [解釈] □ 誤った審査請求先に審査請求書が提出された場合であっても、審査請求人が当該行政庁に審査請求を行う意思が明確であれば、当該審査請求が不適法であることをもって、審査請求書の提出を受け取することを拒むことはできない。
- 当該処分について再調査の請求ができる場合に処分庁に再調査の請求書が提出されたときは、処分庁が教示をしていなかった場合も、適法な再調査の請求として取り扱うことになる。
- (運用) ◎ 処分庁等、審査庁となるべき行政庁又は教示がされた行政庁のいずれでもない行政庁に審査請求書が提出された場合には、当該行政庁の担当職員は、早急に審査請求人に対し、正しい審査請求先に審査請求書を提出すべきであり、当該行政庁に対する審査請求は不適法な審査請求として却下されることになる旨を説明することが望ましい（なお、正しい審査請求先が把握できない場合には、処分庁に対して審査請求書を提出することができる旨を説明することが望ましい。）。
- ◎ 正しい審査請求先が審査請求書の宛先として記載されているが、審査請求書が審査請求をすべき行政庁又は処分庁等以外に提出された場合については、審査請求人にその旨通知し、審査請求書の返還等の対応をとることが望ましい。

【参考】 地方公営企業が保有する個人情報の開示請求に係る審査請求の審査庁についての判例（最高裁令和3年1月22日第二小法廷判決・判自472号11頁）

[判決の要約]

- 法4条1号により、不作為についての審査請求は、法律（条例に基づく処分については条例）に特別の定めがある場合を除くほか、不作為庁に上級行政庁がない場合、当該不作為庁に対してするものとされている。
- 地方公営企業法の全部を適用し、管理者を置く地方公営企業の場合、同法の定めによれば、管理者は、8条1項各号に掲げる事項を除き、法令に特別の定めがない限り、当該公営企業の業務の執行に関し、当該地方公共団体を代表することとされている。また、地方公共団体の長は、管理者に対し、同法16条所定の場合に限って必要な指示をすることができるにとどまり、法令に特別の定めを置かない限り地方公共団体の長の管理者に対する一般的指揮監督権は排除されている

ものと解される。

- したがって、法令に特別の定めがない以上、管理者の保有個人情報の開示決定は当該公営企業の業務の執行に当たり、地方公共団体の長はこれについて指揮監督権を有せず、これを是正する権限や職責を有しないから、本件管理者の上級行政庁には当たらない。よって、審査請求は本件管理者に対してすべきものである。

イ 審査請求書等の送付

- 審査請求書の提出を受けた行政庁が、処分庁が誤って審査請求先として教示した行政庁である等一定の場合には、正しい審査請求先への送付等必要な処理を行う。

法21条2項
法22条1項
法83条3項

- ＜法令＞◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

法21条2項

- ◆ 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

法22条1・2項

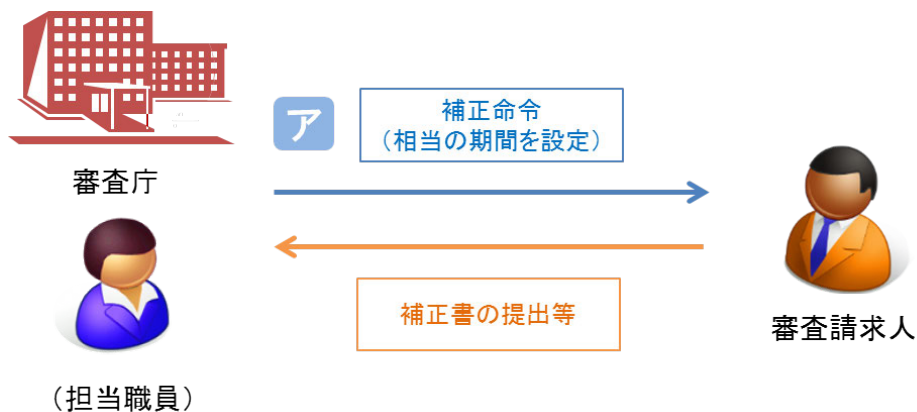
また、当該行政庁が、処分庁に審査請求書を送付したときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- ◆ 処分庁が処分時に教示をせず当該処分庁に不服申立書が提出された場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。

法83条1・3項

【概要】

審査請求書に不備がある場合は、審査庁の担当職員は、相当の期間を定めて、審査請求人に対して不備を補正すべきことを命じる。



ア 補正命令

① 補正を命じる場合

審査請求書に不備がある場合は、審査庁の担当職員は、相当の期間を定めて、審査請求人に対して不備を補正すべきことを命じる。

＜法令＞◆ 審査請求書が法第19条（審査請求書の記載事項）の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定めて、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

法23条

[解釈] □ 審査請求書の不備とは、必要的記載事項（表1・2）や添付書類（表3）の漏れや誤りである。また、その内容が要領を得ないため、対象となる処分や不服の内容が明確でない場合や提出通数が必要部数に満たない場合は、審査請求書の不備に該当する。

→12・13頁参照

□ 処分庁が審査請求先等を誤って教示し、又は教示をしなかった場合で、法22条1～4項又は法83条3項の規定により審査請求書その他の不服申立書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときには、審査庁となるべき行政庁に送付された審査請求書その他の不服申立書は、宛先となる審査請求先の表示が誤っていても、あるいは、「再調査の請求書」や「不服申立書」と書かれていても、正しい審査請求先が宛先として表示された「審査請求書」とみなして取り扱われるべきであり、補正を要しない。

□ ①誤字、脱字、審査請求書上の審査請求の年月日と実際に審査請求書を提出（発送）した日付の若干の差違等、明白かつ審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる軽微な欠陥がある場合、

②例えば、処分のあった日から3月以内に審査請求された場合の「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」や審査請求先に誤りがなく審査請求期間内である場合の「処分庁の教示の有無及びその内

容」の記載が不足している場合など、明らかに適法な申立てである場合、又は、「審査請求の趣旨及び理由」の記載内容から明らかに不適法な申立てである場合（表4参照）、

③審査請求人が特段の主張なく処分の見直しを求めている場合や審査庁として審査請求人が何を理由に何を求めているのかをくみ取ることができる場合の「審査請求の趣旨及び理由」など、審理手続を進めることに支障がない場合

は、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じることは要しない。（③の場合において、不明確な点については、その後の審理手続において、必要に応じて事実確認をするなどの対応を行う。）

□ 補正命令に際して定める「相当の期間」（法23条）とは、当該不備を補正するのに社会通念上必要とされる期間をいい、社会通念に照らして不十分な期間である場合には、当該補正命令は不適法と解される。

□ 不服申立人適格の有無や審査請求期間を徒過した場合の正当な理由の有無などの不服申立要件が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合（※表4のような例に該当することが明らかでなく、不適法なものとして直ちに却下裁決を行うことが困難な場合）は、審理手続を実施した上で判断する必要がある。

② 補正命令の方式

（運用）○ 補正を命ずる方式については、手続の円滑な進行を図る観点から、記録に残る形で命じ、「補正書」等、記録に残る形で記載させることが考えられる。

○ 補正を命じる際には、相当の期間内に不備を補正しない場合は、審査庁が、当該審査請求を却下することができる旨の注意喚起を行うことも考えられる。

○ 内容が要領を得ない審査請求書についての取扱いについては、単に審査請求人に補正を命じるだけでは適切な補正が行われたいことも想定されるため、審査請求人の利便を図り、その後の手続を迅速に進める観点から、審査請求人や処分担当課室が属する部署に審査請求に至る経緯等を聞き取るなどにより対象となる処分等を確認し、必要となる補正の内容を明示した上で、補正の手続をとるという方法も考えられる。

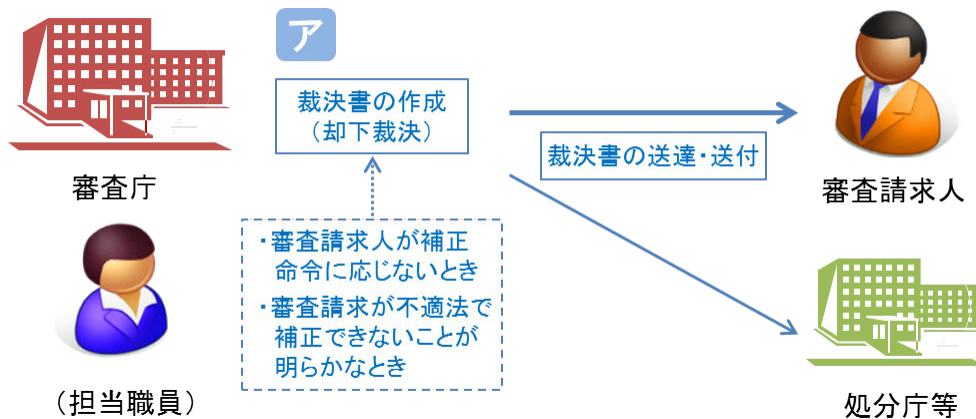
○ 審査請求人が審査請求書を持参した場合には、審査の迅速化を図るため、可能な限りその場で任意の修正を求めた上で受け付ける方法が考えられる。持参された審査請求書では審査請求の対象となる処分等が明確でない場合には、必要に応じ、審査請求の対象と考えられる処分に係る処分担当課室が属する部署の職員を立ち合わせ、当該職員と共に審査請求書の確認を行い、必要な修正を求めるという方法も考えられる。

様式例第6号
様式例第7号

法24条1項

【概要】

審査請求人が補正命令に従わない場合や、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合は、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる。



ア 裁決書の作成

○ 審理手続を経ないでする却下裁決については、一般の裁決と同様に、裁決書を作成し、審査請求人に送達する。

<法令>◆ 次の場合には、審査庁は、審理手続を経ないで、当該審査請求を却下することができる。

- ・ 補正命令に対し、審査請求人が、審査庁が定めた相当の期間内に不備を補正しない場合
- ・ 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合

◆ 審理手続を経ないで審査請求を却下する場合、審理員の指名は不要。

[解釈] □ 不服申立人適格の有無や審査請求期間を徒過した場合の正当な理由の有無などの不服申立要件が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合（※表4のような例に該当することが明らかでなく、不適法なものとして直ちに却下裁決を行うことが困難な場合）は、審理手続を行った上で判断する必要があるため、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかであるときには該当しない。

□ 審査請求が不適法であっても、審査請求人が審査請求を行う意思が明確であれば、審査請求書の提出を受けることを拒むことはできず、裁決で却下することになる（法には審査請求を不受理とすることを認める規定はない。）。

(運用) ○ 「審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである」場合とは、具体的には、表4のような例が考えられる。

→詳細な手続については
118頁参照

法24条

法9条1項ただし書

法24条2項

表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例

- 審査請求をすることができない処分又は不作為について審査請求をした場合（法第7条に規定される適用除外に該当する場合等）
- 処分又は不作為には該当しない（存在しない）ものについて審査請求をしたことが明白である場合
- 制度の改廃など特定の処分又は不作為を対象としない抽象的な不服を申し立てた場合
- 職権で審査請求に係る処分が取り消されている場合や、申請に対する処分が行われている場合で、不服申立ての利益がなくなったことが明白である場合
- 処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合で、審査請求をすることについて法律上の利益がないことが明白である場合（※原告適格における「法律上の利益」の有無の判断についての考慮事項については行政事件訴訟法第9条第2項に規定されている（14ページを参照）。）
- 審査請求期間を徒過し、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白である場合
- 審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求をした場合（教示が不適切な場合を除く。）

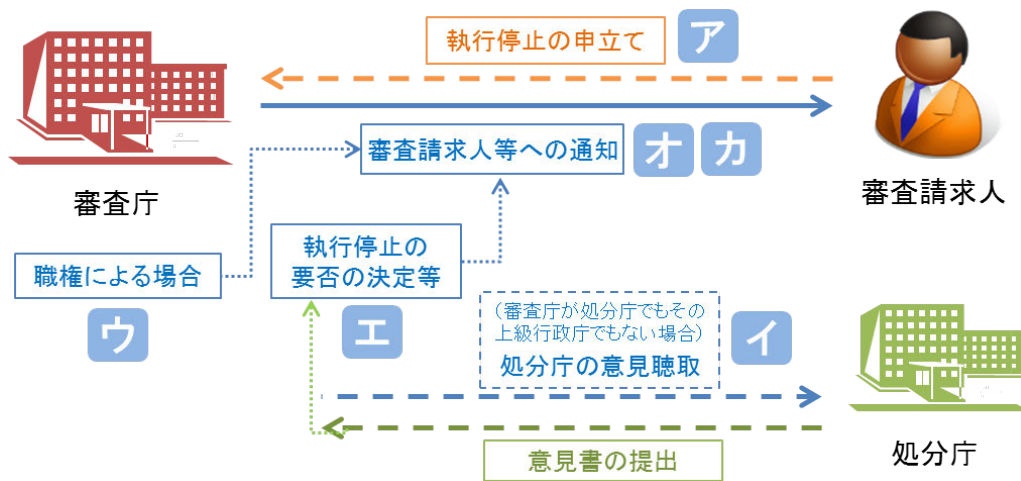
【概要】

審査庁は、執行停止^(※)の申立て等を受けた場合は、その必要性を判断した上で執行停止の要否を決定し、通知等を行う。

(※) 執行停止の意義

審査請求そのものは、その対象となった処分の効力やその後の手続に影響を与えるものではないが、事案によっては、その間の事態の進行に伴い、裁決で処分の取消し等があっても、もはや原状回復が困難となるなど、本来の審査請求の目的を達することが不可能となる場合が生じ得る。

このため、審査請求人の権利利益を保護するための暫定的な措置として、審査庁は、必要があると認める場合には、処分の執行の停止等の措置（執行停止）をとることができることとされている。



ア 審査請求人からの申立て

○ 審査庁の担当職員は、審査請求人からの執行停止の申立てを処理する。

<法令>◆ 審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、執行停止をすることができる。

法25条2項

[解釈] □ 執行停止の申立て（法25条2・3項）の方式については、法令上の定めはなく、審査請求の際に併せて執行停止の申立てをする場合には、審査請求書に執行停止を求める旨を付記して申立てをすることも許容される。

(運用) ○ 審査請求人が、執行停止を申し立てる意向を示した場合は、手続の円滑な進行を図るため、審査請求人から記録に残る形での提出を求めることが考えられる。

様式例第8号

イ 処分庁の意見の聴取

○ 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合に、審査請求人から執行停止の申立てがあったときは、執行停止が必要と認められる場合は、執行停止の適否について、処分庁の意見を聴く。

<法令>◆ 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。

法25条3項

[解釈] □ 審査庁は、提出された処分庁の意見に拘束されるものではない。
(運用) ◎ 処分庁の意見の聴取は、記録に残る形で行うことが望ましい。

様式例第9号

ウ 職権による執行停止

○ 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁である場合には、必要に応じて、職権により執行停止をすることができる。

<法令> ◆ 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、職権により、執行停止をすることができる。

法25条2項

◆ 審査庁が処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれでもない場合には、職権による執行停止はできない。

法25条3項

[解釈] □ 審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときに、執行停止をする場合は、職権により行うこととなる。なお、審査庁が処分庁又は処分庁の上級行政庁のいずれでもない場合には、職権による執行停止はできないことから、仮に審理員から意見書が提出された場合も、審査請求人の申立てがない限り、執行停止をすることはできない。

執行停止をすべき旨の意見書→
法40条

エ 執行停止の決定

○ 審査請求人からの申立てがあったとき、また、審理員から意見書が提出されたときは、速やかに、執行停止の要否及び内容を決定する。なお、義務的に執行停止をしなければならない場合がある（後述 b 参照）。

<法令> ◆ 審査請求人から執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

法25条7項
法40条

[解釈] □ 審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出された場合は、当該意見書の内容を踏まえて、執行停止をするかどうか適切に判断する必要があるが、審理員の意見書は、審査庁の判断を拘束するものではない。

法40条
→100頁参照

a) 執行停止の内容

<法令> ◆ 審査庁は、必要と認めるときは、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止）をとることができる。

法25条2・3項

◆ 処分の効力の停止は、処分の効力そのものを停止させるという強度の措置であるため、それ以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

法25条6項

[解釈] □ 執行停止のうち、「その他の措置」に該当するものの例としては、免職処分を仮に停職処分に切り替える場合のように、原処分に代わる仮の処分をすることによって、処分の効力の停止や処分の執行の停止と同じ効果を生ぜさせるための措置が挙げられる。

法25条2項

(運用) ◎ 執行停止は、「必要があると認める場合」にすることができるものと

法25条2・3項

されており、個々の事案に即して、審査請求人の権利利益と執行停止によって損なわれる公益を考慮しつつ、判断する必要がある。

b) 執行停止をしなければならない場合（義務的執行停止）

＜法令＞◆ 審査請求人から執行停止の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。（以下「義務的執行停止」という。）

法25条4項本文

◆ 義務的執行停止の要件となる重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとされている。

法25条5項

◆ 義務的執行停止の要件に該当する場合であっても、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」又は「本案に理由がないとみえるとき」は、執行停止をする必要はない^(※)。

法25条4項ただし書

(※) なお、旧法で義務的執行停止の例外事由の1つとされていた「処分の執行又は手続の続行ができなくなるおそれがあるとき」は、改正により削除されている。

才 審査請求人等への通知

○ 執行停止をするかどうかの決定をしたときは、その旨を審査請求人等に通知する。

(運用) ◎ 執行停止をする旨の決定をしたときは、その旨を執行停止の申立てをした審査請求人のほか、申立てをした審査請求人以外の審査請求人、参加人及び処分庁等（審理員が審理手続を開始した後は、審理員にも）に通知し、処分の名宛人以外の者が審査請求人であるときは、処分の名宛人に対しても、これらを通知する必要がある。また、申立てがあった場合において、執行停止をしない旨の決定をしたときも、その旨及びその理由を申立人に通知する必要がある。

職権により執行停止を行う場合についても、同様に、審査請求人等にその旨を通知する。

◎ 通知は、記録に残る形で行うことが望ましい。

○ 処分の直接の当事者ではない参加人等に対する執行停止をする旨の決定の通知については、電子メール等を利用して行うことも考えられる。

様式例第10号・第11号

力 執行停止の取消し

○ 執行停止をした後の事情の変更により、執行停止を取り消した場合には、**才**に準じて、審理関係人等に通知する。

＜法令＞◆ 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

法26条

[解釈] □ 執行停止の取消しについては、処分庁などの審理関係人による申立ては

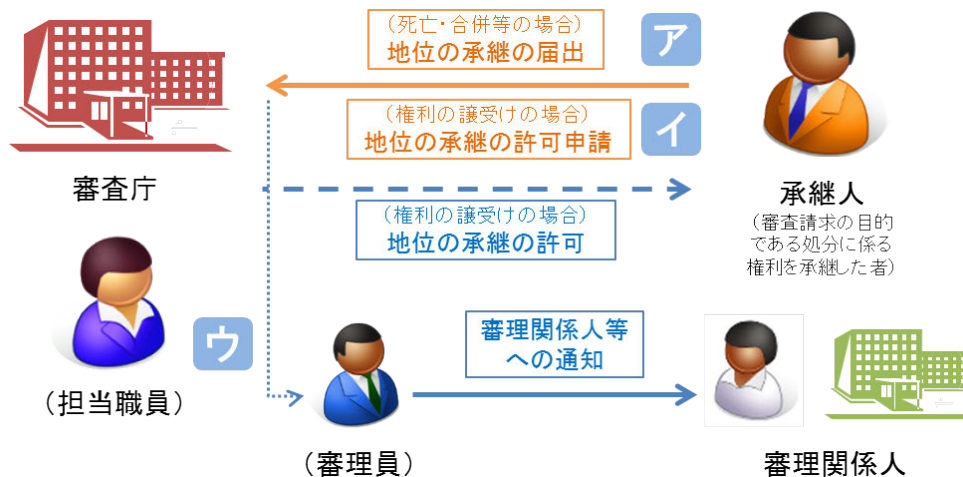
法26条

法令上認められておらず、審査庁の職権により判断されることになる。

- (運用) ○ 執行停止を取り消す場合の具体例としては、執行停止後の審理の進行により、本案について理由がないとみえるに至った場合や、その後の状況の変化により執行停止を継続した場合の公益への影響が大きくなった場合などが考えられる。

【概要】

審査庁は、審査請求人の地位の承継があった場合は、書面でその旨届け出を求め、他の審理関係人等に通知する。



ア 審査請求人の地位の承継の届出

- 審査請求人の死亡又は合併若しくは分割により審査請求人の地位の承継があったときは、審査庁の担当職員は、承継人から、権利の承継等を証明する書面を添付して、書面でその旨を届け出をを求める。

a) 地位の承継

＜法令＞◆ 審査請求人が死亡したときは、相続等により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者が、また、法人等である審査請求人について合併又は分割があったときは、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人等又は分割により当該権利を承継した法人等が、審査請求人の地位を承継する。

[解釈] □ 審査請求人の地位の承継は、審査請求人の死亡（法15条1項）、合併又は分割（同条2項）による審査請求の目的である処分に係る権利の承継により、当然に効力が生ずる。

- 法15条1項の処分に係る権利を承継した者とは、一般には、相続人（当該権利について相続人として特定された者がいるときはその者）が該当する。

なお、「法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」とは、例えば、生活保護法（昭和25年法律第144号）10条の規定により世帯員が承継するというように、法令により相続人以外の者が承継する場合を意味する。

b) 地位の承継の届出

法15条3項
様式例第12号

法15条1・2項

＜法令＞◆ 審査請求人の地位を承継した者は、権利の承継等を証明する書面を添付して、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。 法15条3項

(運用) ○ 権利の承継等を証明する書面の具体例は、以下のとおり。

- ・ 審査請求人の死亡による地位の承継があった場合には、死亡による権利の承継を証する書面（従前の審査請求人が死亡した事実及び当該承継人が相続人である事実を証する戸籍記載事項証明書等）
- ・ 合併又は分割による地位の承継があった場合には、合併の事実又は分割による権利の承継を証する書面（合併の事実を証する商業・法人登記の登記事項証明書等）

c) 地位の承継の届出がなされなかった場合の取扱い

＜法令＞◆ 審査請求人の地位の承継に係る届出がされる前に被承継者に宛ててされた通知が承継者に到達したときには、当該通知が承継者に対してされたものとして効力を有する。 法15条4項

◆ 承継人が2人以上ある場合には、そのうち1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなされる。 法15条5項

(運用) ○ 審査請求人の状況に変化があった場合の対応

審査庁の担当者又は審理員は、例えば、審査請求人と連絡が取れなくなる等の状況の変化があった場合には、必要に応じ、審査請求人の地位の承継の有無についての確認を行い、承継があったことが判明した場合は、承継人に対して、地位の承継の届出を行うよう求める等の対応をとることが考えられる。

なお、このような場合において、審査請求人の地位を承継した者が、審査請求を継続する意思を有しないときは、審査請求の取下げを行うよう求める等の対応をとることが考えられる。 →31頁参照

○ 承継人がいない場合の対応

審査請求人の死亡等が判明したが、その地位を承継する者がおらず、審査請求人が不存在であることが明らかである場合は、運用上、審査請求の取下げがあった場合に準じた対応をとることが考えられる。この場合、取下げの書面に代えて、審査請求人が不存在となった経緯についての記録を作成し、これを含む当該事案に係る関係書類を整理し、裁決に係る事務を担当する部署に引き渡すとともに、審理関係人に対して、審査請求人が存在しなくなったことにより審査請求手続を終了する旨の連絡を行う。 審査請求の取下げ→31頁参照

イ 審査請求人の地位の承継の許可申請

○ 地位の承継の許可申請があったときは、審査請求の目的である処分に係る権利の譲受について争いが生ずる可能性がないことを確認した上で、地位の承継の許可を行う。 様式例第13号

＜法令＞◆ 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を 法15条6項

得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(運用)○ 審査請求の目的である処分に係る権利の譲受の事実を証明するもの(例えば、処分に係る不動産の登記事項証明書等)を添付して、記録に残る形で申請することを求めることが考えられる。

様式例第14号

ウ 審理関係人等への通知

○ 審査請求人の地位の承継があった場合には、審理関係人に通知する。

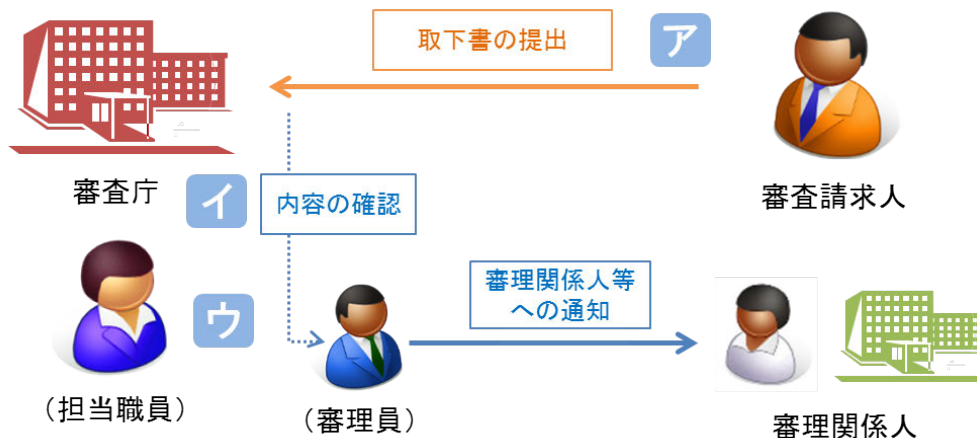
様式例第15号

(運用)○ 審理員による審理手続が開始されているときは、審査庁は、審査請求人の地位の承継があった旨を審理員に通知し、審理員がその旨を他の審理関係人に通知することも考えられる。

◎ 審査庁又は審理員は、審査請求人の地位の承継があった場合は、必要に応じ、口頭意見陳述等の期日を変更するなど、承継後の審査請求人が審理に適切に対応できるよう配慮することが望ましい。

【概要】

審査請求の取下げは、書面での提出を求めるとともに、取り下げる対象を明確にする。また、取下げについて、他の審理関係人への通知を行う。

**ア 審査請求人からの取下書の提出**

○ 審査請求の取下げに当たっては、審査請求人に対し、審査庁に審査請求を取り下げる旨の書面を提出することを求める。

法27条2項
様式例第16号

<法令>◆ 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

法27条1項

◆ 審査請求の取下げは、書面で行わなければならない。

法27条2項

[解釈] □ 審査請求を取り下げた場合、初めから審査請求がなかったのと同じ状態になり、審査請求期間内であれば、改めて審査請求することも排除されない。

□ 審査請求人が審査請求の趣旨（審査請求で求める請求の範囲）を変更することを希望することも想定されるが、審査請求の対象となる処分を後続の処分など他の処分に変更したり、審査請求の対象に他の処分を追加したりすることは、新たな審査請求の提起と同じことになるので、この場合は、新たに審査請求をさせることが必要となると考えられる。

(運用) ◎ 審理員による審理手続が行われている場合は、申出人の利便性を図る観点から、実務上は、審理員を経由して提出することも可能とすることが望ましい。また、審理員に審査請求を取り下げる旨の書面が提出されたときは、審理員は、その旨を審査庁としての事務を担当する部署に連絡するとともに参加人及び処分庁等に通知し、遅滞なく当該事案に係る関係書類を整理し、当該部署に引き渡す必要がある。

イ 内容の確認

① 提出された書面の内容を確認し、不明確である場合には、これを明確にするよ

う求める。

- ② 書面が代理人によって提出された場合は、当該代理人の資格を証明する書面を添付させる等により、特別の委任（取下げに係る委任）の有無を確認する。

＜法令＞◆ 代理人による審査請求の取下げは、審査請求人から特別の委任を受けた場合に限り行うことができる。

◆ 共同審査請求人の総代は、審査請求を取り下げることができない。

（運用）◎ 取下げの書面については、後でその内容や真正性について争いが生じないよう、取下げの対象を明確にするよう求める必要がある。

◎ 複数の審査請求がされている場合等において、取下げの対象が明確でない場合には、取下げの対象を明確にするよう求める必要がある。

法12条2項ただし書

法11条3項

㊦ 審理関係人等への通知

- 審査庁の担当職員は、審査請求を取り下げる旨の書面の提出を受けた場合において、他の審理関係人に通知する。また、審理員による審理手続が開始されているときは、審理員にも審査請求が取り下げられた旨を通知する。

（運用）○ 運用により、審理員を経由して審査請求を取り下げる旨の書面が提出されたときは、審理員に対する通知は不要である。

○ 審理員による審理手続が行われている場合には、審理関係人に対する審査請求が取り下げられた旨の通知を審理員から行うことも考えられる。

様式例第17号

第2章 審理員の指名

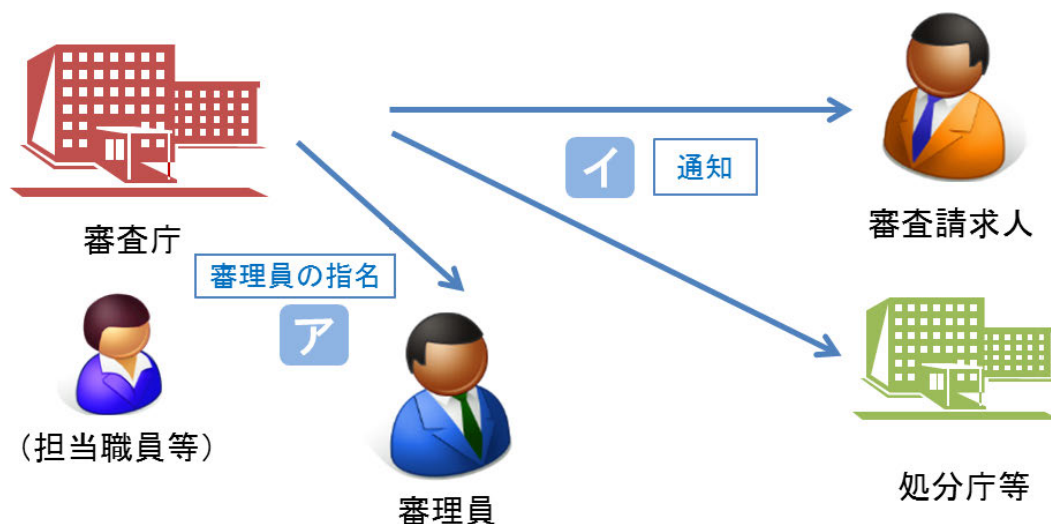
1 審理員制度の趣旨

法は、審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、原則として、審査庁に所属する職員であって当該審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者等の一定の要件（除斥事由）に該当しない者（「審理員」）が、審理手続を行うこととしている（再審査請求についても同様。151ページ参照）。

審理員は、個々の事件に関する審理手続については、審査庁の指揮を受けることなく、自らの名において審理を行い、その結果を、審査庁がすべき裁決についての意見書である審理員意見書として審査庁に提出する役割を担うことになる。

2 審理員の指名手続

図1〔2-2〕



ア 審理員の指名

審査庁は、審理手続を経ないで審査請求を却下する場合等を除き、審査請求の審理手続を行う者として、審理員を指名

(1) 審理員に指名する職員

＜法令＞◆ 審査庁（審査請求がされた行政庁（法第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）は、審査庁に所属する職員（審理員候補者名簿を作成した場合には、当該名簿に掲載されている者）のうちから、審理手続を行う者（審理員）を指名

法9条1項

※ 次の場合には、審理員の指名は不要

ア 審査庁が法第9条第1項各号に規定する合議制の機関である場合

イ 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

ウ 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合など、法第24条の規定により審理手続を経ないで審査請求を却下する場合

法9条1項ただし書

◆ 審査庁が指名する者は、審査請求に係る処分等に関与した者等の除斥事由（表5参照）に該当する者以外の者でなければならない

法9条2項

◆ 審査庁は、1つの事件につき複数の職員を審理員に指名するときは、当該審理員が行う事務を総括する者を併せて指定

令1条1項

[解釈] □ 除斥事由の一つである、審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者に該当するか否かの判断は、個々の事案に即して、個々の職員ごとに個別具体的に判断されることになるが、一般的には、参考1に掲げる者などが該当すると考えられる。

(運用) ◎ 審理手続は審理員が行うものであることに留意し、審査庁は速やかに指名を行うことが望ましい。

◎ 訴訟対応を優先し、審理手続を開始しないなどの結果、審理員の指名が遅れ、結果的に審理手続が長期化することは望ましくなく、速やかな指名を行うことが望ましい。

◎ 不服申立人適格の有無や審査請求期間を徒過した場合の正当な理由の有無など、不服申立要件が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できない場合（※表4のような例に該当することが明らかでなく、不適法なものとして直ちに却下裁決を行うことが困難な場合）には、審理員を指名の上、審理手続を実施した上で判断する必要がある。

○ 審理員に指名する者は、審理手続に係る事務（表6参照）を自らの名において行うこととなるため、一般には、高度な判断を自らの名においてすることができる管理職級の職員を指名することが考えられるが、これらの事務の処理について適切な判断を下すことができる者であれば、それ以下の職級の職員を指名することも排除されない。

また、管理職級の職員と専門的知識を持つ職員とを組み合わせる方法も考えられる。

○ 弁護士等外部の有識者を任期付職員や非常勤職員として任用した上で審理員に指名する方法も考えられる。

◎ 処分に係る決裁への押印等の有無という形式的な観点のみならず、当該処分の決定に実質的に関与したか否かという点にも留意する必要がある。

◎ 処分担当部局の総務課等の（直接の処分担当課ではない）職員であっても、当該職員が審査請求に係る処分の判断に影響を与えている場合は、当該処分に関与した者となる場合もあることに留意する必要がある。

◎ 上記のほか、審理員を指名する際の留意事項については、第5編第4章「審査請求の処理体制等」のほか、参考2を参照する。

(2) 審理員の指名の方法等

[解釈] □ 審理員に指名することにより、当該職員に審理員として審理手続を行う職務及び権限が付与されることとなる。

(運用) ○ 特定の事件に対する審理員に指名した事実を明確にする観点から、指名は記録に残る形で交付することにより行うことが考えられる。

様式例第18号

○ 審査庁は、審理員を指名したときは、審理員に審査請求書等を引き継ぐ。なお、執行停止の申立てがなされた場合等に必要となることもあり得ることから、必要に応じ、審査請求書等のコピーを作成し、保有しておく。

イ 審査請求人及び処分庁等への通知

審査庁は、審理員を指名した旨を審査請求人等に通知

様式例第19号

<法令>◆ 審査庁は、審理員を指名したときは、審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）に対し、その旨を通知

法9条1項

(運用) ◎ 審理員については、訴訟における裁判官の忌避に相当する法令上の規定はなく、審査請求人等から忌避の申出があった場合でも、それに対する決定や応答が必要となるものではない。ただし、除斥事由（法第9条第2項。表5参照）に該当する事実が判明した場合などに、当該審理員に引き続き審理手続を行わせることは適当でないことから、必要に応じて申出の内容を精査し、その結果、当該審理員に引き続き審理手続を行わせることが適当でないと認めるときは、当該審理員の指名の取消し等の措置をとる必要がある。

表5 審理員の除斥事由（法第9条第2項）

- | |
|--|
| <p>① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者（具体例について参考1参照）（第1号）</p> <p>② 審査請求人（第2号）</p> <p>③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族（第3号）</p> <p>④ 審査請求人の代理人（第4号）</p> <p>⑤ ③・④に掲げる者であった者（第5号）</p> <p>⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（第6号）</p> <p>⑦ 法第13条第1項に規定する利害関係人（審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有するものと認められる者）（第7号）</p> |
|--|

参考1 法第9条第2項第1号の処分等に関与した者に該当すると考えられる者の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 処分等を行うために立入検査、事実認定等を行った者・ 処分等に係る聴聞を主宰した者（行政手続法第19条）・ 処分等の決定書を起案した者・ 処分等の決定権者・ 処分等に係る稟議書に押印等した者 |
|--|

・ 処分等に係る協議に参加した者・処分等の決定に関する相談等に応じ、当該処分等に対する意見や法令解釈を示した者

(※処分等に関する相談等に対し、単に一般的な法令解釈等を示した場合は含まれない。)

<注>具体的には、個々の事案に応じて判断されることになるが、稟議書の起案や押印等の有無という形式的な観点のみならず、当該処分の決定に実質的に関与したか否かという点にも留意する必要がある。

表6 審理員が行う主な事務

- ・ 総代の互選命令の要否の判断（法第11条第2項）
- ・ 審査請求への利害関係人の参加（参加人）の要否の判断（法第13条第1項及び第2項）
- ・ 弁明書や反論書等の書面の求め（法第29条第2項・第30条第1項・第2項）
- ・ 口頭意見陳述の主宰（法第31条）
- ・ 証拠書類等の提出や参考人陳述、鑑定求め、検証の実施（法第32条～第35条）及びこれらの採否の判断
- ・ 争点の整理
- ・ 審理計画の決定（法第37条第3項）
- ・ 提出書類等の閲覧・交付の適否の判断（法第38条）
- ・ 審理手続の併合・分離の要否の判断（法第39条）
- ・ 審理手続の終結の判断（法第41条）
- ・ 審理手続の結果の整理（事件記録の作成等）
- ・ 審理員意見書（審査庁がすべき裁決に関する意見書）の作成（法第42条）

参考2 審理員を指名する際の留意点等

審理員に指名する職員をはじめとする審査請求に係る事務処理体制は、行政機関の組織体制等により事情が異なることから、具体的には、審査庁が行政機関の実情等を踏まえて判断することとなる。審理員を指名する際には、法第9条第2項に規定する除斥事由（前掲「表5」及び「参考1」参照）のほか、各行政機関の組織体制等の実情に応じ、例えば、直接処分を行った部署（行政機関の実情により異なるが、係、班、室など）に所属する職員以外の者から指名するよう努める、審査庁担当部局の職員を審理員にする場合には当該職員が裁決の判断に関与しないように努めるなど、審理の公正性・透明性の向上という、審理員制度の趣旨にも配慮した対応がとられることが望ましい。この点に関し、いくつかの地方公共団体においては、審査請求の審理の公正性・透明性を確保する観点から、審理員の指名に関し「あらかじめ、処分に関与しない職員を1人以上決めておく」、「審理員に指名された場合、審査庁業務は行わない」、「審理員は審査会事務局の業務に関与しない」といった運用を行っている例も見られる。

3 審理員を補助する者

審理員は、法に基づき、自らの名において審理手続を行うものであるが、提出書類等の整理・保管、文書の発送など、その事務の一部を他の職員に補助させることは、排除されない。

① 審理員を補助する者の活用

審理員が行う事務を補助する者（以下「審理員補助者」という。）の活用については、各行政機関における運用に委ねられる。

[解釈] □ 実務上、審理員が行う事務の一部を、審理員の指示の下、他の職員に補助させることは、排除されていないものと考えられる。

(運用) ◎ 審理員補助者となる者については、審理員の場合と同様、当該職員が審理手続を補助することにより、審理の公正性が損なわれ、又はそのような疑念を招くことがないよう留意する必要がある。

そのため、審理員の除斥事由に該当する者が審理員補助者となることは適当でないと考えられる。また、それ以外の者についても、実際に補助する具体的な業務の内容も踏まえつつ、審理員に指名する者の考え方に照らして判断する必要があると考えられる。

→33頁参照

○ 審理員補助者は、一般には、各行政機関の実情に応じ、当該審査請求について審査庁として行う事務を担当する部署の職員のほか、審理員として指名された職員の部下を活用する方法も考えられる。

② 審理員補助者が行う業務

例えば、次のようなものが想定される。

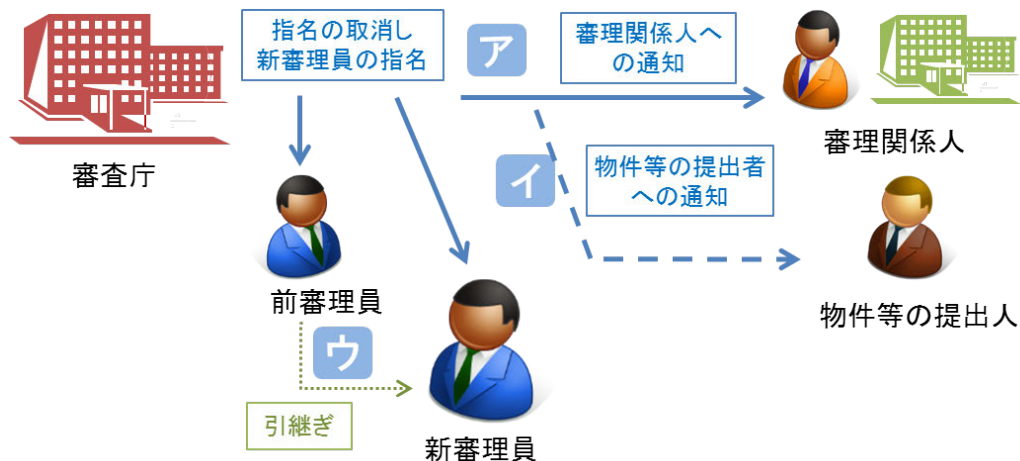
- ・ 当該事案の処理に必要な各種情報の収集・整理
- ・ 審理関係人等から提出される書類等の整理・保管
- ・ 審理関係人等との審理手続の日程調整（対応可能な日時・場所の確認など）
- ・ 審理員の判断・指示に従って行われる各種通知文書の作成・発送
- ・ 口頭意見陳述等関係者を招集して行う審理手続における会場設営、秩序維持の必要性が生じた場合の対応の検討等
- ・ 審理手続の記録（調書等）等の原案の作成

[解釈] □ 審理の進行や審理員意見書の作成等、法律上審理員に付与された権限の行使に係る事務が、実質的に審理員補助者の判断により行われることは、審理員制度の趣旨を没却するものであり、適当でない。

【概要】

審査庁は、審理員が指名後に除斥事由に該当することとなった場合等には、その指名を取消し、新たに審理員を指名した上で、審理員が交代した旨を審理関係人に通知する。

新たに指名された審理員は、審理手続きを引き継ぎ、必要な手続を行う。

**ア 指名の取消し・新審理員の指名等****① 指名の取消し**

審理員が指名後に除斥事由に該当することとなった場合等は、審査庁はその指名を取り消す。

<法令>◆ 審理員が指名後に除斥事由に該当することとなった場合には、審査庁はその指名を取り消さなければならない。

[解釈] □ 審理員に指名された者が指名時に除斥事由に該当していたことが事後判明した場合にも、その指名を取り消すことが必要である。

(運用) ◎ 事故等やむを得ない事情により長期間にわたり審理手続を進めることができなくなった審理員については、審理手続の遅延を防ぐ観点から、その指名を取り消すことが望ましい。

○ 審理員が処分担当課室に異動する等により、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くおそれが生ずる場合には、その指名を取り消すこともあり得る。

○ 一般には、審理手続の終結までに通常要する期間内に人事異動等により審理員の職務を行うことが困難となることを見込まれる職員を審理員に指名することは、審理の迅速性を確保する観点からは望ましいものとはいえないが、行政機関の組織体制等の事情により、特定の役職にある者を審理員に指名する場合などは、人事異動等を理由としてその指名を取り消すことも可能であると考えられる。

② 後任の審理員の指名

様式例第18号

令1条2項

審査庁は、審理員の指名を取り消す場合には、審理手続の遅延を防ぐため、速やかに後任の審理員を指名する。

＜法令＞◆ 審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。

（運用）○ 複数の審理員を指名して審理手続を進めており、新たな審理員を指名しなくても審理手続の進行に支障が生じない場合には、後任の審理員を指名しないことも可能である。

審理関係人への通知

審査庁は、審理員の指名を取り消し、新たに審理員を指名した場合には、その通知に併せて、前任の審理員の指名が取り消された旨を通知する。

＜法令＞◆ 審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。

（運用）◎ 通知は、審査請求人と処分庁等に対して行うほか、参加人がいる場合は、参加人に対しても行うことが望ましい。

◎ 前任の審理員による審理手続において、証拠書類等の提出を受けている場合は、審理員の交代に伴い提出済の証拠書類等の管理担当者も変更されている旨、併せて通知する必要がある。

◎ 審理員が人事異動等により審査庁に所属する職員でなくなったことにより審理員の交代があった場合も、同様に通知する必要がある。

様式例第19号

法9条1項

イ 物件等の提出人への通知

○ 前任の審理員による審理手続において、法第33条の規定により審理関係人以外の者から書類その他の物件の提出を受け、これを留め置いている場合は、新たに指名された審理員から、提出者に対して、審理員の交代に伴い提出済の書類その他の物件の管理担当者も変更されている旨、通知する。

（運用）◎ 物件等の提出人に対しても、アと同様に新たに審理員を指名した旨の通知を行う必要がある。

様式例第19号

ウ 引継ぎ

○ 新たに指名を受けた審理員は、それまでの審理手続を引き継ぐこととなるが、この場合には、事件記録、証拠書類等の引継ぎを受け、それらの不備の有無を確認する必要がある。また、実務上困難な場合を除き、前任の審理員から、審理経過についての説明を聴取する。

〔解釈〕□ 審理員の指名が取り消された場合であっても、それまで当該審理員が行った審理手続が全て無効になるものではなく、新たに指名された審理員がこれらの審理手続の公正性等に問題がないかを確認し、必要と認められる手続のみを再度行えばよいと解される。

5 審理員の指名を要しない場合

(1) 審査庁が合議制の機関である場合

〈法令〉◆ 審査庁が、行政事務について優れた識見を有する委員で構成され、公正かつ慎重な判断に基づいて処理せしめることを目的として設置されている合議制の機関（法第9条第1項各号）である場合は、審査請求の審理及び判断についても公正かつ慎重に行われることが制度上担保されていると考えられることから、審理員の指名を要しない（同項ただし書）。この場合は、審査庁が法第2章第3節に規定する審理手続を実施する（法第9条第3項、表7参照）。

この場合、合議制の機関である当該審査庁の職員（合議制機関の構成員を含む。）に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせることも可能である（法第9条第4項）。

(運用) ○ 審査庁において、具体的に審理手続を処理する体制等については、当該合議制機関の議事・議決の方法による。

◎ 当該審査庁の職員（合議制機関の構成員を含む。）に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせる場合には、本章第2節（33ページ）を参考に、当該合議制機関の組織体制等の実情を踏まえつつ、審理の公正性の確保にも留意した対応がとられることが望ましい。

(2) 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

〈法令〉◆ 条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、当該処分に係る審査請求の審理手続において、審理員を指名しないとすることができる（法第9条第1項ただし書）。特別の定めを条例に設けた場合には、(1)と同様に、審査庁が法第2章第3節に規定する審理手続を実施する（法第9条第3項、表7参照）。

[解釈] □ 例えば、情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が実質的な審理を行っている場合などは、審理員を指名しないと条例で定めるといった場合などを想定したものであり、具体的にどのような処分等について審理員の指名を不要とするかについては、各地方公共団体において適切に判断すべきものであるが、特段の事情なく単に審理手続を簡略にするために特別の定めを設けることは、審理員制度の趣旨に照らし適当でなく、審理員の指名を不要とすることについて一定の合理性が求められる。

(運用) ◎ (1)と同様に、当該審査庁の職員（合議制機関の構成員を含む。）に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせる場合には、審理の公正性の確保にも留意した対応がとられることが望ましい。

表7 審理員を指名しない場合（法第9条第3項）における審理手続等

| |
|--|
| <p>審理員が指名されず、法第9条第3項の適用を受ける場合の審理手続は、次のような点で、審理員が指名される場合と異なることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 審理手続を行う主体は、「審理員」でなく「審査庁」となる。 ● 審理員による執行停止の意見書の提出（法第40条）及び審理員意見書の作成・提出（法第42条）の規定は、適用されない ● 審理手続を終結したときは、審理関係人に審理手続を終結した旨を通知し（法第41条第3項）、遅滞なく裁決をすることになる（法第44条）。（行政不服審査会等への諮問（法第43条）は不要） ● さらに、処分庁等が審査庁である場合には、次のような違いがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになる（法第29条第2項・第5項）。 ・ 審査庁から処分庁等に対する手続は、原則として不要となる（反論書・意見書の送付（法第30条第3項）、審理手続を終結した旨の通知（法第41条第3項）等）。 ・ 口頭意見陳述は、審査請求人及び参加人を招集して行う（法第31条第2項）。（申立人の処分庁等に対する質問（同条第5項）は審査庁と処分庁等が異なる場合と同様） <p>※ なお、この場合には、審理員候補者名簿の作成・公表（法第17条）は不要となる。</p> |
|--|

(3) 情報公開条例に基づく処分に係る審理手続

(2)により、情報公開条例に基づく開示決定等の処分（※1）については、条例で特別の定めを設け、当該処分に係る審査請求の審理手続において、審理員を指名しないとした上で、地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合がある。（この場合、(2)と同様、審査庁が法第2章第3節に規定する審理手続を実施する必要がある。（法第9条第3項、表7参照）

(運用) ○ (2)に記載のとおり、審査庁が法第2章第3節に規定する審理手続を実施することになるが、手続によっては、迅速な審理手続の観点から、審査請求人の同意を得ることを前提として、①情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう案内することや、②情報公開審査会等における調査審議において実施することにより（※2）、審査庁と審査会が連名で口頭意見陳述等を実施しているという扱いにするといった運用とすることも考えられる。

※1 デジタル社会形成整備法（令和3年法律第35号）第51条（令和5年4月1日施行）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）は地方公共団体に対しても直接適用されることとなる。同法に基づく開示決定等の処分についても、審理員の指名を適用除外とした上で、同様に審査庁による審理手続を規定の上、法第81条第1項又は第2項の機関（個人情報保護審査会等）に諮問される仕組みとなっている。

※2 情報公開審査会等における調査審議の中で実施することが想定される手続（法の規定は、いずれも法第9条第3項による読替後）

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 法第30条の規定による反論書の提出 | ⇒情報公開審査会等における意見書及び資料の提出 |
| 法第31条の規定による口頭意見陳述 | ⇒情報公開審査会等における口頭による意見の陳述 |
| 法第38条の規定による提出書類等の閲覧等 | ⇒情報公開審査会等における提出書類の閲覧等 |

第3章 審理手続

1 総則的な留意点

【概要】

審理手続の実施に当たっての留意点は、以下のとおり。

- ・ 審理関係人のそれぞれの主張を公平に聴取するなど、公正・中立に審理を進めること
- ・ 審理手続の実施に当たっては、不当であるか否かについても審理を行うこと
- ・ 簡易迅速な手続の進行に努めること

(1) 審理手続の進行

<法令>◆ 行政不服審査法は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定める（法第1条）。

◆ 審理員は、審理手続の実施に際し、簡易迅速かつ公正な審理を実現するため、審理関係人と相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない（法第28条）。

※具体的には、以下の事項に留意する必要がある。

ア 公正・中立な審理の進行

[解釈]□ 処分庁等の主張に偏ることなく、審理関係人のそれぞれの主張を公平に聴取するなど、公正・中立に審理を進める必要がある。

(具体例)

- ・ 審理関係人が了知しない事実等に基づいて審査庁がすべき裁決の内容について判断することは避ける。
- ・ 審理員が職権で実施する場合など、審査請求人等の立会いなく行われた参考人の陳述、鑑定、検証、質問等の審理手続等の結果、裁決の内容についての判断に影響を及ぼす事実で、他の審理関係人が了知しないものが判明した場合に、審理手続の結果を当該審理関係人に通知すること等により必要な範囲で当該事実を示し、その反論の機会を与える。
- ・ 審理関係人が、審理手続以外の場において非公式に事件に関する主張等を行う意向を示した場合であっても、公式の手続によって当該主張等を行わせ、他の審理関係人に適切に反論の機会を与える。

イ 処分等の不当性についての審理の実施

[解釈]□ 審理手続の実施に当たっては、処分等が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても必要な審理を行う。

(具体例)

- ・ 処分等の前提となった事実認定や法律解釈等が合理的かつ適正になされ

ているかについて、処分庁等の通達などの内部基準の合理性を含めて、適切に調査・確認を行う。

- ・ 審理関係人の主張している事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行う。
- ・ 審理の範囲については、審査請求人が主張する審査請求の理由に限られず、当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶものであり、審査請求人が主張していない点についても、必要に応じ、職権により調査を行う [最高裁昭和29年10月14日第一小法廷判決・民集8巻10号1858頁]。

㊦ 簡易迅速な手続進行

[解釈] □ 簡易迅速な手続の進行に努める。

(具体例)

- ・ 口頭意見陳述の申立てなど、審理手続に係る申立てに対して、速やかに対応する。
- ・ 審理関係人に対し、迅速かつ公正な手続のためには反論書等や証拠書類等の早期提出等の協力が欠かせない旨、機会を捉えて通知する。
- ・ 審理員は、必要な審理が十分に尽くされたと判断される場合には、審理手続を終結（法41条1項）するものとする。また、審理関係人が提出期限までに反論書等や証拠書類等を提出せず、更に一定の期間を示す場合でも、速やかに更なる期限を設定して提出を求め、提出がない場合には、状況に応じ、審理手続を終結し（法41条2項）、審理の著しい遅滞を招くことがないように対応する。
- ・ 争点の整理等により計画的に審理手続を行うよう努めるとともに、審理関係人に対しても、審理手続の予定時期等を遅滞なく連絡するなどして、審理手続の計画的な進行について協力を求める。
- ・ 審理関係人に対する通知や連絡を確実に言い、情報伝達の不徹底による審理手続の遅延を生じさせないように細心の注意を払う。

(2) 審理員を複数指名した場合の審理手続

[解釈] □ 審理員が複数指名された場合には、審理手続を効率的に進めるため、必要に応じ、口頭意見陳述や参考人陳述等の個々の審理手続を特定の審理員が行うなど、審理員間で審理手続を分担して実施することも可能である。この場合、審理手続を担当した審理員が他の審理員に当該審理手続の結果を報告するなどにより、審理員間で情報の共有を図る必要がある。なお、審理員意見書等については、審理員の合議により審査請求に対する判断を決定するなど、全ての審理員が関与して作成することが必要である（本章13、15（100、103ページ）参照）。

(3) 審理手続の進行中に審査請求が不適法となった場合の対応

[解釈] □ 審査庁が、審査請求を適法なものであると判断したものの、以下のような事情の変

化により、審理手続が開始された後に、当該審査請求が不適法となる場合も想定される。

- ① 処分庁が審査請求に係る処分を取り消した場合
- ② 不作為庁が当該不作為に係る申請に対する処分を行った場合
- ③ 処分の効力が消滅し、かつ、処分があったことを理由として処分の名宛人を法律上不利益に扱う法令の規定もない場合

このような場合には、当該審査請求が不適法であることが明らかとなることにより、必要な審理を終えたといえるから、審理員は、審理手続を終結させ、審理関係人に審理手続を終結した旨等必要な通知を行う（法41条）（本章14（101ページ）参照）とともに、審査請求を却下すべき旨の審理員意見書を作成し、審査庁に提出する。

（４）審査庁との関係

[解釈]□ 法は、審理手続に関する権限を審理員に帰属させており、審理員は、個々の事件に関する個別具体的な審理手続については、審査庁から指揮を受けることなく、自らの名において、審理を行うこととなる。したがって、審査庁が個々の事件に関する審理手続について個別具体的な指示等を行うことは、こうした審理員制度の趣旨に照らし適当でない。

（運用）○ 審査庁が、審査請求の審理に関して審理員が遵守すべき一般的な事項（例えば、「不服申立人適格の判断に当たっては行政事件訴訟法第9条第2項の考慮事項を考慮すること」、「審理関係人に対する通知は書面で行うこと」、「審理関係人に対して、適宜、審理手続の実施時期や終結時期の見通しを示すこと」、「審理手続の遅延を防止するため迅速な審理を行うよう努めること」等）を示すことは、もとより可能であるが、こうした事項については、審理の公正性について疑念を招くことのないよう、可能な限り、あらかじめ明確にする。

2 審理関係人に係る手続

(1) 総代の互選等

図1〔3-2〕

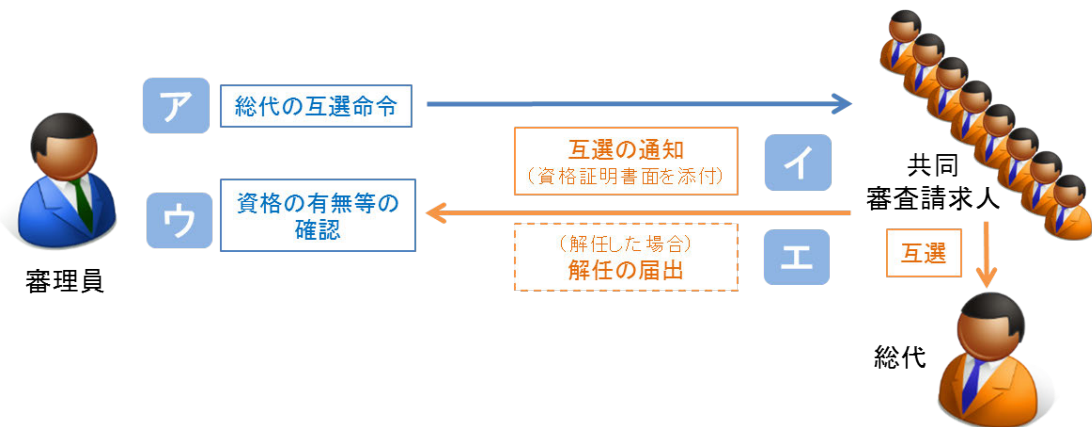
【概要】

複数人が共同で審査請求をする場合には、共同審査請求人は総代^(※)を選任することができるが、総代が選任されない場合であっても、審理員は、必要と認めるときは、共同審査請求人に対して総代の互選を命ずることができる。

(※) 総代選任の効果

総代は、共同審査請求人全員の代表であり、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ(法第11条第3項)、共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為を行うことができる(同条第4項)。

また、共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、1人の総代に対してすれば足りるものとされている(同条第5項)。



ア 総代の互選命令

- 審理員が総代の互選が必要と認める場合には、共同審査請求人に対して、互選を命ずることができる。

<法令>◆ 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審理員は、総代の互選を命ずることができる。

法11条2項

[解釈] □ 総代の互選命令は、全ての共同審査請求人に出さなければならない。

- 総代の互選を命じられた共同審査請求人は、その命令に従わなければならない義務を負うこととなり、共同審査請求人が命令に従わないときは、当該審査請求は、不適法な審査請求となると解される。

(運用) ○ 互選命令は、記録に残る形で行うことが考えられる。

様式例第20号

- 互選を命ずる場合の具体的な期限は、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2週間程度の期間を設定することが考えられる。

イ・ウ 互選の通知・資格の有無等の確認

- 共同審査請求人から総代を互選した旨の通知を受けた審理員は、添付された書面等により、総代の資格の有無を確認する。

<法令>◆ 総代の資格は、書面で証明しなければならない。

令3条1項

[解釈] □ 審理員から総代の互選を命じられた共同審査請求人は、総代を互選した上で、総代の資格を証明する書面を添付して、審理員に通知することが必要となる。

□ 総代の選任については、総代の性質から、原則として共同審査請求人全員の同意（総代の解任の場合は、当該総代以外の全員の同意）を要すると解される。したがって、総代の資格を証明する書面には、全員の同意が得られていることが記載されている必要がある。

(運用) ○ 共同審査請求人による総代を互選した旨の通知は、総代の資格の証明と併せて、記録に残る形で求めることが考えられる。

様式例第20号

◎ 審理員は、総代の互選の通知があったときは、その旨を他の審理関係人に通知する必要がある。

様式例第21号

工 解任の届出

○ 共同審査請求人が総代を解任した場合には、審理員は、共同審査請求人に対し、その旨の届出を求め、資格の喪失の有無を確認する。

<法令>◆ 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

法11条6項

◆ 総代がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員による審理手続が行われている間は、審理員）に届け出なければならない。

令3条2項
書面の例→様
式例第4号

(運用) ◎ 審理員は、総代の解任の通知があったときは、その旨を他の審理関係人に通知する必要がある。

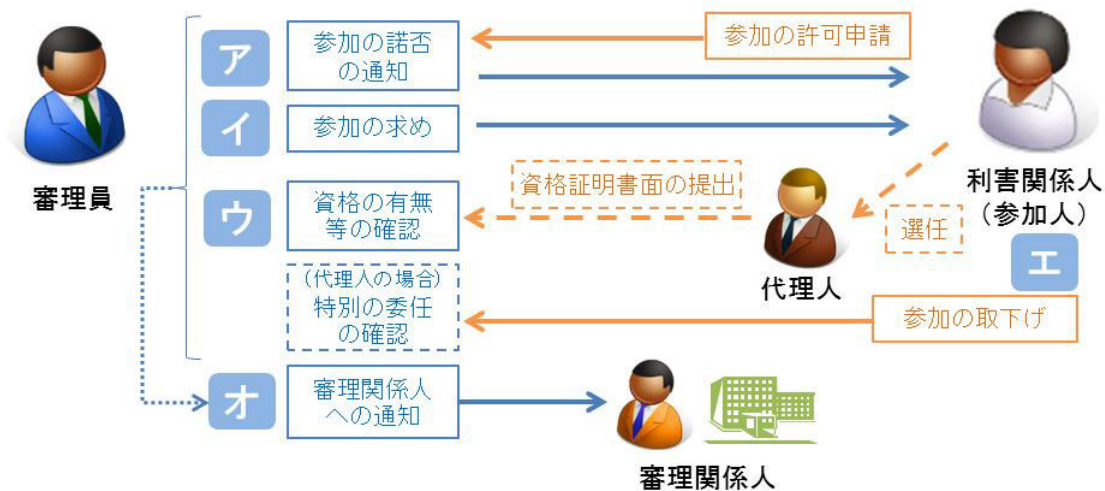
様式例第21号

【概要】

審理員は、利害関係人から審査請求への参加の申請があった場合には、参加の適否を判断し、参加を許可した場合には、他の審理関係人に通知する。

また、審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

(※) これらの手続により審査請求に参加する者を「参加人」という（法第13条第4項）。



ア 利害関係人からの参加の許可申請

○ 利害関係人から審査請求への参加の求めがあった場合には、参加の許可申請を求め、参加の適否を判断し、申請者に対し、許可申請の諾否を通知する。

<法令>◆ 利害関係人は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

法13条1項

[解釈] □ 「利害関係人」とは、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者であり、一般的には、表8のような者が該当すると考えられる。

□ 審査請求への参加の許可申請があった場合には、審理員は、公正な手続の下での国民の権利利益の救済を図るという法の趣旨を踏まえ、利害関係人に該当すると認められるときは、一般に、参加を許可することが適当である。

□ 利害関係人から参加の許可申請があった場合であっても、以下のような場合は、参加を許可しないことも許容される。

- ・ 総代の互選を命じた後、一部の共同審査請求人が審査請求を取り下げた上で利害関係人として審査請求への参加を求めるなど総代制度の潜脱となるような場合
- ・ 参加の許可申請が多人数に上るため全ての者に参加を認めるといわずに審理の遅延を来すおそれがあるなど、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から支障が生ずると認められる場合

(運用) ◎ 参加の許可申請については、審査請求に係る処分等の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有することについて説明を記載した申請書等を提出するよう求めることが望ましい。

様式例第22号

(なお、この場合に、利害関係人から口頭で参加申請があったときは、前述の申請書を審理員に提出するよう求める。)

○ 申請者に対する許可申請の諾否は、記録に残る形で通知することが考えられる。

様式例第23号

◎ 審理員は、利害関係人が参加人となったときには、当該参加人に対して、審査請求書の写しを送付するとともに、既に弁明書や反論書が提出されている場合には、当該書面の写しを送付することが望ましい。

表8 利害関係人の具体例

| | |
|----------------|---|
| 審査請求人と利害が共通する者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原処分によって不利益を被る者 (例) 審査請求人とともに審査請求に係る処分の相手方となった者 ○ 不作為に係る申請が認容されることにより、利益を受ける者 (例) 審査請求人と共同で不作為に係る申請をした者 |
| 審査請求人と利害が相反する者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原処分の取消し又は変更によって不利益を被る者 (例) 処分の相手方以外の者が審査請求人である場合の当該処分の相手方 ○ 不作為に係る申請が認容されることにより、不利益を被る者 |

イ 審理員からの参加の求め

○ 審理員は、審査請求への参加が必要と認める利害関係人に対し、参加を求めることができる。

<法令>◆ 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

法13条2項

[解釈] □ 審理員が審査請求への参加を求めた場合には、その承諾を要することなく、参加人として取り扱われることとなると解される。

(運用) ◎ 審理員が具体的にどの範囲の利害関係人に参加を求めるかについては、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から、審理員において適切に判断する必要があるが、審査請求が処分の相手方以外の第三者からされたものである場合には、当該処分の相手方の参加を求めることが望ましい。

○ 利害関係人への参加の求めは、記録に残る形で行うことが考えられる。

様式例第24号

◎ 参加人が審理手続に参加したときに、審査請求書の写し等を送付することについては、アと同様である。

◎ 情報公開の開示決定等の処分に対し、事前に第三者から意見提出がなされている場合において、処分の相手方又は第三者が審査請求を行った場合に、いずれかが参加人となった場合には、一定の情報を不開示とす

ることができる制度の趣旨が没却されてしまわないよう、各審査手続において、匿名性に配慮する必要がある。

(例) 運用上、反論書、意見書の送付の際には個人情報をも匿名化する、口頭意見陳述の際には相互に認識できないような形で実施する。

ウ 参加人の代理人

○ 代理人によって審査請求に参加する場合には、審理員は、代理人の資格を証する書面の提出を求め、その資格の有無を確認する。

様式例第5号

<法令>◆ 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

法13条3項

◆ 参加人の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

令3条1・3項

◆ 代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審査手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。

令3条2・3項

エ 参加の取下げ等

① 参加の取下げ

参加人又は代理人から今後は参加しない旨の申出を受けたときは、参加を取り下げる旨の書面を提出することを求める。なお、書面が代理人によって提出された場合は、当該代理人の資格を証明する書面を添付させる等により、特別の委任の有無を確認する。

様式例第25号

<法令>◆ 代理人は、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

法13条4項

◆ 代理人の参加取下げに係る特別の委任は、書面で証明しなければならない。

令3条1・3項

② 参加の許可の取消し

審理員は、参加を許可し、又は参加を求めた後において、当該参加人が引き続き審査請求に参加することが適当でないと認める場合には、当該参加を取り消す。

(運用) ◎ 参加の許可を取り消した場合は、参加人に対し、その旨を通知する必要がある。

様式例第23号

○ 参加人への通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。

○ 審理員が参加人の審査請求への参加を取り消すことが必要となる具体的な状況とは、当該参加人が利害関係人でなくなった場合や、当該参加人が審査手続の進行の妨害を図る等、著しく審理に支障があると認める場合などが考えられる。

オ 他の審理関係人への通知

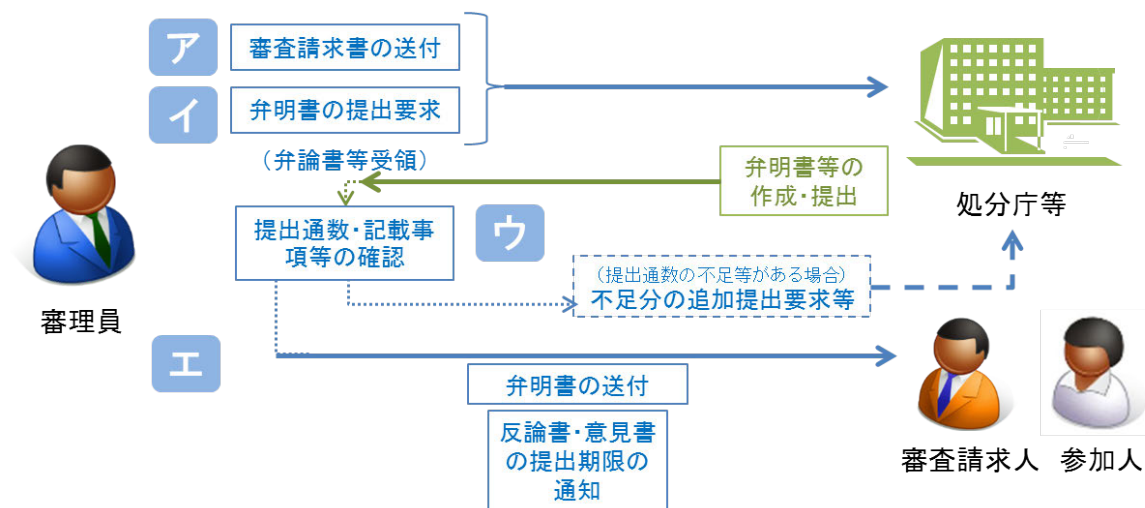
(運用) ◎ 審理員は、利害関係人が参加人となったとき、又は参加の取下げ

様式例第26号・第27号

若しくは取消しがあったときは、その旨を他の審理関係人に通知する必要がある。

【概要】

審理員は、指名後、直ちに、処分庁等に審査請求書等を送付しなければならない。また、審理員は、処分庁等に弁明書の提出を求め、処分庁等から弁明書が提出されたときは、弁明書を審査請求人及び参加人に送付する。



ア 審査請求書の送付

○ 審理員は、審査庁から指名を受けた後、直ちに、処分庁等に審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを送付する（処分庁等が審査庁である場合を除く）。

<法令> ◆ 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

※審理員が送付する審査請求書の副本等は、当該審理員が指名された際に審査庁から引き継いだものである。

◆ 法第22条第3項・第4項及び法第83条第3項の規定の適用がある場合における、処分庁等への審査請求書の送付は、（副本がないため）写しによってする。

◆ オンラインによって審査請求がされた場合は、当該審査請求に係る電磁的記録が審査請求書の副本とみなされるので、これを送付する。

[解釈] □ 審査請求書の送付は「直ちに」行わなければならないことから、弁明書の提出要求のために審査請求書の送付が遅延することは適当でなく、弁明書の提出要求の準備（「相当の期間」の設定等）に時間を要する場合には、審査請求書の送付を先に行う。

(運用) ○ 審査請求書は、これを送付する旨を記載した書面等を付して送付することが考えられる。

法29条1項
令5条1項

第2章2ア(2)
→34頁参照

法22条3・4項
法83条3項
令5条1項

デジタル手続
法6条2項

様式例第28号

- 実務上、審理員が審査請求書に不備があると認める場合が生じたときは、審理員は、審査請求人に不備のあった内容について確認するなどにより、不備を補足しつつ、審理を進めることになると考えられる。

イ 弁明書の提出要求等

① 弁明書の提出要求

審理員は、提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて、処分庁等に弁明書の提出を求める。

様式例第28-2号

〈法令〉◆ 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求める。

法29条2項

◆ 弁明書は、正本と、審査請求人及び参加人の人数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

合6条1項

◆ オンラインによって弁明がされた場合は、当該弁明に係る電磁的記録が、弁明書の副本とみなされる。

デジタル手続法6条2項

[解釈] □ 弁明書の提出期限となる「相当の期間」とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間であり、審理の迅速化の要請も考慮しつつ、当該審査請求に係る処分の性質等に応じた適切な期間を設定する必要がある。

法29条2項

(運用) ◎ 弁明書の提出要求を行う時期については、法令上の規定はないが、計画的な審理手続の遂行の観点からは、審査請求書の送付の際に、弁明書の提出を求める旨を、提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて通知し、処分庁等に弁明書の提出を求めることが望ましい。

様式例第28号

○ 弁明書の提出期限については、具体的には、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる。

◎ 審理の迅速性を確保する観点から、弁明書の提出要求に当たっては、処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出を提出すべき相当の期間を定め、併せて通知することが望ましい。

様式例第28号
法32条2・3項
→73頁参照

◎ 弁明書に併せて当該事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、当該提出物件が弁明書のどの記載に係る事実を証するものであるかということが分かるようにされていることが望ましい。

② 弁明書が提出されない場合

「相当の期間」内に弁明書が提出されない場合は、更に期間を定めて、改めて弁明書の提出を求める。

〈法令〉◆ 審理員は、提出期限までに弁明書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に弁明書が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号

(運用) ◎ 提出期限までに弁明書が提出されない場合、審理員は、法第28条に基づき、処分庁等には、簡易迅速かつ公正な審理の実現のための「相互協

法28条

力義務」が課せられている旨を提示しつつ、弁明書提出の再要求に対し適切に対応するよう促すことが望ましい。

- 弁明書提出の再要求は、当該期間内に弁明書が提出されない場合は審査手続を終結することがある旨を併せて伝えることが考えられる。

様式例第29号

ウ 弁明書の確認

処分庁等から弁明書が提出されたときは、提出通数、記載事項等に問題がないかを確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

①提出通数

＜法令＞◆ 弁明書は、正本及び当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

令6条1項

[解釈] □ 「当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数」とは、原則として、法29条5項の規定により弁明書を送付することとされている審査請求人及び参加人の人数の合計であるが、総代が互選されている場合には、総代1人と参加人の人数の合計となる。

法29条5項
法11条5項

②添付書類

＜法令＞◆ 審査請求に係る処分が不利益処分であり、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の手続を経て当該処分が行われ、処分庁が聴聞主宰者から提出された聴聞調書及び報告書（行政手続法第24条第1項・第3項）や処分の相手方から提出された弁明書（同法第29条第1項）を保有している場合には、弁明書には、これらの書面を添付しなければならない。

法29条4項

(運用) ○ 聴聞調書や（行政手続法上の）弁明書の添付の方法については、運用に委ねられるが、一般には、処分庁がこれらの書面の写しを作成して添付することになると考えられる。

- ◎ 弁明書に、行政手続法に基づく聴聞調書及び報告書又は処分の相手方から提出された弁明書が添付される場合には、審査請求人又は参加人の求めに応じ閲覧等に従う際に、審理員は、当該閲覧等について処分庁の意見を聴かなければならないことから、運用上、書面の提出時に、審査請求人等による閲覧等の可否についての意見を聴いておくことが効率的であると考えられる。その場合、具体的な方法としては、これらの書面を提出する際に、審査請求人等による閲覧等の可否についての意見及びその理由を併せて提出するよう求めることが望ましい。

法29条4項
法38条1・2項
様式例第28号・第30号

③記載事項

a) 処分についての審査請求に対する弁明書

様式例第28-2号

＜法令＞◆ 処分についての審査請求に対する弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。

法29条3項1号

[解釈] □ 処分についての審査請求における弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならないが、その記載の程度は、抽象的・一般的なもの（例

法29条3項1号

例えば、処分基準があるにも関わらず、処分の理由として、当該処分の根拠条項に該当する旨を記載するのみといったもの)では不十分であり、審理員等が処分の内容及び理由を明確に認識し得るよう、根拠となる法令の条項を示してその内容を明示した上で、当該処分要件に該当するその原因となる事実が明示されている必要がある。

□ 審査請求書等に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載されている場合には、処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分の内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない。

法29条3項1号

□ 審査請求に係る処分について審査基準や処分基準を公にしている場合には、処分についての審査請求における弁明書において、これらの基準の適用関係についても明示する必要があると考えられる〔最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集第65巻4号2081頁〕。

法29条3項1号
行政手続法5・12条

(運用) ○ 処分時においては、原則として、処分の内容及び理由を示さなければならないが、処分の決定書におけるこれらの記載について、弁明書の提出時点で処分段階の説明に更に付記する事項がない場合には、例えば、弁明書に処分の決定書を添付し、弁明書は、「処分の決定書に記載のとおり」等と記載することも可能であると考えられる。

行政手続法8・14条

○ 弁明書は、審査請求人及び参加人に送付され、反論書や意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていない、記載が具体性を欠くなどの形式上の不備がある場合には、該当箇所を指摘した上で、当該箇所を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられる(不作為についての審査請求に対する弁明書についても同様)。

○ 弁明書の再提出等を求める場合には、手続の遅延を防止する観点から、提出期限を最初の弁明書の提出要求の際に付した「相当の期間」の最終日とすることが考えられるが、最初の弁明書が提出期限の間際に提出された等、別途適当な提出期限を設定することが必要となる場合もあり得る。

b) 不作為についての審査請求に対する弁明書

様式例第28-2号

<法令>◆ 不作為についての審査請求における弁明書には、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を記載しなければならない。

法29条3項2号

[解釈] □ 不作為についての審査請求の弁明書における、「処分をしていない理由」については、当該申請がどのような処理の段階にあるかといった審査の進行状況を明示し、審査に時間を要する事情が生じていれば当該事情を明らかにするなどして、処分をするまでに至っていない原因となる事実を記載する必要があり、「業務の輻輳による遅延」といった抽象的な記載は適当ではない。

法29条3項2号

「予定される処分の時期」とは、弁明書の提出時点における時間的な観点からの予定時期であり、例えば、「標準処理期間のとおりであれば、○月△日ぐらいであるが、本件の場合には□日程度遅れる見込み」といった記載が考えられる。なお、「未定」等の予定時期を示さない記載は可能な限り避けるべきである。

「予定される処分の内容及び理由」とは、弁明書の提出時点において予定されている処分の内容及び理由であり、処分についての審査請求についての弁明書における「処分の内容及び理由」と同様に、審理員等が予定される処分の内容及び理由を明確に認識し得るものであることが必要であるが、いまだ処分をしていない段階であるため、審査の進行状況等によっては、具体的に記載することが困難な場合も考えられる。このような場合は、その時点でできる限り具体的な記載をすることが求められるが、状況により「内容及び理由」を明示できない場合は、これを明示できない理由を記載する必要がある。

Ⅰ 弁明書の送付

- 弁明書が提出された場合は、その副本を審査請求人及び参加人に送付する。
- ＜法令＞◆ 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人及び参加人に送付しなければならない。
- (運用)◎ 弁明書の審査請求人及び参加人への送付は、弁明書の提出後速やかに行うべきであり、審理の迅速性を確保するため、反論書等に係る手続と併せて行うことが望ましい。

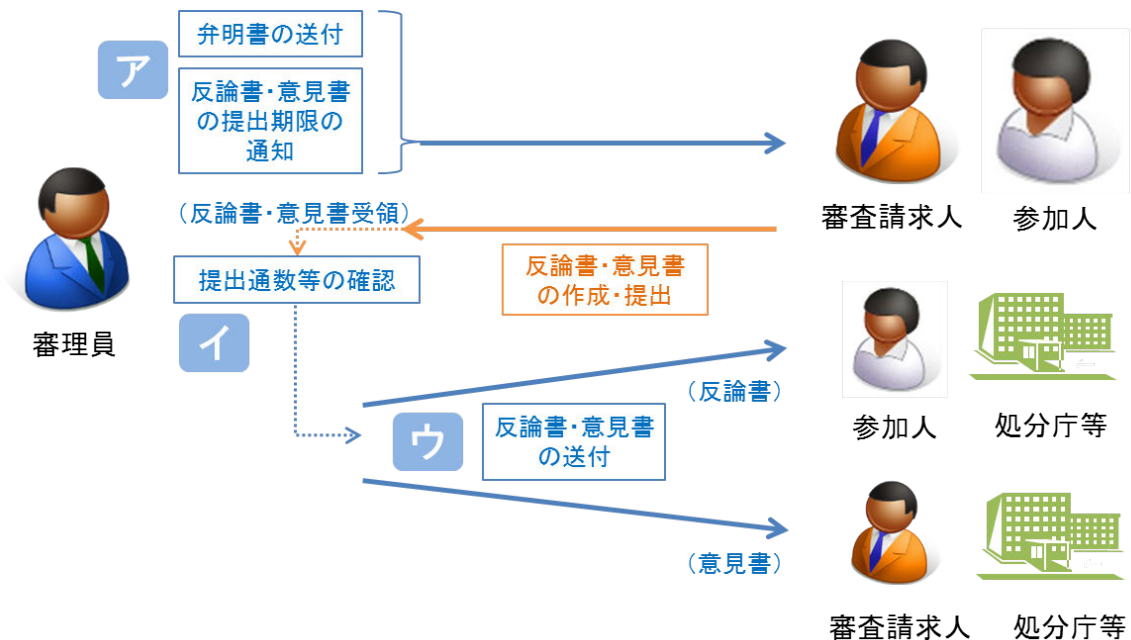
様式例第30号

法29条5項
令6条3項

法30条1項
→56頁参照

【概要】

審理員は、審理関係人に弁明書を送付する際、反論書・意見書（ア<法令>参照）を提出できる旨を、提出期限を付した上で、通知する。



ア 反論書・意見書の提出期限の通知

○ 審理員は、必要に応じて、審査請求人には反論書を提出することができる旨を、参加人には意見書を提出することができる旨を、それぞれ、提出すべき相当の期間を定めて通知する。

<法令>◆ 審査請求人は、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

法30条1項

◆ 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することができる。審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

法30条2項

[解釈] □ 反論書及び意見書に係る規定は、簡易迅速かつ公正な審理のためには、審理関係人の主張内容が審理の冒頭に明らかになっていることが望ましいことから、その主張の内容を記載した書面の提出手続を整備するとともに、審理の遅滞を防ぐ観点から、審理員に、その提出期限の設定権限を与えたものである。

□ 反論書又は意見書の提出期限となる「相当の期間」（法第30条第1項・第2項）とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間で

ある。

(運用) ◎ 反論書・意見書の提出や、その提出期限の設定は必須ではないが、一般には、迅速かつ公正に審理を行う観点から、提出期限を定めてこれらの書面の提出を審理関係人に促すことが考えられる。

なお、提出期限を設定する場合は、審理の迅速化の要請も考慮しつつ、審査請求に係る処分 の性質や、審査請求人又は参加人の状況も踏まえ、適切な期間を設定する。

- 反論書及び意見書の提出期間は、具体的には、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる。
- 反論書・意見書の提出期限等の通知は、審査請求人及び参加人に弁明書を送付する際に、併せて記録に残る形で行うことが考えられる。
- 審理の迅速性を確保する観点から、反論書・意見書の提出期限の通知に当たっては、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定め、併せて通知するという方法が考えられる。

様式例第30号

法32条1・3項
→74頁参照

イ 反論書・意見書の提出通数等の確認等

① 反論書等が提出された場合

反論書又は意見書が提出されたときは、提出通数等に問題がないか確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

<法令>◆ 反論書は、正本と参加人及び処分庁等の人数に相当する通数の副本を、意見書は、正本と審査請求人及び処分庁等の人数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

- ◆ オンラインによって反論又は意見が述べられた場合は、当該反論又は意見に係る電磁的記録が、反論書又は意見書の正本又は副本とみなされる。

令7条1項

デジタル手続法
6条2項

② 反論書等が提出されない場合

「相当の期間」内に反論書又は意見書が提出されない場合において、審理に当たって審査請求人や参加人の主張を把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、改めて反論書又は意見書の提出を促す。

<法令>◆ 審理員は、提出期限までに反論書又は意見書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に反論書又は意見書が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号
→101頁参照

(運用) ○ 反論書又は意見書の提出を再度促す際には、必要に応じて、当該期間内にこれらが提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を併せて伝えることも考えられる。

様式例第29号

㊦ 反論書・意見書の送付

○ 提出された反論書及び意見書については、速やかに、その副本を、反論書は参加人及び処分庁等に、意見書は審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付する。

<法令>◆ 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

法30条3項

◆ 法第30条第3項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。

令7条3項

(運用)◎ 審理員は、提出された反論書や意見書の内容を精査し、審査請求の結論に影響を与え得る新たな主張や事実が提示された場合は、他の審理関係人の反論を求めることが望ましい。

反論の求め→
82頁参照

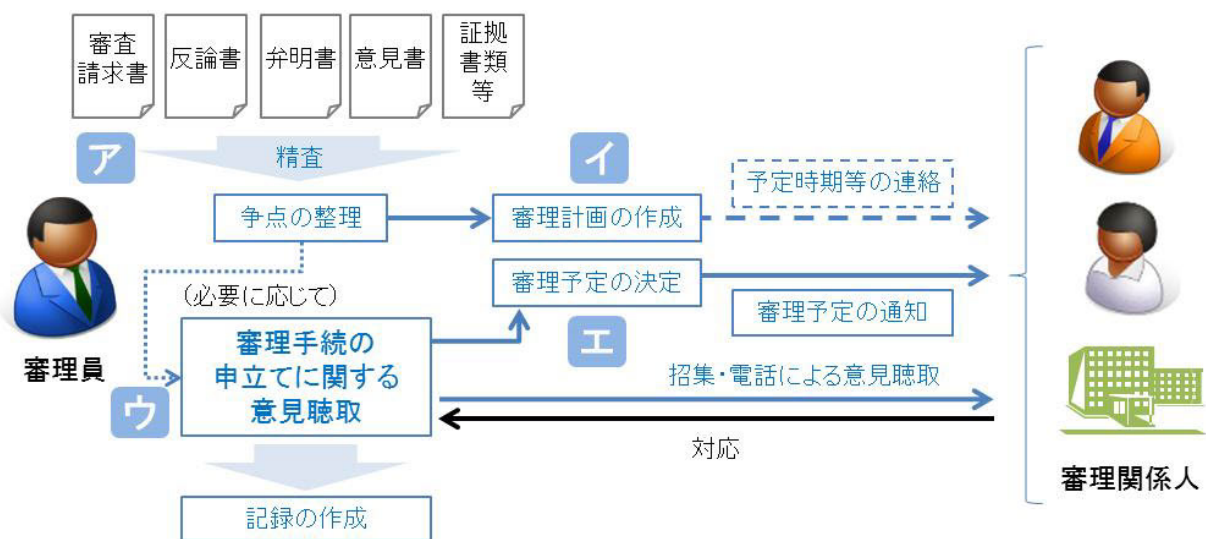
◎ 複数いる審査請求人又は参加人のうちの1人から反論書又は意見書が提出された場合には、審理の公正性の確保の観点から、提出者以外の審査請求人又は参加人についても、必要に応じ反論書又は意見書の写しを送付するなどの対応をすることが望ましい。

【概要】

簡易迅速かつ公正な審理を実現するためには、争点等を整理し、審理手続を計画的に進めることが求められる。

審理員は、事件が複雑である場合等において、迅速かつ公正に審理を行うため、審理関係人から審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができることとされており（法第37条）、必要に応じ、この意見聴取や審理関係人に対する質問（法第36条。「9 審理関係人への質問」参照）も活用して争点等の整理を行い、審理を計画的に進めるよう努める。

意見聴取を実施したときは、遅滞なく、審理予定を決定し、これらを審理関係人に通知する。



ア 争点の把握・整理

- 審査請求人から提出された審査請求書及び反論書、処分庁等から提出された弁明書、参加人から提出された意見書や、審理関係人から提出された証拠書類等を精査して、審理関係人の主張の内容やその根拠を把握し、当該事案の争点（主張の対立点等）を整理する。

（運用）○ 争点の整理の時期等については、具体的には、個々の事案に応じた運用に委ねられるが、例えば、弁明書や反論書、意見書により審理関係人のそれぞれの主張が出揃った時点で行うことが考えられる。

イ 審理計画の検討・整理

- 整理した争点等を踏まえ、その後の審理手続の進行に資するよう、どのような手続をどの時期に行うかを検討・整理する。

（運用）○ その後の審理手続の必要性が少ない場合にまで、審理計画の検討・整理が必要となるものではない。

- 個々の審理手続の予定時期を示すことが可能な場合には、その後の審

理手続を計画的に進める観点から、その予定時期等を審理関係人に連絡し、審理手続の実施について協力を求めることが考えられる。

- 審理関係人から提出された書類等だけでは、争点の整理やその後の審理手続の判断を行うことが困難な場合には、後述㉗の審理手続の申立てに関する意見聴取の実施の必要性を検討する。

㉗ 審理手続の申立てに関する意見聴取

① 意見聴取の必要性の判断

審理員は、事件が複雑である場合など、審理手続を計画的に遂行するため必要があると認めるときは、審理手続の申立てに関する意見聴取を行う。

<法令>◆ 審理員は、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審理手続の申立てに関する意見を聴取することができる。

法37条1・2項

[解釈] □ 審理手続の申立てに関する意見聴取は、事件が複雑であるなどの事情により、審査請求の趣旨や審査請求人と処分庁等の主張の対立点を正確に把握できず、審理手続の必要性や順序についても的確に判断できない場合に、その後行うべき審理手続の採否を的確に判断することができるようにするための手続である。

□ 意見聴取の実施は、審理員が、審理手続を計画的に遂行し、迅速かつ公正な審理を行う観点から判断するものであり、審査請求人や参加人が意見聴取の実施を申し立てることはできない。

□ 意見聴取を行うことができる「その他の事情」としては、例えば、審査請求の趣旨及び理由にあいまいな部分があるため、その後とるべき審理手続を決定することができない場合などが考えられる。

② 審理関係人への日程等の確認

- ・ 審理員は、審理手続の申立てに関する意見聴取（以下この節では単に「意見聴取」という。）を行う場合には、招集を求める審理関係人の都合等を事前に聴取する。
- ・ 審理関係人が遠隔地に居住している場合など、相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うことができる。

<法令>◆ 意見聴取は、原則として、期日及び場所を指定し、審理関係人を招集して行う。

法37条1項

◆ 審理関係人が遠隔地に居住している場合その他相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うことができる。

法37条2項

[解釈] □ 電話による意見聴取を行うことができる「その他相当と認める場合」としては、審理関係人が出席を望まない場合や、審理員が当該審理関係人と一対一で通話することにより目的を達することができる場合などが

法37条2項

考えられる。

③ 期日及び場所の指定

審理員は、聴取した審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、招集を求める者の人数等に応じた適切な場所（部屋）を確保した上で、期日及び場所を決定し、当該審理関係人に通知する。

[解釈] □ 意見聴取は、口頭意見陳述とは異なり、必ずしも審理関係人全員を招集する必要はなく、審理員が必要と認める範囲で審理関係人を招集することも許容される。

(運用) ○ 申立人等への通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。

様式例第32号

④ 意見聴取の実施

a) 審理関係人を招集して行う場合

審理員は、指定した場所に会場を設置し、出席者の確認を行った上で、出席した審理関係人から、表9の審理手続について申立て（証拠書類等の提出については提出）を行う意向があるか否かを聴取する。

[解釈] □ 意見聴取は、あくまで審理手続の申立てに関するものであり、審理関係人は、口頭意見陳述のように、意見聴取手続において審査請求に係る事件に関する意見を自由に陳述することができるものではない。

(運用) ○ 審理関係人を招集して意見聴取を行う場合の進行方法等は、個々の事案に応じ、口頭意見陳述における取扱いも参考に、審理員が適切に判断することになるが、例えば、以下のような手順で進めることが考えられる。

→68頁参照

i) 出席者の確認

出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が招集を求めた審理関係人であることを確認する。

ii) 注意事項の説明

意見聴取の冒頭において、手続における注意事項について説明を行う。説明を行う注意事項としては、口頭意見陳述と同様の事項のほか、事件に関する意見を自由に陳述することはできないことなどが考えられる。

→69頁参照

iii) 審理関係人からの意見聴取

招集した審理関係人から、表9の審理手続について申立て（証拠書類等の提出（法第32条）については提出）を行う意向があるか否かを聴取するとともに、これらの意向がある場合には、その内容及び理由を聴取する。複数の審理関係人を招集した場合には、審理員が聴取順を定めて、順次聴取を行う。

iv) 審理員による出席者に対する質問

争点及び証拠の整理のため、必要に応じ、審理関係人への質問（法36条）

審理関係人への質問→81頁

により、出席した審理関係人に対し質問を行う。この際、審理関係人の対応が必要な手続については対応が可能な日程、証拠書類等の提出については提出が可能な時期など、その後の審理計画の検討に当たって必要な事項についても、併せて質問を行うことが効率的である。

また、出席した審理関係人から他の審理関係人に対する質問の意向が示された場合には、口頭による審理関係人への質問の申立てとして取り扱い、争点等の整理のため適当と認める場合には、適宜質問を行う。なお、このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。

意見聴取の際の秩序維持については、法令上の規定はないが、審理関係人が争点についての主張を行うなど、意見聴取の趣旨に照らし相当でないと認める場合は、その発言を制限するなど、秩序維持のため必要な措置をとる。

v) 意見聴取の終了

以上の意見聴取及び質問を終えた場合は、意見聴取を終了する旨を宣言することにより、意見聴取手続を終了する。

b) 電話により行う場合

意見聴取を行う審理関係人に電話をかけ、通話者及び通話先の場所を確認した上で、aと同様に、審理関係人の意見の聴取や質問を行う。

<法令>◆ 電話による意見聴取を行うときは、通話者及び通話先の場所を確認しなければならない。

令9条

表9 申立てに関する意見聴取を行う審理手続

| 審理手続 | 根拠条文 | 本章における参考ページ |
|--------------|-------|-----------------------------|
| ・口頭意見陳述 | 法第31条 | 「6 口頭意見陳述」(64ページ) |
| ・証拠書類等の提出 | 法第32条 | 「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(73ページ) |
| ・物件の提出要求 | 法第33条 | 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) |
| ・参考人の陳述及び鑑定 | 法第34条 | 「10 その他の審理手続」(84ページ) |
| ・検証 | 法第35条 | 「10 その他の審理手続」(84ページ) |
| ・審理関係人に対する質問 | 法第36条 | 「9 審理関係人への質問」(81ページ) |

⑤ 記録の作成

意見聴取を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 審理手続の申立てに関する意見聴取の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

法41条3項
令15条1項

(運用)◎ 意見聴取の記録には、審理関係人から聴取した意見の要旨のほか、審理員が質問を行ったときは当該質問及びそれに対する回答の要旨、その場で審理手続の期日等を決定した場合にはその決定内容を記載す

様式例第33号

ることが望ましい。

工 審理予定の決定・通知

○ 審理員は、意見聴取を行ったときは、その結果を踏まえ、遅滞なく、表9の審理手続のうちどのような審理手続をどの時期に行うかを整理して、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知する。その後の審理の進行状況等により、審理手続の終結の予定時期を変更したときも、同様に、審理関係人に通知する。

＜法令＞◆ 審理員は、意見聴取を行ったときは、その後の審理手続が計画的になされるよう、遅滞なく、審理手続の期日及び場所と、審理手続の終結予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知する。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

法37条3項

[解釈] □ 証拠書類等の提出や書類その他の物件の提出については、これらを提出すべき相当の期間の終期（物件の提出要求については、これに併せて提出を求める時期）を通知する。

（運用）◎ 審理手続の期日等を決定するまでの期間は、個々の事案によって異なることとなるが、迅速に審理を進める観点から、可能な限り、数日中に決定するよう努めることが望ましい。

○ 審理手続の期日等の通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。ただし、意見聴取の期日において審理手続の期日等を決定することが可能である場合には、出席した審理関係人に対しては、口頭で通知することも可能であると考えられる。

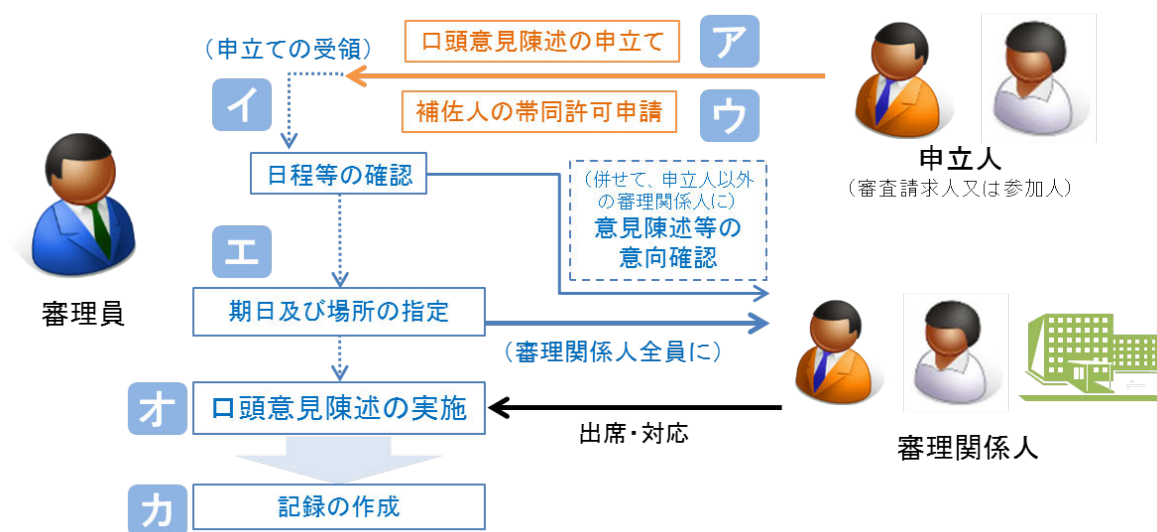
様式例第34号

【概要】

審理員は、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合は、原則、口頭意見陳述（ア<法令>参照）を実施する。

審理員は、口頭意見陳述の実施に当たり、審理関係人との日程調整、期日及び場所の通知、会場設営等の必要な準備を行う。

審理員は、口頭意見陳述においては、司会進行を務めるほか、適宜、審理関係人への質問（法第36条）を活用し、効率的かつ充実した審理を行う。



ア 口頭意見陳述の申立て

- 審査請求人又は参加人から、口頭意見陳述（法第31条第1項に基づき口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる手続）についての申立てがあった場合は、その機会を与えることが困難である場合を除き、口頭意見陳述を実施する必要がある。

<法令>◆ 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

法31条1項

[解釈] □ 口頭意見陳述の手続は、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として設けられている。

□ 口頭意見陳述は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合に行われるものであり、審理員が職権で行うことはできない。

□ 申立人以外の審査請求人又は参加人は、法令上、申立人のように、補佐人とともに出頭する（法第31条第3項）、審査請求に係る事件に関する意見を自由に述べる（同条第1項）、処分庁等に対して質問を発する（同条第5項）などの権利は付与されていない。

- 口頭意見陳述を行わないことができる「申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合」とは、例えば、申立人が矯正施設に収容されていて出所の見込みが相当期間ない場合など、当該審査請求の終結予定時期までの間に申立人（代理人を含む。）が出席可能な期日が設定できる見込みがない場合が該当する。
- 口頭意見陳述を申し立てて意見を陳述した者が、再度口頭意見陳述を申し立てた場合であっても、これに対応する必要はない。また、審理員が指定した口頭意見陳述の期日に申立人が正当な理由なく出頭しなかった場合は、申立人が自ら口頭意見陳述の権利を放棄したといえ、また、迅速かつ公平な審理に支障を来すものであるから、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。ただし、審理員が特に必要性を認める場合に、再度口頭意見陳述を実施することを妨げるものではない。
- 社会通念上、意見を述べる機会を与えることが困難であるとは必ずしもいえないにもかかわらず、審理員が口頭で意見を述べる機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

(運用) ○ 意見陳述の申立ての方式や時期については、審理手続の円滑な進行を図る観点から、記録に残る形での提出を求めることが考えられる。

様式例第35号

◎ 口頭意見陳述は、審査請求人又は参加人の権利であることから、積極的に案内を行うことが望ましい（後述^イ参照）。なお、審査請求人の陳述したい内容（処分庁等への質問は希望しない場合など）によっては、反論書等の提出により十分な対応が可能であることも考えられるため、各審査請求人が適切な方法を選ぶことができるよう留意する。

様式例第30号

○ 審理手続の申立てに関する意見聴取等の場で意見陳述の希望が示されたといった場合には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理するという方法も考えられる。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。

法37条1・2項
→60頁参照

イ 審査請求人及び参加人への口頭意見陳述の希望及び日程等の確認

○ 口頭意見陳述の希望及び審理関係人の都合等を確認する。

(運用)◎ 口頭意見陳述の期日における審理を充実かつ効果的なものとするともに、円滑な進行を図る観点から、口頭意見陳述の希望について、弁明書の送付時等に併せて、意見陳述の希望や補佐人の帯同の希望（後述^ウ参照）の有無、日程等の都合を併せて確認し、これらを希望する場合には、申立てを促すよう促すことが望ましい。

様式例第30号

○ 意見の陳述の希望があった場合、事前に処分庁に対する質問事項を併せて確認しておくことも、充実した審理を行うに当たっては、有効と考えられる。

㊦ 補佐人の帯同の許可申請

○ 必要に応じ、申立人に対し、事前に補佐人の帯同の意向の有無等を確認し、許可の申請を求める。

法31条3項

＜法令＞◆ 申立人は、審理員の許可を得て、「補佐人」とともに出頭することができる。

法31条3項

[解釈] □ 補佐人とは、申立人が外国人である等の場合に当該申立人の陳述の補佐をする者、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人等を援助する第三者や、申立人が法人の場合における当該法人の事務担当者などが該当する。

□ 補佐人の帯同を許可するか否かは、審理員の判断に委ねられるが、申立人の精神的・身体的状況等から判断して、審理を進める上で適当と認められる場合には、当然に許可をすべきものと考えられる。

(運用) ○ 補佐人の帯同の許可申請の方式等については、補佐人の氏名、住所、補佐人を必要とする理由等について記載した書面等の提出を求めることが考えられる。

様式例第36号

◎ 申立人から補佐人の帯同の許可申請がない場合であっても、口頭意見陳述の期日に申立人が補佐人を帯同し、その場で許可を求めるという事態を避ける観点から、事前に補佐人の帯同の意向の有無等を確認し、必要に応じ許可の申請を求めることが望ましい。

◎ 口頭意見陳述の当日に申立人が補佐人を帯同し、出席の許可を求めた場合には、記載例を示してその場で申請書の作成を求める等により申請の手続をとらせた上で、速やかに可否について判断する必要がある。

㊦ 期日及び場所の指定

○ 聴取した審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、招集を求める者の人数等に応じた適切な場所（部屋等）を確保した上で、期日及び場所（後述するウェブ会議システムなどで実施する場合は、会議URL等）を決定し、審理関係人に通知する。申立人から補佐人の帯同の許可申請がされている場合には、その結果も併せて通知する。

なお、口頭意見陳述を行わない場合には、申立人にその旨を通知する。

＜法令＞◆ 口頭意見陳述は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

法31条2項

[解釈] □ 口頭意見陳述の開催においては、全ての審理関係人が出席することが可能な期日及び場所を指定することが求められる。

□ 全ての審理関係人が特段の問題なく出席することができる期日等を調整することができない場合には、申立人以外の審査請求人又は参加人の一部について、現実的には出席が困難な期日等を指定することもやむを得ないものと考えられる。

(運用) ○ 申立人等への通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。

○ 当日の円滑な進行の観点から、口頭意見陳述に臨む際の注意事項等を申立人に送付しておくことも考えられる。

a) 出頭しない場合の措置についての注意喚起

申立人への期日等の通知には、口頭意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は審理手続を終結する場合があることを併せて記載し、注意喚起を行う。

<法令>◆ 審理員は、申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないときは、審理手続を終結することができる。

[解釈] □ 「正当な理由」とは、当事者の責めに帰すべからざる理由を指し、その有無については、審査庁において、個別の事案に即して適切に判断すべきものである。一般には、例えば、天災、交通機関の途絶等の場合が該当すると考えられる。

b) 遠隔地に所在する審理関係人等への配慮

審査請求人又は参加人が遠隔地に所在している等の事情により、審査庁の事務所に赴くことが困難である場合は、①これらの者の利便性の高い場所を口頭意見陳述の開催場所として指定し、審理員が当該開催場所に全ての審理関係人を招集する、また、②映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法として、いわゆるウェブ会議システム又はテレビ会議システムを整備している場合、審査請求の事案に応じ、場所として会議URL又はウェブ会議などの中継場所等を指定してオンラインで実施するといった、審査請求人又は参加人の利便性に配慮した対応をとることも可能である。

<法令>◆ 審理員は、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭意見陳述を行うことができる。

(運用) ◎ ウェブ会議システム*等を利用する場合などは、(個別法令において公開で行うこととしている場合を除き、) 口頭意見陳述の非公開性を確保することに留意し、審理関係人の意向も確認しつつ、審理員の判断により、実施方法を決定する必要がある(審理関係人が自身の端末で参加する場合、意図せず審理関係人以外が傍聴可能となることがないよう、自宅や個室などの具体的な場所を指定するなど)。

※ なお、ウェブ会議システムの利用に関して、保存された情報が当該サービス提供者により利用されるリスクや、サービス提供者が海外のデータセンター等に情報を保存している場合に、保存している情報に対して現地の法令等が適用され、現地政府機関等から当該情報にアクセスされるリスク等が想定されるため、各行政庁におけるセキュリティポリシーの遵守やプライバシーの確保に留意が必要である。

法41条2項2号

令8条

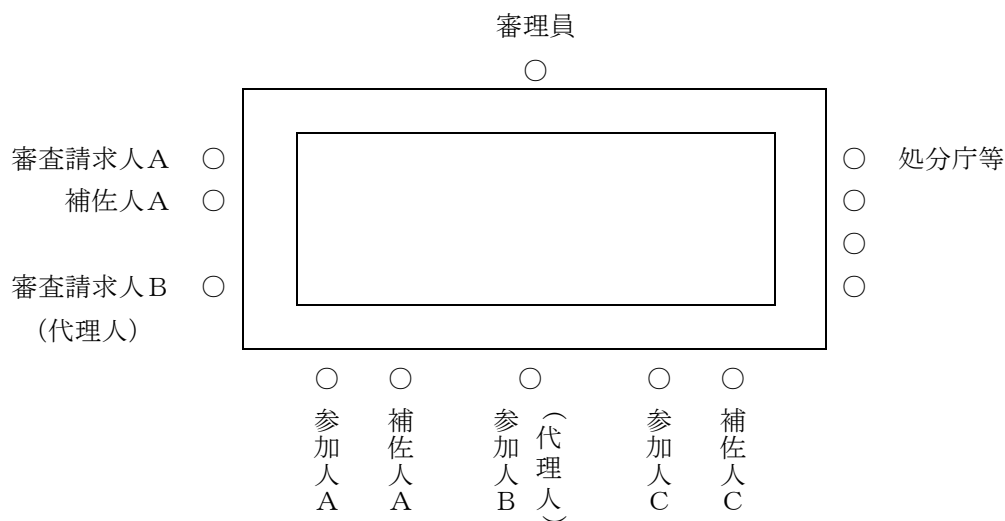
才 口頭意見陳述の実施

○ 口頭意見陳述の期日における具体的な進行方法等については、個々の事案に応じ、審理員が適切に判断することとなるが、例えば、以下のような手順で進めることが考えられる。

i) 会場の準備

指定した場所に口頭意見陳述の会場を設置する(図2)。なお、記録要員等を陪席させる場合は、別にテーブルを設置する。また、録音に必要となる機材も準備する。

図2 口頭意見陳述会場の配席(例)



※補佐人については申立人が審理員の許可を得た場合に出席可能

(運用) ○ 審理関係人を招集して開催する口頭意見陳述に関して想定されるその他の準備作業としては、出席者の入館事前登録手続(庁舎管理上必要な場合)や、出席者を会場まで案内する要員を配置すること等が考えられる。また、事案によっては、秩序維持の必要性が生じた場合の対応(庁舎管理者(審理手続を庁舎外で実施している場合は当該施設の管理者)との連携等)について検討することも考えられる。

ii) 出席者の確認

口頭意見陳述に先立ち、出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が審理関係人又はその補佐人であることについて確認を行う。

[解釈] □ 申立人の精神的・身体的状況から介助者が必要であると判断される場合は、介助者に対して、口頭意見陳述に立ち会うことを認めることは可能である。ただし、補佐人でない介助者は、当該事件に関して発言その他一切の行為を行うことはできない。

□ 総代以外の共同審査請求人が口頭意見陳述への出席を希望する場合

法11条4項

には、審理員の判断により、その出席を認めることは可能である。ただし、これらの共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができることから、これらの者は口頭意見陳述において発言することはできず、傍聴のみ認められる点に留意する。

(運用) ◎ 処分庁等については、一般には、その補助機関たる職員が出席することとなり、具体的に出席する者は処分庁等の判断に委ねられるが、申立人の処分庁等に対する質問の実効性を担保する観点からは、原処分の担当者など、申立人が発する審査請求に係る事件に関する質問に適切に回答し得る者を出席させることが望ましい。

処分庁等に対する質問→法31条5項

a) 口頭意見陳述の公開

[解釈] □ 口頭意見陳述では、個々の国民の権利義務に関わる処分等の違法・不当が争われるという性質上、個人情報等を取り扱うことが想定されることに加え、充実かつ効果的に審理を行うことが求められることから、個別法において公開で行うこととしている場合のほかは、一般には、口頭意見陳述を公開で行うことは望ましいものではないと考えられる。

(運用) ◎ 個々の事案に応じ、審理員の判断により、口頭意見陳述を公開とし、その他の者（申立人の支援者、マスコミ関係者等）の傍聴を認めることも可能であるが、その際には、審理関係人の意向も確認した上で判断することが望ましい。また、傍聴を認めた場合、秩序維持の必要性（不規則発言により議事の進行を妨害しようとする場合など）が生じた場合の対応についても検討しておく必要がある。

b) 申立人以外の者が欠席した場合の手續実施の可否

[解釈] □ 指定した期日及び場所に申立人以外の審査請求人又は参加人が出席しない場合であっても、口頭意見陳述を実施することは可能であり、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。

iii) 注意事項の説明

口頭意見陳述の冒頭において、陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することがあることなど、手續における注意事項について説明を行う。

<法令>◆ 審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

法31条4項

[解釈] □ 審理員が陳述を制限することができる「その他相当でない場合」とは、意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言（「処分庁の態度が悪い」など）が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等をいう。

(運用) ○ 説明を行う注意事項の例としては、上記のほか、次のようなもの

が考えられる。

- ・ 発言は要点を押さえ簡潔に行うこと
- ・ 口頭意見陳述は予定した時間内で終えること
- ・ 繰り返し同様の意見陳述がなされる場合や、審査請求に係る事件に関係のないものである場合には、審理員が発言を制限する場合があること
- ・ 携帯電話をマナーモードとし、通話等を控えること
- ・ その他審理員の指示に従うこと 等

○ また、審理関係人の発言内容を公にすることは、その後の審理関係人の発言を萎縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがあることから、必要に応じ、録音・撮影を控えることや、意見聴取手続の内容をみだりに公にしないことを要請することも考えられる。

iv) 申立人の意見陳述

a) 基本的事項

- ・ 申立人（又はその代理人、補佐人）に、審査請求に係る事件に関する意見を陳述させる。申立人が複数存在する場合は、審理員が陳述順を定めて、順次陳述を行わせる。

[解釈] □ 申立人が陳述することができる「審査請求に係る事件に関する意見」（法31条1項）には、原処分の違法・不当についての意見のほか、不服申立人適格や審査請求期間を徒過した正当な理由などの審査請求の適法性についての意見も含まれる。

b) 他の出席者の発言の制限

- ・ 申立人の陳述中に、他の出席者がその陳述を妨げる発言（陳述に対する質問を含む。）など手続の進行を妨げる発言をした場合には、当該発言等を適宜制限する。

[解釈] □ 申立人の陳述以外の発言等の制限については、法令上の規定はないが、審理手続の妨げとなる審理関係人の発言等についても、審理員が制限することができるものと解される。

(運用) ○ 出席者が、審理手続の進行を妨げる発言等を制限する旨の審理員の指示に従わず、その言動に照らし、当該出席者を退去させることが庁舎管理等の観点からやむを得ないと認められる場合は、審理員は、庁舎管理者（審理手続を庁舎外で実施している場合は当該施設の管理者）とも連携し、当該出席者の退去等必要な措置をとることも考えられる。

c) 陳述の終了

- ・ 処分庁等への質問を含め、申立人の主張等の内容が出尽くした頃を見計らい、申立人に陳述の終了を促す。申立人が陳述を終えず、事件に関係のない事項にわたり発言を始めた場合や既に陳述された内容を繰り返すよう

な場合は、その発言を制限し、陳述を終了させる。

＜法令＞◆ 審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合
その他相当でない場合には、これを制限することができる。（再掲）

法31条4項

[解釈] □ 陳述を制限することができる「その他相当でない場合」とは、意見陳述が既に陳述された内容の繰り返しに過ぎない場合や、陳述者の発言が審理の争点に対する審理員の見解についての質疑である場合、進行の妨げになるような態度（騒音など）をとる場合などが挙げられる。

v) 申立人等による処分庁等への質問及び処分庁等からの回答

陳述中に、申立人が、処分庁等への質問を行う許可を求めた場合は、適宜これを許可し、処分庁等の出席者に回答させる。

法31条5項

＜法令＞◆ 申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

法31条5項

[解釈] □ 処分庁等に対する質問について、審理員の許可を要することとしているのは、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで、審理に混乱を来すおそれがあることに配慮したものであり、例えば、事件に関係のない事項についての質問等相当でない質問については、これを許可しないことも許容される。ただし、このようなおそれがない場合に、質問を許可しないことは適当でない。

□ 処分庁等に対する質問に対しては、法律上、処分庁等の回答義務についての明示的な規定はないが、処分庁等は審理において協力すべき責務を有しており（法28条）、申立人の質問権が規定された趣旨に鑑みれば、処分庁等が質問に対して適切に回答すべきことは当然であり、処分庁等の回答は、原則として口頭意見陳述の場で行われるべきである。

□ 処分庁等に対する質問について、申立人から、事前に書面等により提出があった場合、口頭意見陳述の期日における審理において、事前に提出されていない質問であることを理由として、質問を許可しないことは許されない。

(運用) ◎ 回答に調査を要するなどの事情によりその場で回答することが困難である場合には、後日、回答することもやむを得ないものと考えられるが、この場合には、審理員は、回答の方法、期限等を定めて、処分庁等に示すことが望ましい。

◎ 質問に回答することが守秘義務に抵触する場合は、処分庁等が回答を拒否することも考えられるが、このような場合には、審理員は、処分庁等に対して、守秘義務に抵触しない範囲での回答を促す等の対応をとることが望ましい。

vi) 審理員による出席者に対する質問

・ 効率的かつ充実した審理を行うため、必要に応じ、審理関係人への質問と

して、他の審理関係人に対し、申立人の陳述内容及び処分庁等の回答内容についての見解を質問し、その反論等を促す。

- ・ 争点についての審理関係人の主張を明らかにする必要があると認める場合等には、争点を整理した書面等を配布した上で、適宜その他の事項についても見解を質問し、その主張を聴く。また、これらの質問に対する審理関係人の回答についても、必要に応じ、他の審理関係人の反論等を促す。

<法令>◆ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

法36条

(運用)◎ 審査請求人及び参加人に対し、他の審理関係人への質問を求める事項の有無を確認し、質問を求める事項がある場合には、口頭による審理関係人への質問の申立てとして取り扱い、適宜当該質問を行うなど、効率的かつ充実した審理を行うよう努めることが望ましい。このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。

vii) 口頭意見陳述の終了

全ての申立人の陳述が終了し、審理員が所要の質問を終えた場合は、口頭意見陳述を終了する旨を宣言することにより、口頭意見陳述を終了する。

力 記録の作成

○ 口頭意見陳述を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 口頭意見陳述の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

法41条3項
令15条1項5号

(運用)○ 記録として、口頭意見陳述の期日における審理の経過を記録した資料を作成する。具体的には、申立人の陳述の要旨のほか、申立人が処分庁等に対して行った質問や審理員が審理関係人に対して行った質問の要旨及びそれらに対する回答の要旨を記録することが考えられる。

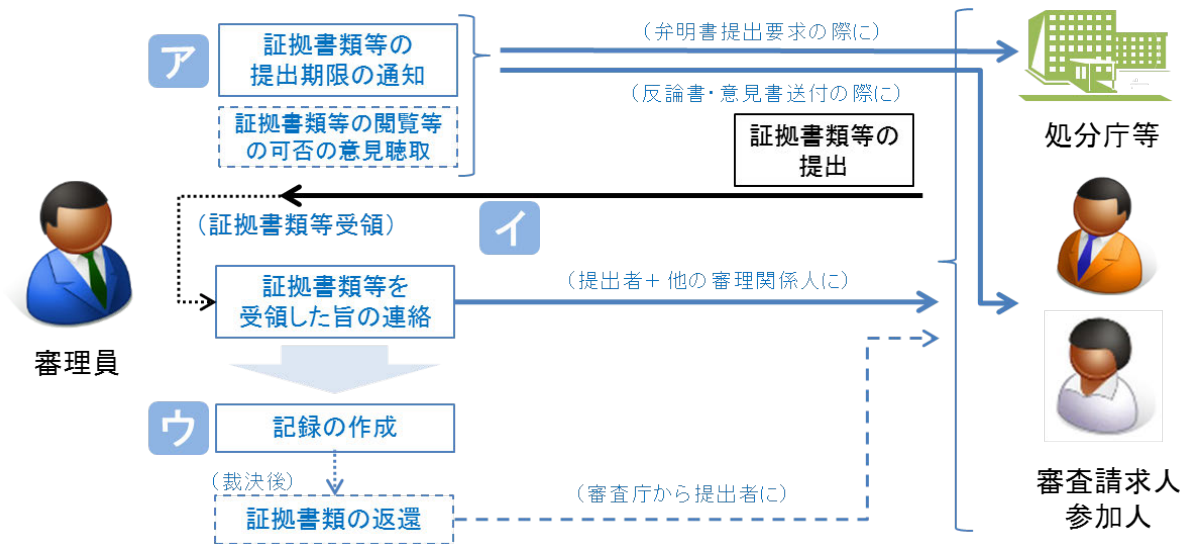
様式例38

※審査請求人等に対する口頭意見陳述の記録の交付の扱いについては、第2編第3章11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等(91ページ)参照。

○ 後日、発言内容等の詳細について確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、ICレコーダ等の録音機材を使用して、口頭意見陳述の内容を録音しておくことも考えられる(出席者が反対する場合には、録音する趣旨等を説明して理解を求める等の対応をとる。)

【概要】

審理員は、審理関係人による証拠書類等の提出について、提出期限を設定する。また、証拠書類等の提出を受けた時は、これを適切に管理・記録するとともに、審査請求人及び参加人に対して、証拠書類の提出を受けた旨、通知する。



ア 証拠書類等の提出期限の設定・通知

① 証拠書類等の内容

<法令>◆ 証拠書類等とは、審査請求人等が提出する証拠書類又は証拠物と、処分庁等が提出する当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を指す。

法32条1・2項

i) 審査請求人又は参加人からの提出

<法令>◆ 審査請求人又は参加人は、それぞれの主張を理由付けるため、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

法32条1項

[解釈] □ 証拠書類又は証拠物等とは、具体的には、事実を知る者がその内容を記述した書面や、原処分の対象となった施設・場所等を撮影した写真などが挙げられる。

ii) 処分庁等からの提出

<法令>◆ 処分庁等は、処分等が適法・相当であることを裏付けるため、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

法32条2項

[解釈] □ 当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件とは、具体的には、原処分の関係書類（却下通知、申請書及びその添付書類など）、原処分の判断をするに当たり職権で実施した調査の結果などが挙げられる。

② 証拠書類等の提出期限の設定等

証拠書類等については、審理の迅速性を確保するため、証拠書類等を提出すべき相当の期間（提出期限）を定めることができる。

様式例第28号・第30号

＜法令＞◆ 審理員が、証拠書類等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

法32条3項

（運用）○ 証拠書類等については、審理の迅速性を確保するため、他の審理手続と併せて証拠書類等を提出すべき相当の期間（提出期限）を示すことが考えられる。提出期限を示す具体的な方法としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 弁明書の提出要求に際して、処分庁等に対し、証拠書類等についての提出期限を定めて通知する。
- ・ 提出された弁明書の送付に際して、審査請求人又は参加人に対し、証拠書類等についての提出期限を定めて通知する。
- ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取等に際して、審理関係人に対して、証拠書類等の提出の意向の有無及び提出可能時期について意見を聴取し、これを踏まえ、提出期限を定めて通知する。

法29条2項
→52頁参照

法29条5項
→55頁参照

法37条
→60頁参照

③ 閲覧等の可否の確認

証拠書類等の提出時に、法第38条による他の審査請求人等による当該書類等の閲覧等の可否についての意見を聞く。

＜法令＞◆ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（法第32条の証拠書類等を含む。）の閲覧又は写し等の交付を求めることができる。

法38条1・2項

- ◆ 審理員は、提出書類等の閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（運用）◎ 証拠書類等の提出時に、法第38条による他の審査請求人等による当該書類等の閲覧等の可否についての意見を聴いておくことが望ましい。意見を聴く具体的な方法としては、例えば、提出期限の設定に際し、証拠書類等の提出時に閲覧等の可否について記載した書面を併せて提出するよう求めることが考えられる。

様式例第31号・第39号

イ 審理関係人からの証拠書類等の提出

① 提出された場合

i) 受領及び提出者への通知

証拠書類等の提出を受けたときは、提出者に対して受領した旨を連絡する。

様式例第40号

[解釈] □ 提出される証拠書類等の受領を裁量により拒むことはできない（※）。

（※）審理員が、証拠書類等の受領を拒んで審理手続を終結した場合、行政訴訟

において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

- 審理員が提出期限を定めた場合（法32条3項）には、その期間を経過した後には、証拠書類等の受領を拒むことができると解されるが、提出者の故意や重大な過失によらず、その経過後に新たな事実や証拠書類等が判明したような場合については、提出期限後であることのみをもって、その受領を拒み、当該書類等を考慮することなく審理を終結することは適当でないと考えられる。

ii) 他の審理関係人への通知

他の審査請求人又は参加人に対し、証拠書類の提出を受けた旨を連絡する。

＜法令＞◆ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付を求めることができる（再掲）。

（運用）◎ 他の審査請求人又は参加人に当該証拠書類等の閲覧等を求める（法第38条第1項）機会を保障する観点から、これらの者に対しても、証拠書類の提出を受けた旨を連絡することが望ましい。

◎ 審理関係人が他の審理関係人に秘匿する意図を明らかにして証拠書類を提出した場合は、法第32条の規定により提出された証拠書類等として取り扱われ、「正当な理由」（法第38条第1項後段）がある場合を除き、審査請求人又は参加人による閲覧等の対象となることを明示した上で、受領することが望ましい。

○ 証拠書類の提出を受けた際、審理員の職権又は審査請求人等の同意を得て、全ての審理関係人に証拠書類を送付している運用事例がある。

iii) 証拠書類等の管理

提出された証拠書類等は、返還までの間、適切に管理する。

＜法令＞◆ 提出を受けた証拠書類等については、審査庁は、裁決をした後、速やかに提出者に返還しなければならない。

（運用）○ 提出された証拠書類等が多数に及ぶ場合等には、その後の整理、特定等の便宜を考慮し、当該証拠書類等の写しを作成することや、整理番号を付すことも考えられる。

◎ 当該書類等の内容等を精査した結果、その後の審理手続や行政不服審査会等への諮問の手続において、不要であることが明らかな場合は、早期に返還することが望ましい。

② 提出されない場合

提出期限内に証拠書類等が提出されない場合において、審理に当たってこれらを把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、その提出を促す。

様式例第41号

法38条1項

本章1（1）

ア

法53条→125頁
参照

＜法令＞◆ 審理員は、提出期限までに証拠書類等が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に証拠書類等が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号→101頁参照

(運用) ○ 証拠書類等の提出を促す連絡は、当該期間内に証拠書類等が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を併せて伝えることも考えられる。

様式例第29号

㊦ 記録の作成

○ 提出された証拠書類等については、事件記録として保管する。

＜法令＞◆ 提出された証拠書類等は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

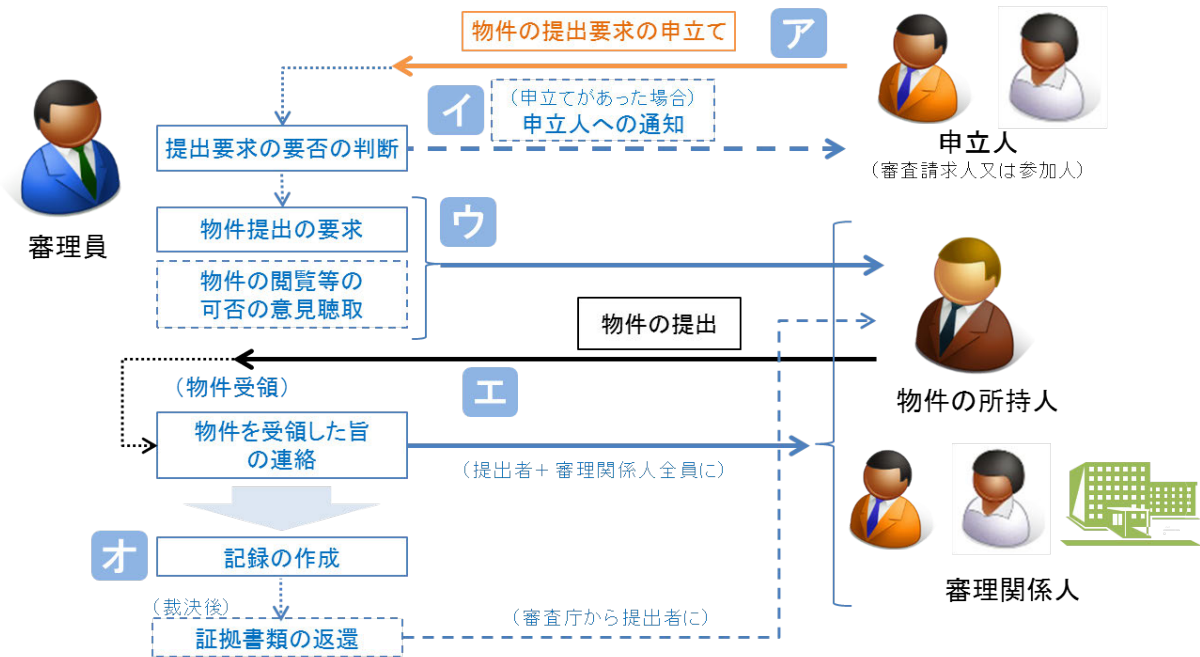
法41条3項
令15条1項

(運用) ○ 提出された証拠書類等は、提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管することが考えられる。

様式例第42号

【概要】

審理員は、申立て又は職権により、提出期限を付して、物件の提出要求を行う。また、物件の提出を受けた時は、これを適切に管理・記録するとともに、審査請求人及び参加人に対して、物件の提出を受けた旨、通知する。



ア 手続の開始

① 審査請求人又は参加人からの申立てによる場合

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

法33条前段

（運用）○ 審理手続の円滑な進行を図る観点からは、申立人に対して、提出要求の対象とする物件の名称や理由等について記載した書面等の提出を求めることが考えられる。

様式例第43号

◎ 審理手続の申立てに関する意見聴取等の場において、申立ての意向が示された場合は、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理することが望ましい。（この場合には、その場で口頭により申立てに対する判断を示すことも可能である。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。）

意見聴取→60頁参照

② 職権による場合

＜法令＞◆ 審理員は、職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

法33条前段

〔解釈〕□ 職権による物件の提出要求は、審理員が更に物件の収集を必要と認め

る場合に、その提出を求める権限を与えたものである。

(運用) ◎ 提出要求は、法律上審理員に認められている権限であり、審理手続を迅速に進めるため、必要な物件（例：事業者の指定に係る要件に必要な勤務管理表など）は速やかに提出要求を行うことが望ましい。

イ 申立人への通知

○ 審理員は、申立てを受け、物件提出を求める必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[解釈] □ 審理員は、申立てに対する判断を示すべきである。

(運用) ○ 結果の通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。

様式例第44号

ウ 所持人への物件の提出の求め

○ 申立てがあった場合で物件提出を求める必要があると判断したとき、又は職権により物件提出を求めることとした場合は、当該物件の所持人に対し、提出を求める物件の内容、提出すべき相当の期間（提出期限）等を明示して、当該物件の提出を求める。

<法令> ◆ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。

法33条

[解釈] □ 書類その他の物件には、審理関係人が所持人である関係書類等の物件も含まれる。

(運用) ○ 所持人への物件の提出の求めは、記録に残る形で行うことが考えられる。

様式例第45号・第46号

また、物件の提出時に、審査請求人等による閲覧等の可否についての意見（法第38条第1項・第2項）を提出するよう求めることが効率的であり、具体的には、提出依頼時に、物件の提出時に閲覧等の可否について記載した書面等を併せて提出するよう求める、という方法が考えられる。

他の審査請求人等による閲覧等の可否→95頁参照

○ 物件提出の対象としては、例えば、原処分の関係書類（却下通知、申請書及びその添付書類など）が考えられる。

◎ 物件の所持人が処分庁等その他の行政庁である場合には、当該物件が審査請求人等による閲覧等（法第38条）の対象となることについて、守秘義務に抵触する懸念を有する可能性があることから、審理員は、必要に応じて、当該物件は、守秘義務を課されている審理員に提出されるものであって、その提出により直ちに^(※)他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨や、どのような場合に閲覧等に供されるか等を当該行政庁に説明しておくことが望ましい。

(※) 書類その他の物件は、審査請求人等による閲覧等（法第38条）の対象であるが、審理員は正当な理由があるときは、この閲覧等を拒むことができる。

工 所持人からの物件の提出

① 提出された場合

i) 受領及び提出者への通知

物件の提出を受けたときは、提出者に対して、これを受領した旨及び必要に応じ当該物件を裁決までの間留め置く（法第33条後段）旨を連絡する。

（運用）○ 物件を受領した旨等の連絡は、当該物件の預かり証を兼ねて、書面等の記録に残る形で行うという方法も考えられる。

様式例第40号

ii) 他の審理関係人への通知

（運用）◎ 審査請求人又は参加人に当該物件の閲覧等を求める（法第38条第1項）機会を保障する観点から、これらの者に対し、その旨を連絡することが望ましい。

様式例第47号

iii) 物件の管理

提出されて留め置く物件については、裁決までの間当該物件を留め置くことが想定されるものであり、返還までの間、適切に管理する。

<法令>◆ 提出を受けた物件については、審査庁は、裁決をした後、速やかに提出者に返還しなければならない。

法53条

→125頁参照

（運用）○ 提出された物件が多数に及ぶ場合等には、その後の整理、特定等の便宜を考慮し、証拠書類等と同様に整理番号を付すことも考えられる。

② 提出されない場合

i) 提出の再要請

提出期限内に審理関係人に提出を求めた物件が提出されない場合には、更に期間を定めて、その提出を促す。

<法令>◆ 審理員は、提出期限までに提出を求めた物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に物件が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

法41条2項1号

[解釈] □ 物件の提出を求められた者がその提出を拒んでも、その提出を強制することはできないが、審理関係人は、「審理において、相互に協力する」責務を負うこと（法28条）から、審理関係人が物件の所持者である場合は、当該物件の提出要求に誠実に対応すべきであることは当然である。

（運用）○ 物件の提出を促す連絡は、当該期間内に物件が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を併せて伝えることも考えられる。

様式例第29号

○ 物件の所持人である処分庁等その他の行政庁が、守秘義務に抵触するおそれがあるとして提出を拒んだ場合は、**ウ**と同様、当該物件は守秘義務が課されている審理員に提出するものであること等を説

明し、再度提出を促すことが考えられる。

また、処分庁等その他の行政庁が、個人情報の取扱いを理由に提出を拒む場合には、例えば、個人情報保護法上、本人の同意がある場合や、社会通念上客観的に見て合理的な「相当の理由」があるときには、利用目的外に提供できる規定もあること等を示すことが考えられる。

○ 個人情報の保護に関する法律（抄）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 略

ii) 申立人への通知

所持人が審理員の協力要請に応じず、物件が提出されなかった場合は、その旨を申立人に通知する。

様式例第47号

才 記録の作成

○ 提出された物件については、事件記録として保管する。

<法令>◆ 提出された物件は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

法41条3項
令15条1項

(運用) ○ 提出された物件は、提出者、提出日時を記載した書面等を添付して保管することが考えられる。

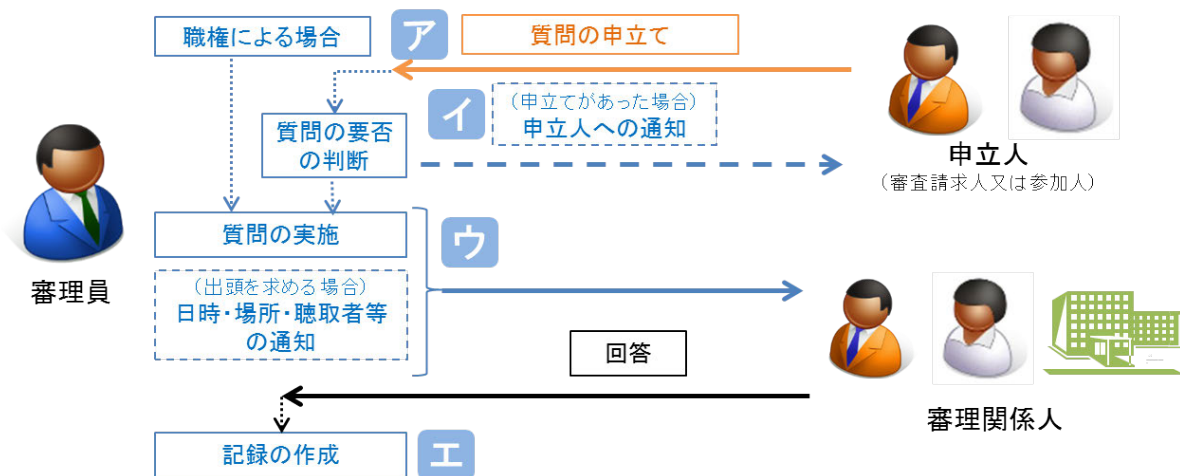
様式例第42号

【概要】

審理員は、申立て又は職権により、審理関係人に対して質問^(※)を行う。

(※) 質問の趣旨

審理関係人への質問は、審理を効果的・効率的に進めるため、審理員に、審理関係人の主張の趣旨・内容等について質問し、その説明を求める権限を認めたものである（審査請求人等に対する手続保障の観点から設けられている口頭意見陳述における申立人の処分庁等に対する質問（法第31条第5項）とは異なる。）。



ア 手続の開始

① 審査請求人又は参加人からの申立て

<法令>◆ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

法36条

(運用)○ 審理手続の円滑な進行を図る観点からは、申立人に対して、質問の内容や理由等について記載した書面等の提出を求めることが考えられる。

様式例第48号

○ 口頭意見陳述や審理手続の申立てに関する意見聴取等の場において、審理関係人から質問を求める意向が示された場合は、口頭で審理員に対して質問の申立てがあったものとして取り扱い、その内容等に鑑み適当と認めるときは、審理員から当該他の審理関係人に対して質問を行うという方法も考えられる。この場合には、その場で口頭により申立てに対する判断を示すことも可能である。このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。

口頭意見陳述→68頁参照
意見聴取→60頁参照

② 職権による場合

<法令>◆ 審理員は、職権により、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

法36条

[解釈]□ 審理関係人への質問は、他の審理手続と別に単独に行う方法のほか、口頭意見陳述その他の審理手続に際して行う方法も可能である。

(運用) ○ 具体的には、例えば、次のような場合に、審理を効果的・効率的に進めるために、質問を行うことが考えられる。

- ・ 審査請求内容に疑義が生じた場合^(※)

(※) この場合、審査請求人のみならず、処分庁に対しても、積極的に質問権を行使することが望ましい。

- ・ 口頭意見陳述の申立てがない場合で、審理関係人の主張を明確にしようとするときに、書面等により審理関係人に質問する場合
- ・ 反論書等で示された他の審理関係人の主張や参考人陳述等の手続で判明した事実等に対する反論を促すために、書面等により審理関係人に質問する場合
- ・ 口頭意見陳述において、申立人の陳述内容及び処分庁等の回答内容について他の審理関係人への反論等を促すため、口頭により当該審理関係人に質問する場合
- ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取において、争点等を効率的に整理するため招集した審理関係人の主張の内容等を明確にするため、口頭により当該審理関係人に質問する場合

法31条1・2
項

法37条1・2
項
→60頁参照

イ 申立人への通知

○ 審理員は、申立てを受け、質問を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[解釈] □ 審理員は、申立てに対する判断を示すべきである。

(運用) ○ 結果の通知は、記録に残る形で行うことが適当であると考えられる。

様式例第49号

ウ 質問の実施

① 質問の実施

申立てがあった場合で審理関係人に質問を行う必要があると判断したとき、又は職権により質問を行うこととした場合は、当該審理関係人に質問を行う。

(運用) ○ 処分庁等に質問を行う場合には、守秘義務に抵触する懸念を有する可能性があることから、審理員は、必要に応じて、質問の回答は、守秘義務を課されている審理員に対して行うものであって、回答により直ちに他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨を当該行政庁に説明しておくことが考えられる。

- 他の審理関係人も同席している場において質問を行った場合には、審理員は、処分庁等に対して、守秘義務に抵触しない範囲での回答を促す等の対応をとることが考えられる。

② 質問の方式

(運用) ○ 他の審理手続の場において質問を行う場合を除いては、一般に、記録に残る形で質問事項及びその回答期限を示し、回答を求めることが考えられる。

様式例第50号

○ 審理関係人の出席を求めて質問を行う場合は、出席を求める審理関係人の都合等を事前に聴取して日程等の調整を行った上で、質問を実施する日時・場所及び聴取者（審理員等）等を示して出席するよう通知する、という方法が考えられる。

様式例第50号

③ 質問の結果を踏まえた対応

i) 審理関係人への意見等の確認

(運用) ◎ 審理手続の結果、他の審理関係人が了知しない判決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合には、審理の迅速性の観点にも留意しつつ、当該事実を当該審理関係人に示した上で、当該審理関係人に対し、当該事実の認否や意見の有無等について質問を行うことが望ましい。

ii) 回答についての補足調査

(運用) ○ 質問の結果、審理関係人から得られた回答について、これを証する資料や証人が存在している場合には、必要に応じて、回答者に対して証拠書類等の提出を促し、また、物件の提出要求手続や参考人陳述の手続を活用する等により、これを把握することが考えられる。

Ⅱ 記録の作成

○ 質問を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

＜法令＞◆ 質問の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

法41条3項
令15条1項

[解釈] □ 口頭意見陳述その他の審理手続に際して行われる質問についての記録は、当該他の手続に係る記録の一環として記載することで足り、質問についての記録を別に作成することを要しない。

(運用) ○ 記録には、質問及び回答の年月日、質問に内容及びその回答の要旨を記載することが考えられる。

様式例第51号

○ 質問を口頭で行った場合には、後日、発言内容等の詳細の確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、ICレコーダ等の録音機材を使用して、審理手続の場におけるやり取りの内容を録音することも考えられる。

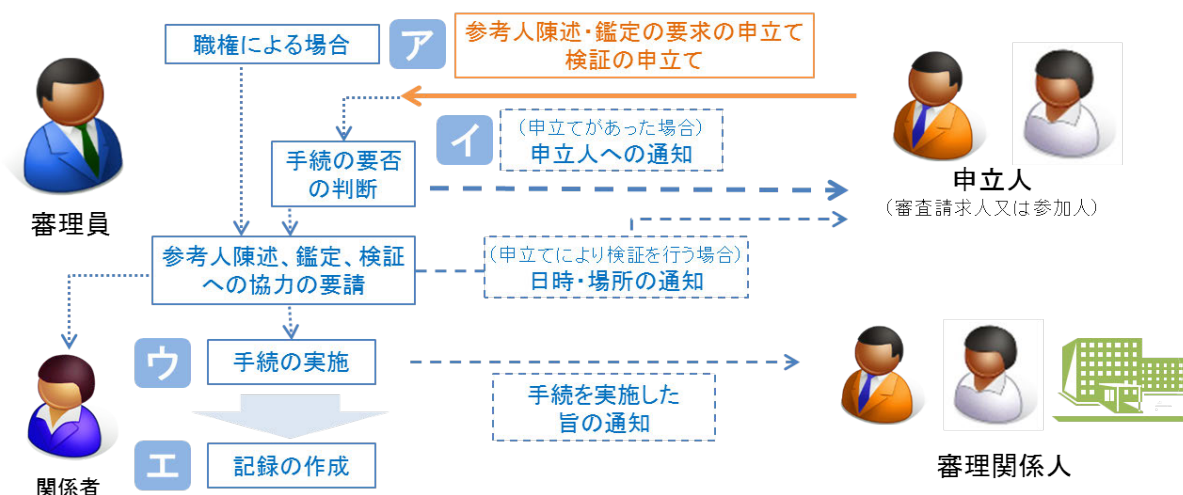
【概要】

審理員は、「9 審理関係人への質問」（81ページ参照）までに記載した審理手続のほか、申立て又は職権により、以下の審理手続を行うことができる。

ア 参考人の陳述及び鑑定の要求

イ 検証

これらの手続を行う場合、審理員は、参考人、鑑定人、検証の対象となる場所の管理者等に手続実施のための協力依頼を行う。



ア 手続の開始

① 審査請求人又は参加人からの申立て

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

法34条

◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、必要な場所につき、検証をすることができる。

法35条

（運用）○ 審理手続の円滑な進行を図る観点からは、申立人に対して、参考人の陳述等を求める内容や理由等について記載した書面の提出を求めることが考えられる。

様式例第52号・第53号

◎ 審理手続の申立てに関する意見聴取等の場において、申立ての意向が示された場合は、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理することが望ましい。（この場合には、その場で口頭により申立てに対する判断を示すことも可能である。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。）

意見聴取→60頁参照

② 職権による場合

＜法令＞◆ 審理員は、職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

法34条

◆ 審理員は、職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

法35条

(運用) ◎ 審理の充実を図る観点からは、審理員は必要と認める場合には、積極的に、第三者から事実の陳述を求めることが望ましい。

イ 申立人への通知

① 申立てへの判断についての通知

審理員は、申立てを受け、参考人の陳述や鑑定を求め、又は検証を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[解釈] □ 審理員は、申立てに対する判断を示すべきである。

(運用) ○ 結果の通知は、記録に残る形で行うことが適当であると考えられる。

様式例第54号・第55号

○ これらの手続は、審理関係人ではない第三者の任意の協力により実施が可能となるものであることから、実施について協力を得られないおそれもあり、協力が得られた場合も、日程調整を始め手続の終了までに一定の期間が必要となる。

そのため、審理を迅速に進める観点からは、当該手続以外の方法により、当該審理手続と同等程度の結果をより迅速に得られる場合は、そのような代替的な方法をとることも検討することが適当であり、そのような方法をとることが困難であり、又は審理の公正性の確保等の観点から適当でない場合で、当該審理手続を実施する必要があると審理員が判断するときに、当該審理手続を実施することとなると考えられる。

代替的な方法の具体例としては、鑑定について審理関係人が自ら依頼して行った鑑定結果を証拠書類等として提出することを求めることや、検証について審理関係人にその対象となる場所の写真等を証拠書類等として提出することを求めることなどが考えられる。

② 検証日時等の通知

申立てを受けて検証を行う場合には、申立人に、検証を行う日時及び場所を通知する。

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない^(※)。

法35条2項

(※) 審理員が、申立人による立会いが事実上不可能となるような通知をした場合（例えば、検証の対象となる場所が申立人の居住地から遠距離であるにもかかわらず、通知を検証の実施直前に行う等）や、申立人に検証に立ち会う機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

(運用) ○ 検証日時等の通知は、記録に残る形で行うことが適当であると考えられる。

様式例第56号

㊦ 手続の実施

① 参考人の陳述

申立てがあった場合で参考人の陳述を行う必要があると判断したとき、又は職権により参考人の陳述を求めることとした場合は、当該参考人に協力を求め、手続を実施する。

＜法令＞◆ 審理員は、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求めることができる。

法34条

[解釈] □ 参考人陳述を誰に求めるかについては、審理員の判断に委ねられ、申立人が参考人を指定して申立てをした場合であっても、合理的な理由がある場合には、異なる者に参考人陳述を求めることも許容されると解される。ただし、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くことのないよう留意する必要がある。

□ 参考人陳述は、参考人が知っている事実の陳述を求めるものであり、当該事件について有する意見の陳述を求めるものではない。

□ 参考人陳述の方法としては、参考人の出席を求めて陳述を求める方法のほか、参考人に陳述書を提出させることにより、手続を実施することも可能であると考えられる。

(運用) ○ 陳述の求めは、陳述を求める内容や、出席を求める期日・場所及び聴取者(文書での陳述を求める場合には提出期限)を明示した書面等により行うことが適当であると考えられる。このほか、交通費等、依頼に伴う費用の支弁の有無・方法等については、各行政庁の基準に従い、併せてこれを記載する。

様式例第57号

また、審理員の判断により、参考人の出席を求めて陳述を聴取する場合に審理関係人の立会いを認めることも可能であるが、この場合には、依頼を行う際に、その旨を明示する。

※ 参考人の出席を求めて参考人陳述を実施する場合の進行方法

(運用) ○ 具体的な進行方法等については、個々の事案に応じ、口頭意見陳述における取扱いも参考にしつつ、審理員が適切に判断することとなるが、例えば、以下のような手順で進めることが考えられる。

→68頁参照

i) 期日及び場所の指定

陳述を求める相手方の都合等を事前に聴取して日程等の調整を行い、招集を求める者の人数等に応じた適切な場所(部屋)を確保した上で、期日及び場所を決定して当該相手方に通知し、出席を求める。

様式例第57号

審理関係人の立会いを認める場合には、期日・場所の確定後、速やかに、これを審理関係人に通知する。

様式例第58号

ii) 出席者の確認

参考人陳述に先立ち、出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が参考人であることについて確認を行う。また、審理関係人の立会

いを認めた場合には、これらの者についての確認も行う。出席者以外の者が会場に現れた場合には、適宜対応を行う。

iii) 注意事項の説明

参考人陳述の冒頭において、手続における注意事項についての説明を行う。想定される事項は、説明を行う注意事項としては、口頭意見陳述と同様の事項のほか、参考人は事件についての意見を陳述することができないこと等が考えられる。また、審理関係人の立会いを認める場合は、審査請求の直接の当事者ではない参考人のプライバシー保護等の観点から、必要に応じ、参考人の発言内容をみだりに公にしないよう要請することも想定される。

→69頁参照

iv) 参考人の陳述の聴取

招集した参考人から、その知っている事実を聴取する。複数の参考人を招集した場合には、審理員が聴取順を定めて、順次聴取を行う。

v) 審理員による出席者に対する質問

必要に応じ、参考人に対して質問を行う。

なお、この質問は、第三者である参考人に対し、審理員が参考人陳述の目的を達成するために付随的に行うものであり、口頭意見陳述（法第31条）や審理関係人への質問（法第36条）とは異なり、審査請求人又は参加人が直接質問を発し、又は審理員に質問の申立てを行うことは法令上認められていないが、審理関係人の立会いを認めた場合には、審理員が、その判断により、審理関係人に対し参考人への質問事項の有無・内容を確認（質問）し、その結果を踏まえ、審理員が適当と認めた事項について参考人に質問を行うことは妨げられない。

参考人陳述等の際の秩序維持については、審理員は、参考人が審査請求の争点についての主張を行うなど、当該手続の趣旨に照らし相当でないと認める場合は、その発言を制限するなど、秩序維持のため必要な措置をとる。

vi) 意見聴取の終了

以上の陳述の聴取及び質問を終えた場合は、参考人陳述を終了する旨を宣言し、当該手続を終了する。

② 鑑定

申立てがあった場合で鑑定を行う必要があると判断したとき、又は職権により鑑定を行うこととした場合は、関係者に協力を求め、手続を実施する。

<法令>◆ 審理員は、適当と認める者に、鑑定を求めることができる。

法34条

[解釈] □ 鑑定を誰に求めるかについては、審理員の判断に委ねられ、申立人が鑑定人を指定して申立てをした場合であっても、合理的な理由がある場合には、異なる者に鑑定を求めることも許容されると解される。ただし、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くことのないよう留意する必要がある。

- 鑑定の方法としては、鑑定人の出席を求めて陳述を求める方法のほか、鑑定人に鑑定結果の報告書を提出させることにより、手続を実施することも可能であると考えられる。

- (運用) ○ 鑑定の求めは、鑑定を求める内容、出席を求める期日・場所及び聴取者（報告書の提出を求める場合には提出期限等）を明示した書面等により行い、効果的に鑑定を行う観点から、どのような事項について鑑定を求めるとかを具体的かつ明確に特定することが考えられる。このほか、交通費や鑑定料等、依頼に伴う費用の支弁の有無・方法等については、各行政庁の基準に従い、併せてこれを記載する。

また、審理員の判断により、鑑定に審理関係人の立会いを認めることも可能であるが、この場合には、依頼を行う際に、その旨を明示する。

※ 鑑定人の出席を求めて鑑定を実施する場合の進行方法（例）

- (運用) ○ 個々の事案に応じ、審理員が適切に判断すべきであるが、典型例としては、上記ウ①の参考人陳述に準じて行うことが考えられる。

③ 検証

i) 手続の実施

申立てがあった場合で検証を行う必要があると判断したとき、又は職権により検証を行うこととした場合は、関係者に協力を求め、手続を実施する。

<法令>◆ 審理員は、必要な場所につき、検証をすることができる。

[解釈] □ 検証とは、ある場所の状況を確認し判断の資料を得る必要があるときに、当該「場所」に赴き、確認を行うというものであるが、この手続は、審理員に、必要と認める場所に強制的に立ち入る権限を付与するものではなく、当該場所の管理者等の協力を得て実施する必要がある。

- 申立人が立会可能な日時及び場所の通知（イ②参照）をしたにもかかわらず、申立人が検証に立ち会わない場合には、申立人が立会権を放棄したものとして、検証を進めることができる。

- (運用) ○ 検証を行う対象となる場所に管理者等が存在する場合は、当該管理者等に対して、検証のための立入り等について協力要請を行う。要請は、相手方の都合等を事前に聴取して日程等の調整を行った上で、立入りを行う場所と日時、立入りを行う者（審理員等及び申立人）の氏名等を明示した書面等により行うことが考えられる。

- 検証実施時における立入りが可能な箇所や部外者の立入制限への対応等について、必要に応じ、検証対象場所の管理者等との間で確認を行うことが考えられる。

また、検証に当たり必要な調査を行うことについての許可を求めること等を想定し、検証対象箇所の管理者等に対して、検証実施時における立会いを求めることが考えられる。

- 申立人以外の審理関係人や、職権で検証を実施する場合の審理関係人に、検証の実施についての通知をする義務はないが、審理員の判断により、審理手続を進める上で支障がない場合には、通知することが考えられる。

様式例第56号

ii) 検証実施時の措置

- (運用) ○ 立会人（申立人及び上記の管理者等）に対して、所要時間や検証場所の範囲等の確認を行う。また、申立人に対しては、検証場所等での行動は管理者等の許可が必要であること等についての注意喚起も行う。
- 審理員は、自身の公務員としての身分証明書を携帯する。また、協力要請をした際の要請書があれば、その写しを持参することが考えられる。

④ 手続の結果を踏まえた対応

i) 申立人等への通知

- (運用) ◎ 当該手続を実施したとき、また、関係者が審理員の求めに応じず、当該手続を実施できなかったときは、その旨を申立人に通知することが望ましい。

様式例第61号
様式例第56号

また、審理員が申立人以外の審理関係人に当該手続の実施について通知をしている場合には、当該審理関係人にも、同様に通知することが望ましいと考えられる。

ii) 審理関係人への意見等の確認

- (運用) ◎ 審理手続の結果、他の審理関係人が了知しない判決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合には、審理の迅速性の観点にも留意しつつ、当該事実を当該審理関係人に示した上で、当該審理関係人に対し、当該事実の認否や意見の有無等について質問を行うことが望ましい。

質問→法36条

Ⅰ 記録の作成

- 手続を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

様式例第62号
～64号

<法令>◆ 参考人の陳述、鑑定及び検証の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

法41条3項
令15条1項

- (運用) ○ 記録には、参考人又は鑑定人の出席を求めて聴取を行った場合には、関係者の陳述の要旨を記載し、さらに、審理員が質問を行ったときは、当該質問及びそれに対する回答の要旨を記載することが考えられる。

様式例第62号・第63号

また、鑑定人の陳述の際に鑑定結果報告書等の書面が提出された場合は、これを記録に添付する。

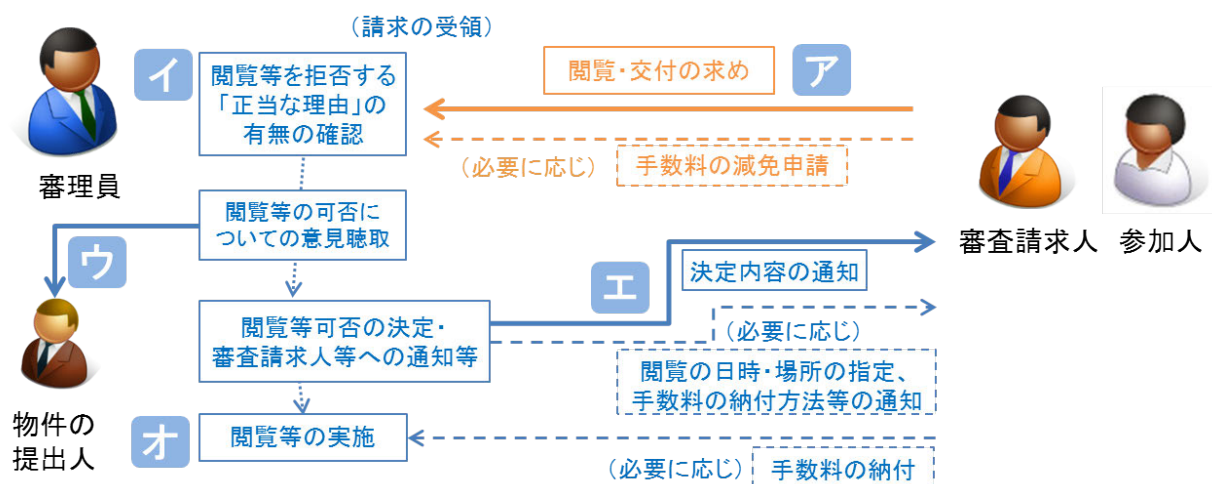
- 後日、発言内容等の詳細の確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、ICレコーダ等の録音機材を使用して、審理手続の場におけるやり取りの内容を録音しておくことが考えられる。

- 参考人又は鑑定人に対して書面の提出を求めた場合には、提出者、提出日時を記載した書面を添付し、記録とすることが考えられる。
- 検証を行った場合は、記録として、その日時、検証の対象となった場所、当該場所の現況等（後日、検証場所の詳細の確認が必要となる可能性等を考慮し、写真を撮影する等により記録しておくことが望ましいと考えられる。）を記載することが考えられる。

様式例第64号

【概要】

審理員は、審査請求人又は参加人から、提出書類等の閲覧又は写し等の交付の求めを受けた場合は、交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認、提出書類等の提出人の意見の聴取を経て、その実施について決定する。



ア 審査請求人又は参加人からの求め

① 本手続の内容

審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。

＜法令＞◆ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（法第32条第1項・第2項の証拠書類等、法第33条の書類その他の物件及び法第29条第4項各号に掲げる書面）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。

〔解釈〕□ 審査請求人又は参加人による提出書類等の閲覧等の手続は、審査請求人又は参加人の手続保障の充実を図る見地から、これらの者が審査請求の審理において適切に主張・立証することができるよう、認められているものである。

（運用）◎ 提出書類等の閲覧等の手続は、審査請求人又は参加人の権利であることから、積極的に案内を行うことが望ましい。

◎ 一方、①審査請求人又は参加人から「提出書類等」について請求がない場合等や、②「提出書類等」以外の書類（口頭意見陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）がある場合について、当該書類等の内容が、審理員意見書や裁決の判断の基礎となるものであると、審理員が判断した場合には、本手続とは別に、運用上、職権により、審査請求人等に対し、当該書類等の写しの交付等を行うことが望ましい。な

法38条1項前段

様式例第30号

お、この場合には、本手続による手数料を徴収することはできないことに留意する。

※「提出書類等」以外の書類等に係る閲覧等の手続の際は、法38条の適用がないところ、同条の趣旨を踏まえれば、必要に応じて第三者の利益を害するおそれがあると認める部分等のマスキングや、提出人の意見を聴くことが望ましい。

※「提出書類等」以外の書類（口頭意見陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）については、書面となっていない場合も想定される。その全てについて書面化を行う必要はないが、審理員意見書や裁決の判断の基礎となるものである場合には、適宜の形で書面化をした上で、写しの交付等を行うことが望ましい。

② 閲覧等の請求の方式

交付の求めについては、対象となる証拠書類等を特定するに足る事項等を記載した書面の提出を求める。

様式例第65号

<法令>◆ 提出書類等の写し等の交付の求めは、次の事項を記載した書面を提出してしなければならない。

令10条

- ① 対象書面等を特定するに足る事項
- ② 交付の方法
- ③ 送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(運用) ○ 閲覧の求めの方式については、法令上の定めはないが、審理手続の円滑な進行を図る観点から、交付の求めと同様に、書面の提出を求めることが適当であると考えられる。

様式例第65号

③ 手数料の減免申請

審査請求人等が提出書類等の交付に係る手数料の減免を求める意向を示している場合は、手数料減免申請の書面及び経済的困難等の状況にあることを証明する書面を提出させる。

<法令>◆ 提出書類等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない。なお、審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

法38条4～6項
令13条

(運用) ○ 写しの交付を請求する書面に必要な内容を記載することで、手数料減免の申請書面とすることは可能であると考えられる。

様式例第65号

イ 閲覧又は写しの交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認

閲覧等を求める書面の記載事項による対象となる提出書類等の範囲の把握後、当該提出書類等が、その閲覧等を拒むことができる「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるとき」に該当しているかどうかについて、確認を行う。

＜法令＞◆ 審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

[解釈] □ 閲覧等を拒むことができる「正当な理由があるとき」とは、具体的には、例えば、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、個人情報の保護に関する法律78条各号に規定する不開示事由と重なるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）等における不開示事由と重なるもの、対象となる資料が膨大かつ整理されていない場合など事務負担が過大であって審理手続の遂行に支障を来す場合が想定される。

○ 個人情報の保護に関する法律（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めるこ

- とにつき相当の理由がある情報
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- 提出者から閲覧等を認めることが適当でない旨の意見が提出された場合であっても、審理員は、閲覧等を拒む「正当な理由」が認められない場合には、これを拒むことはできない。

- (運用) ○ 例えば、審査請求に参加していない第三者の個人識別情報が含まれていることが直ちに「正当な理由」に該当するものではなく、審査請求に参加していないものの、審査請求に係る処分等に密接に関与している第三者についての個人識別情報については、「正当な理由」に該当しないと判断される場合もあり得ると考えられる。
- 本手続は、簡易迅速な審理手続の枠内で認められるものであることから、写しの交付の対象となる資料が膨大であるため、写しの交付を認めることにより、その事務負担が過大となり、迅速な審理手続の遂行に著しい支障が生ずるような場合についても、「正当な理由」に該当し得るものと考えられる。

- 本手続は、情報公開法等における部分開示を前提とするものではないことから、「正当な理由」に該当する情報を除くこと（マスキング）により、閲覧等が可能となる場合であっても、その作業負担が過大で、迅速な審理手続の遂行に著しい支障を生じるような場合は、閲覧等を拒むことも許容され得ると考えられるが、マスキングが必要となることをもって直ちに「正当な理由」に当たるものではなく、審理手続の遂行への支障等の個別の事情を踏まえて判断する必要があると考えられる。

㊦ 提出者への意見聴取

閲覧等を認めることが適当と認める場合には、原則として、提出人に対し、求めがあった提出書類等についての閲覧等の可否についての意見を聴取する。

＜法令＞◆ 審理員は、閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

[解釈] □ 審理員は、提出された提出人の意見に拘束されない。

□ 審理員が、提出人から意見を聴くまでもなく、閲覧等を拒むことができる「正当な理由」に該当するか否かについて判断が可能である場合には、提出人の意見を聴く必要はない。

(運用) ○ 意見の聴取の方式としては、閲覧等の求めに対する決定を迅速に行う観点から、当該求めがあった際に、提出人に対し、一定の回答期限を付して、求めがあった提出書類等についての閲覧等の可否についての意見及びその理由を提出するよう、書面等により照会することが考えられる。

○ 提出書類等の提出時に、提出人から、当該資料の審査請求人又は参加人による閲覧等の可否についての意見及びその理由が提出されている場合は、改めて提出人から意見を聴く必要はない。

◎ 意見の聴取を行う際には、提出人に対し、審理員は提出意見に拘束されない旨を明確にしておくことが望ましい。

㊧ 閲覧又は写しの交付の可否の決定及び審査請求人等への通知等

上記㊦・㊧を踏まえ、閲覧等の求めの可否を決定し、速やかに、当該求めをした審査請求人又は参加人に通知する。

その際、閲覧の日時及び場所を指定する場合には当該日時及び場所を、写しの交付を認める場合には交付の方法、手数料の額及び納付方法等を、手数料の減免を求められていた場合には減免の可否を、併せて通知する。

＜法令＞◆ 審理員は、提出資料等の閲覧をさせる場合には、日時及び場所を指定することができる。

様式例第66号

法38条2項

様式例第66号

様式例第31号、第39号、第46号

様式例第28号、第30号

法38条3項

◆ 写しの交付は、①提出資料等を複写機によりコピーした書面の交付、②電磁的記録に記録された事項を出力した書面の交付、③デジタル手続法第7条第1項の規定によりオンラインで交付、のいずれかの方法により行う。

令11条

◆ 写しの交付に係る手数料の額、納付方法及び減免については、審査庁が地方公共団体の機関である場合には条例で、審査庁が国・地方公共団体以外の機関である場合には審査庁の定めるところによることになる。

法38条6項

◆ 審査庁が国の機関である場合には、写しの交付に係る手数料は、交付する書面（オンラインで交付する場合は交付の基となる書面）1枚につき10円（カラー出力の書面を交付する場合は1枚20円）であり、原則として審査庁が定める書面に収入印紙を貼付して納付しなければならない。

令12条1・2項

◆ 写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、送料を納付して、送付により交付を受けることができる。この場合の費用は、切手の納付等の方法（審査庁が国以外の機関である場合には、審査庁が定める方法）により行う。

令14条

(運用) ○ 閲覧等の可否等の通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。

様式例第67号、第68号

○ 閲覧等の可否を通知する際、当該閲覧等を認めない場合やマスキング等を実施した上で閲覧等を認める場合には、審理員は、当該求めをした審査請求人等に対して、記録に残る形で、その旨及びその「正当な理由」を通知することが考えられる。

○ 写しの交付方法は、審理員が適当と認める方法を最終的に判断することとなり、情報公開法における開示請求のように、交付を受ける者の自由な選択を前提とするものではないが、交付を受ける者の希望に可能な限り対応する。

才 閲覧等の実施

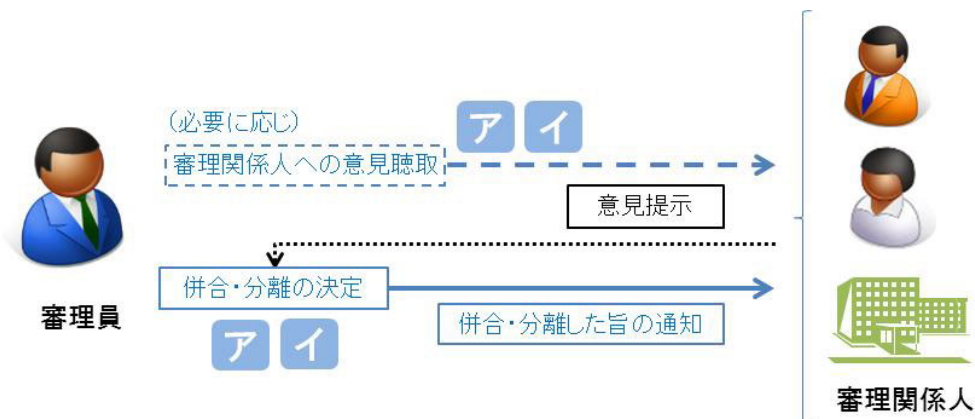
上記工の決定の内容に沿って、閲覧等を実施する。

(運用) ○ 提出書類等の閲覧をさせる際、審理員又は審理員補助者は、指定した場所以外での閲覧や当該提出書類等の破損等を防止するため、立ち会うことが考えられる。

○ 写しを交付することも可能である提出書類等について、閲覧を受ける者が、カメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題など特段の支障がある場合を除いては、差し支えないものと考えられるので、閲覧を受けようとする者から申出があった場合等には、適切に対応する。その際、庁舎管理上の制約等がある場合には、閲覧を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明を行うことが考えられる。

【概要】

審理員は、必要に応じて、複数の審査請求に係る審理事務を併合・分離する。



ア 審理事務の併合

① 併合の判断

審理員は、自身が審理事務を行う複数の審査請求事件が、一の審理事務により審理を行うことが適当と認められる場合には、審理関係人のプライバシーの保護等を考慮しつつ、これらの審査請求に係る審理事務を併合する。

<法令>◆ 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理事務を併合することができる。

法39条

[解釈] □ 審理事務の併合は、審理の円滑かつ迅速な進行と手続経済の観点から、個々の審査請求事件の関連性、審理事務の進行状況等を踏まえて行われるものである。

(運用) ○ 審理事務を併合することが適当である具体例としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 複数の審査請求に係る処分等が相互に関連しており証拠書類等が共通する場合や、審理関係人が共通しており口頭意見陳述等の手続を一括して行うことが効率的である場合など、手続を一括して行うことにより審理をより円滑かつ迅速に進めることができる場合
 - ・ 争点を共通とする大量の審査請求（例えば、支給基準の変更や施設の未整備を違法とするものが考えられる）など審理事務を個別に行うよりも当該争点についての審理を一括して行うことが効率的である場合
- ◎ 審理事務を併合する際には、プライバシー保護等の観点から、各審査請求の審理関係人の意見を聴くことが望ましい。ただし、審査請求がいずれも同じ審査請求人により行われている場合など、意見を聴取する意義が乏しい場合には、審理関係人の意見を聴く必要はないと考えられる。

② 併合の効果等

[解釈] □ 審理手続を併合した場合には、以下のような効果が生ずると解される。

- ・ 併合前の各審査請求についての審査請求人・参加人は、併合審理される審査請求全体の審査請求人・参加人として取り扱われ、他の審査請求事件に係る審理手続の申立てや物件の閲覧等の請求も可能となる。
- ・ 併合審理される数個の審査請求についての弁明書等の主張内容を記載した書面は、これらの審査請求全体に共通のものとして提出され、共通の審理資料として活用される。
- ・ 併合前に一の審査請求について提出された証拠書類等の物件は、併合された審査請求全体に共通の審理資料として活用される。

□ 数個の審査請求を併合しても、それが共同審査請求となるものではなく、併合前の各審査請求人が共同審査請求人となるものでもない。

□ 併合は、審理手続の終結までの間、一の手続により審理を行うものであるが、裁決は審査庁が行うものであることから、審理員の判断で数個の審査請求に係る審理手続を併合した場合でも、当然に一の事件として裁決をすることになるものではない。

③ 併合後の手続

審理手続を併合した場合には、その旨を審理関係人に通知する。また、必要に応じて、審理関係人が所持していない弁明書等（当該審理関係人が参加していなかった併合前の審査請求に係る弁明書等）の写しを送付する。

様式例第69号

イ 審理手続の分離

① 分離の判断

併合した審理手続について、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認められるに至った場合には、審理手続を分離する。

<法令>◆ 審理員は、必要があると認める場合には、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

法39条

(運用) ○ 審理手続を併合して行うことが適当でないと認められる場合は、具体的には以下のものが想定されるが、個々の事案に応じて、審理員が適切に判断する必要がある。

- ・ 一部の審査請求事件について、必要な審理を終えたと認められるに至った場合
- ・ 審理手続の進行に伴って、各事件の争点等が区々となり、一の手続により審理を進めるメリットが失われた場合

② 分離後の手続

(運用) ○ 審理手続を分離した場合には、その旨を審理関係人に通知する。

また、併合して審理を行っている過程で提出された証拠書類等につ

様式例第70号

いては、各審査請求事件において、それぞれ証拠書類等として取り扱うことが適当と認められる場合には、適宜写しを作成するなど、その後の審理に支障が生じないように対応する。なお、当該書類等の写しを作成した場合は、写しの作成日時及び作成者の氏名並びに当該書類等の提出者及び提出日時を当該写しに記載する。

【概要】

審理員は、審理手続を行う中で執行停止をする必要があると認める場合には、審査庁に対し、職権で、執行停止をすべき旨の意見書を提出する。



審理員は、執行停止をすることが必要であると認めた場合は、速やかに意見書を提出するものとし、この意見書には、執行停止の内容及びその必要性についての説明を記載することが適当である。

＜法令＞◆ 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

〔解釈〕□ 審理員による執行停止の意見書についての規定は、審理手続に入る以前の段階において、審査請求人から執行停止の申立てがされていないか、又は、審査請求人による執行停止の申立てを審査庁が認めなかったという場合であっても、審理員による審理手続において、執行停止を行うべき事情が明らかになる場合があることを想定したものである。

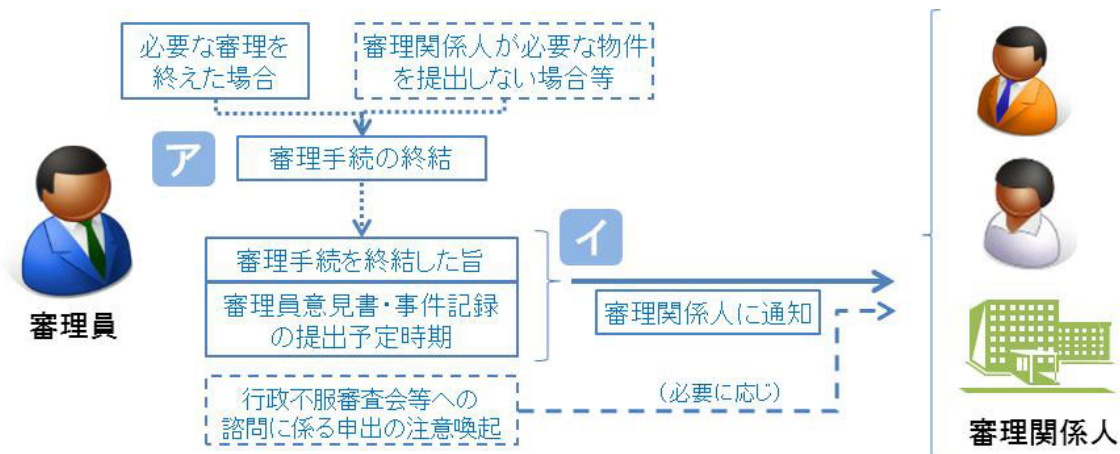
□ 審理員が複数指名されている場合は、執行停止をすべき旨の意見書は、合議を行うなど全ての審理員が関与して作成しなければならないと解される。

執行停止→24頁
参照
様式例第71号

法40条

【概要】

審理員は、必要な審理を終えたと認めるとき、又は審理手続を終結することが適当と認めるときは、審理手続を終結させる。また、審理手続を終結したときは、その旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を審理関係人に対し通知する。



ア 審理手続の終結

① 必要な審理を終えた場合

審理員は、当該審査請求事件について必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。

<法令>◆ 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。

法41条1項

(運用) ○ 「必要な審理を終えた」時点は、具体的には、個々の事案に即して判断されることになるが、一般には、審査請求人等の申立て等を受けて必要と判断した審理手続を行い、他の審理関係人が了知しない判決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合にはその反論等の有無を確認する等の手続を経て、審理関係人の主張が尽くされ、審理員が、審査庁がすべき判決の内容について心証を形成したときに、審理手続を終結することになると考えられる。

② 主張等が期間内に実行されなかった場合

審理員は、審理関係人に主張及び立証の機会を与えたにもかかわらず、実行されない（具体的には表10の要件に該当する）場合は、審理手続を終結することができる。

<法令>◆ 審理員は、表10の要件に該当する場合には、審理手続を終結することができる。

法41条2項

[解釈] □ 法33条に基づく物件の提出要求については、審理関係人ではない第三者が要求先となることも想定されているが、当該第三者が提出に応じない場合において、このことのみを理由として審理手続を終結することは

適当でない。

- (運用) ◎ 審理員は、表10の要件に該当することのみをもって審理手続を終結することは適当でなく、審理の進行状況や審理関係人の対応状況等も考慮して、審理手続を終結することが適当かどうかを判断する必要がある。例えば、一部の参加人だけが提出期限内に証拠書類等を提出しない場合は、審理手続を続行するという判断をすることもあり得る。

表10 必要な審理を終えたと認めるとき以外に審理手続を終結することができる場合

| |
|---|
| ・ 以下の物件について、審理員が定めた提出すべき相当の期間内に提出されず、更に一定の期間を示して当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該期間内に当該物件が提出されなかったとき（法第41条第2項第1号） |
| 弁明書（法第29条第2項） |
| 反論書（法第30条第1項） |
| 意見書（法第30条第2項） |
| 証拠書類等（法第32条第1項・第2項） |
| 書類その他の物件（法第33条） |
| ・ 口頭意見陳述（法第31条）の申立人が正当な理由なくこれに出頭しなかったとき（法第41条第2項第2号） |

イ 審理関係人への通知

審理員は、審理手続を終結したときは、手続の透明性を確保する観点から、その旨等を審理関係人に対し通知する。

<法令>◆ 審理員が審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

法41条3項

(運用) ○ 審理手続の終結等の通知の方式については、審理手続を終結した旨、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を記載した書面等により行うことが適当であると考えられる。

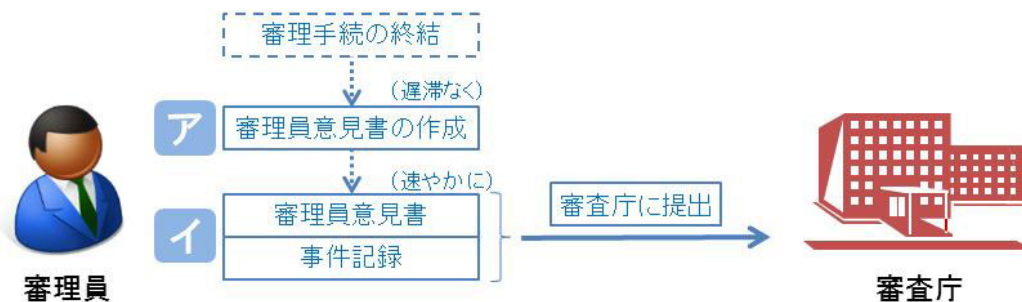
様式例第72号
審理員意見書
等→103頁参照

○ 審理手続を終結した時点で、審査請求人による行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされていない場合（参加人からの後述の申出がされている場合を除く。）又は参加人による行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされていない場合は、審理手続の終結等の通知に併せて、当該申出を行っていない者に対して、当該申出は審理員意見書の提出予定時期までに行うよう注意喚起を行うことが効率的であると考えられる。

法43条1項4号
→様式例第73号

【概要】

審理員は、審理手続の終結後、審理員意見書の作成及び事件記録の整理を行い、これらを審査庁に提出する。

**ア 審理員意見書の作成**

審理員は、審理手続の終結後、その結果を整理し、審査庁がすべき裁決の内容を記載した審理員意見書を作成する。

＜法令＞◆ 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成しなければならない。

[解釈] □ 審理員意見書の作成時期を「直ちに」ではなく「遅滞なく」としているのは、審理員意見書の作成には、一般に少なくとも数日程度の期間を要すると考えられるためである。

□ 審理員が複数指名されている場合は、審理員意見書は、合議を行うなど全ての審理員が関与して作成しなければならないと解される。

(運用) ◎ 審理員意見書は、審理員による審理の結果を裁決に適正に反映させるという観点からは、裁決（法第50条）の原案となり得るものとするのが適当であり、裁決書の記載事項に対応して、事案の概要、事実関係及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示（論点整理）した上で、審査請求に対する結論（裁決主文に対応するもの）及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載することが望ましい。

※その際、認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすることに留意する。

◎ 処分についての審査請求において申請拒否処分が違法又は不当であると認める場合や、不作為についての審査請求において当該不作為が違法又は不当であると認める場合において、当該申請に対する一定の処分をする旨の措置をとることが適当であると認めるときは、当該措置の内容及びその理由を審理員意見書に併せて記載することが望ましい。

様式例第74号

法42条1項

様式例第74号

申請に対する一定の処分をする措置（法46条2項各号・49条3項各号）→116頁参照

- ◎ 審理員が複数指名されている場合には、審理員意見書には、全ての審理員の氏名を記載することが望ましい。

イ 審理員意見書等の提出

① 事件記録の整理等

審理員意見書の作成と並行して、事件記録となる資料（表11）を整理する。

<法令>◆ 事件記録とは、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。

なお、事件記録のうち、政令で定めるものは、表11のとおりである。

法41条3項
令15条1項

表11 審査請求手続における事件記録

| 事件記録 | 根拠条文 |
|--|-------------|
| 法第41条第3項に規定されているもの | |
| ○ 審査請求書（法第19条） | |
| ○ 弁明書（法第29条） | |
| 事件記録として政令で定めるもの | |
| ○ 審査請求録取書（法第20条） | 令第15条第1項第1号 |
| ○ 法第29条第4項各号に掲げる書面 | 令第15条第1項第2号 |
| ・ 不利益処分を行う際に聴聞の主事者から提出された聴聞の調書（行政手続法第24条第1項）及び報告書（同条第3項） | |
| ・ 不利益処分を行う際に処分の相手方となるべき者から提出された弁明書（行政手続法第29条第1項） | |
| ○ 反論書（法第30条第1項） | 令第15条第1項第3号 |
| ○ 意見書（法第30条第2項） | 令第15条第1項第4号 |
| ○ 次の手続の記録 | 令第15条第1項第5号 |
| ・ 口頭意見陳述（法第31条） | |
| ・ 参考人の陳述又は鑑定（法第34条） | |
| ・ 検証（法第35条） | |
| ・ 審理関係人への質問（法第36条） | |
| ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取（法第37条） | |
| ○ 審理関係人から提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（法第32条第1項・第2項） | 令第15条第1項第6号 |
| ○ 物件の提出要求（法第33条）に応じて提出された書類その他の物件 | 令第15条第1項第7号 |

② 審理員意見書等の提出

審理員意見書を作成し、事件記録が整ったときは、速やかに、その他の手続的な書類その他の物件とともに、審査庁に提出する。

<法令>◆ 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録

法42条2項

とともに、審査庁に提出しなければならない。

- ◆ 事件記録のうち、審査請求書、弁明書、反論書及び意見書についての審査庁への提出は、これらの書面の正本によってする。

なお、これらの書面の提出手続が、デジタル手続法第6条第1項の規定によりオンラインでされた場合には、当該手続に係る電磁的記録が、これらの書面の正本とみなされる。

- ◆ 審理員は、審理員意見書を提出するときは、事件記録のほか、参加人の許可に関する書類その他の総務省令（行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）。以下「省令」という。）で定める書類を、審査庁に提出しなければならない。

(運用) ◎ 審理員意見書等は、審理員意見書を作成後、直ちに審査庁に提出することが望ましい。事件記録の整理等を要するなどの事情により、直ちに提出することができない場合には、事件記録が整い次第提出することが望ましい。

令15条3項

令16条
省令4条

第4章 行政不服審査会等への諮問

【概要】

行政不服審査会等への諮問は、裁決の客観性・公正性を高めるため、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックするものである。

1 諮問が必要となる場合

(1) 審査庁

行政不服審査会等への諮問が義務付けられている審査庁は、次のとおりであり（法第43条第1項柱書）、それ以外の審査庁（法第9条第1項各号に規定する合議制の機関である場合など）については、行政不服審査会等への諮問は不要である。

ア 国の機関

- ・ 主任の大臣
- ・ 宮内庁長官
- ・ 府省の外局として置かれる庁^(※)の長

(※) 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する庁

イ 地方公共団体

- ・ 地方公共団体^(※)の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）

(※) 都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）

(2) 諮問が必要な事案

上記(1)に該当する審査庁は、法第43条第1項各号のいずれかに該当しない場合には、行政不服審査会等へ諮問しなければならないこととされている（法第43条第1項柱書）。

法第43条第1項各号の具体的な内容は、表12のとおりであるが、これらに該当せず諮問が必要となる事案とは、主として、処分時又は裁決時に他の合議制機関の関与がなく、かつ、審査請求の全部又は一部を棄却しようとする事案ということになる。

(3) 諮問を行う時点

上記(1)に該当する審査庁は、「審理員意見書の提出を受けたとき」に、行政不服審査会等へ諮問しなければならないこととされている（法第43条第1項柱書）。

したがって、個別法令等の規定により、審理員による審理手続が行われず、審理員意見書の提出がなされない場合には、行政不服審査会等への諮問は要しないこととなる。

表12 行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法第43条第1項各号）

| |
|---|
| <p>ア 処分や裁決の際に審議会等の議を経ている^(※)場合</p> <p>(※)「議を経る」とは、諮問手続一般を指す趣旨であり、個別の法律等において「議を経る」と規定されている場合に限らず、「諮問する」、「意見を聴く」、「意見を求める」、「諮る」、「議により」等と規定されている場合も含まれる。</p> |
| <p>① 原処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等^(※)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て原処分がされた場合（第1号）</p> <p>(※)法第9条第1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の機関又はこれらの機関に類するものとして政令で定める機関（表13参照）</p> |
| <p>② 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て裁決をしようとする場合（第2号）</p> |
| <p>③ 法第46条第3項又は法第49条第4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合（裁決の際に申請に対する一定の処分をする措置（5章1（4）（116ページ）参照）をとるため、処分時に必要とされる審議会等の議を経た上で裁決をしようとする場合）（第3号）</p> |
| <p>イ 審査請求人から行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）（第4号）</p> |
| <p>ウ 審査請求が、行政不服審査会等によって、諮問を要しないものであると認められたものである場合^(※)（第5号）</p> <p>(※)それぞれの行政不服審査会等において、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して判断されるものであり、具体的には、個々の事案ごとに判断する方法のほか、定型化・類型化してあらかじめ示す方法もあり得る。</p> |
| <p>エ 審査請求が不適法であり、却下する場合（第6号）</p> |
| <p>オ 審査請求の全部を認容する場合（参加人から意見書又は口頭意見陳述においてこれに反対する旨の意見が提出されている場合を除く。）</p> |
| <p>① 処分（申請拒否処分^(※)を除く。）についての審査請求（第7号）</p> <p>(※)法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第46条第1項の規定により、原処分（申請拒否処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消す場合 ・ 法第47条の規定により、審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、又は撤廃することとする場合 |
| <p>② 申請拒否処分又は不作為についての審査請求（第8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁決で申請拒否処分を取り消すとともに、法第46条第2項の規定により、申請の全部を認容する処分をすべき旨を命じ、又は申請の全部を認容する処分をする措置（5章1（4）ア（116ページ）参照）をとることとする場合 ・ 裁決で不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、法第49条第3項の規定により、申請の全部を認容する処分をすべき旨を命じ、又は申請の全部を認容する処分をする措置（5章1（4）イ（117ページ）参照）をとることとする場合 |

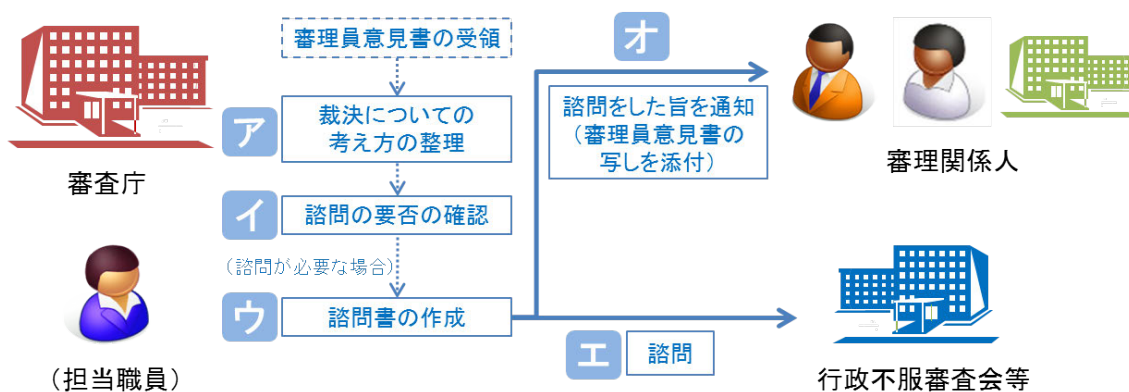
表13 法第43条第1項第1号及び第2号の機関

| |
|---|
| <p>1 法第9条第1項各号に掲げる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会（外局としての委員会）〔第1号〕 ・ 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関（いわゆる審議会等）〔第2号〕 ・ 地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員（執行機関）又は同条第3項に規定する機関（附属機関）〔第3号〕 <p>2 地方公共団体の議会</p> <p>3 これらの機関に類するものとして政令で定めるもの^(※)（令第17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会に置かれる資格審査会（公認会計士法）〔第1項第1号〕 ・ 地方社会保険医療協議会（社会保険医療協議会法）〔第1項第2号〕 ・ 日本司法書士会連合会に置かれる登録審査会（司法書士法）〔第1項第3号〕 ・ 港務局に置かれる地方港湾審議会（港湾法）〔第1項第4号〕 ・ 日本土地家屋調査士会連合会に置かれる登録審査会（土地家屋調査士法）〔第1項第5号〕 ・ 日本行政書士会連合会に置かれる資格審査会（行政書士法）〔第1項第6号〕 ・ 日本税理士会連合会に置かれる資格審査会（税理士法）〔第1項第7号〕 ・ 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる土地区画整理審議会（土地区画整理法）〔第1項第8号〕 ・ 全国社会保険労務士会連合会に置かれる資格審査会（社会保険労務士法）〔第1項第9号〕 ・ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に選任される審査委員及び独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる市街地再開発審査会（都市再開発法）〔第1項第10号〕 ・ 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる住宅街区整備審議会（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法）〔第1項第11号〕 ・ 個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社に選任される審査委員及び独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に置かれる防災街区整備審査会（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律）〔第1項第12号〕 ・ 日本弁理士会に置かれる登録審査会（弁理士法）〔第1項第13号〕 ・ マンション建替組合又は個人施行者に選任される審査委員（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）〔第1項第14号〕 ・ 認証審査参与員（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）〔第1項第15号・第2項〕 ・ 郵政民営化委員会（郵政民営化法）〔第1項第16号〕 ・ 地方年金記録訂正審議会（厚生労働省組織令）〔第1項第17号〕 <p>(※) 認証審査参与員は、法第43条第1項第1～第3号の「政令で定めるもの」に該当する機関、それ以外は上記法第43条第1項第1号及び第3号の「政令で定めるもの（審議会等）」に該当する機関</p> |
|---|

【概要】

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、一定の要件に該当する場合を除いて、総務省に置かれる行政不服審査会又は法第81条により当該地方公共団体の執行機関の附属機関として置かれる諮問機関（以下「行政不服審査会等」という。）に、諮問する。

諮問に当たり、審査庁は、裁決についての考え方を整理して諮問の要否を判断し、諮問が必要となる場合には、諮問書を作成して諮問をする等の手続を行う。



ア 裁決についての考え方の整理

審理員意見書の提出を受けたときは、審理員意見書及び事件記録の内容を踏まえ、審査庁としてしようとする裁決についての考え方を整理する。

＜法令＞◆ 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、法第43条第1項各号に該当する場合を除き^(※)、行政不服審査会等に諮問しなければならない。

法43条1項

(※) 諮問が不要となる法第43条第1項の第3号、第6号、第7号及び第8号に該当するかどうかを判断する(イ参照)ためには、裁決についての考え方を整理する必要がある。

イ 諮問の要否の確認

① 法第43条第1項各号への該当性の確認

アにより整理した裁決についての考え方等も踏まえ、審査請求事件が行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法第43条第1項各号）に該当するか否かを確認する。

＜法令＞◆ 行政不服審査会等への諮問を要しない場合の具体的な内容は表12のとおり。

法43条1項各号

(運用) ○ 審査請求を却下又は全部認容しようとする場合など、行政不服審査会等への諮問を要しない場合であって、裁決を行う際の判断が困難な場合に、運用上、有識者（専門家）に意見を聞くことは、妨げられない。

i) 処分又は裁決時の審議会等の関与

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>処分や裁決の際に審議会等の関与がある場合には、諮問は不要となる（詳細は表12ア参照）。</p> | <p>法43条1項1～3号</p> |
| <p>ii) 裁決の態様</p> | |
| <p>上記アにより整理した結果、審査請求を却下する場合や、全部を認容する場合には、一定の場合を除き、諮問は不要となる（詳細は表12エ・オ参照）。</p> | <p>法43条1項6～8号</p> |
| <p>iii) 行政不服審査会等の諮問不要と認めたもの</p> | |
| <p>審査請求が、行政不服審査会等によって、諮問を要しないと認められたものである場合には、諮問は不要となる（詳細は表12ウ参照）。</p> | <p>法43条1項5号</p> |
| <p>iv) 審査請求人の申出</p> | |
| <p>審査請求人から行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされている場合には、参加人から諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除き、諮問は不要となる。</p> | <p>法43条1項4号</p> |
| <p>a) 申出の方式</p> | |
| <p>(運用) ○ 諮問を希望しない旨の申出については、後日に当該申出の有無についての認識が相違することを防止する観点から、その旨を記載した書面の提出を求めることが適当である。</p> | <p>様式例第75号</p> |
| <p>○ 諮問を希望しない旨の申出は、諮問を行う審査庁に行うものであるが、審理員による審理手続が行われている場合は、申出人の利便性を図る観点から、審理員を経由して行うことも可能とすることが適当である。</p> | |
| <p>b) 参加人等への確認</p> | |
| <p>(運用) ○ 審査庁の担当職員（又は審理員）は、審査請求人から諮問を希望しない旨の申出を受けた場合は、参加人に対して、行政不服審査会等への諮問をしないことについて反対する意向の有無について、適宜期限を設定した上で、確認を行い、反対する意向がある場合にはその旨を記録に残る形で申出を行うよう求めることが適当である。</p> | <p>様式例第73号</p> |
| <p>○ 審査請求人から諮問を希望しない旨の申出が行われていない場合は、実務上、審理手続の終結時の審理関係人への通知の際、審理員意見書の提出予定時期を提出期限の目安として示した上で、審査請求人に対して上記申出の意向がある場合には、速やかに申出を行うよう注意喚起することが効率的であると考えられる。</p> | <p>審理手続の終結時の通知→法41条3項→102頁参照</p> |
| <p>この場合には、参加人に対しても、審理員意見書の提出予定時期を提出期限の目安として示した上で、審査請求人が諮問を要しない旨の申出をしたとしても行政不服審査会等への諮問を希望するときには、速やかにその旨の申出を行うよう注意喚起することが考えられる。</p> | <p>様式例第73号</p> |
| <p>○ 上記の確認や注意喚起を行った場合において、期限内に申出がされないときは、申出がないものとしてその後の手続を進めることになる。</p> | |

ウ 諮問書の作成

- 諮問を要する場合には、審理員意見書及び事件記録の内容を精査し、諮問書を作成する。

(運用) ◎ 審理員意見書の提出から諮問までには一定の期間（少なくとも一週間程度の期間）を要すると考えられるが、迅速に裁決を行う観点から、審理員意見書が提出されたときは、個々の事案に応じて、可能な限り迅速に諮問を行う必要がある。また、審査会への諮問までの間に長期を要した場合などは特に、重大な事情の変化（継続的な処分の終了など）が生じていないか確認する必要がある。

- ◎ 争点となっていて、裁決をする際に必要と考えられる事項について、審理員意見書に記載がない場合は、審査庁は職権で調査を行うこともできる。一方、この場合には、審理関係人が了知しない事実等に基づいて、審査庁がすべき裁決の内容について判断することは避ける必要があることから、新たに調査して把握した事実については、審理関係人に職権で交付等することが望ましい。

※この場合、**オ**に記載のとおり、審理員意見書の写しを先に審理関係人に送付する運用も考えられる。

- 審理手続の終結の権限が審理員に与えられていることを考慮すれば、審理員が、審理手続に手続上の不備があり、審理手続を再開する必要があると判断する場合には、審理手続の終結及び審理員意見書の提出を撤回し、審理員が審理手続を再開することは可能であると考えられる。
- 諮問は、一般的には、行政不服審査会等の定めるところにより行うこととなる。なお、行政不服審査会等が諮問の具体的方法について定めていない場合は、諮問書又はその添付書類において、審査庁としてしようとする裁決についての考え方、具体的には、裁決の主文に相当する内容やその理由等を明らかにして行うことが考えられる。
- ◎ 事実上の行為について撤廃・変更の措置をとることや、申請に対する一定の処分に関する措置をとることは、裁決そのもの（裁決の主文）の内容には含まれないが、審査請求の一部を認容する裁決をしようとする場合において、これらの措置をとることが適当と認めるときには、諮問の際に、その旨を明らかにすることが望ましい。

裁決の主文及びその理由→
法50条1項

エ 諮問の実施

行政不服審査会等の定めるところに従い、諮問書、審理員意見書及び事件記録の写し並びに所要の添付資料を添付して、行政不服審査会等に諮問する。

<法令>◆ 諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

(運用) ◎ 審査庁が諮問書、審理員意見書及び所要の添付資料で主張する事実については、その裏付けとなる資料が、添付資料や事件記録等に含まれて

法43条2項

行政不服審査会等が行う調査→法74条

いることが望ましい。その際、諮問書、審理員意見書及び所要の添付資料において、認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにされていることが望ましい。

- 審査庁は、行政不服審査会等が行う調査に適切に対応するため、諮問の際に行政不服審査会等に提出した資料の写し（コピー）を保有しておくことが考えられる。

オ 審理関係人への通知

諮問をしたときは、速やかに、審理員意見書の写しを添付して、諮問をした旨を通知する。

- <法令>◆ 諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

[解釈] □ 諮問をした旨の通知は、審査請求人又は参加人が、行政不服審査会等に対し、意見陳述や主張書面等の提出を適切に行う機会を確保する等の観点から行うものであり、審査庁は、諮問後速やかに通知を行う必要がある。

- (運用) ○ 法43条3項は、審理員意見書の提出から、諮問までに長期間を要しないことを前提とした規定であることから、仮に、諮問までに時間を要する場合には、審理関係人には、先んじて審理員意見書の写しを送付することも考えられる。

様式例第76号

法43条3項

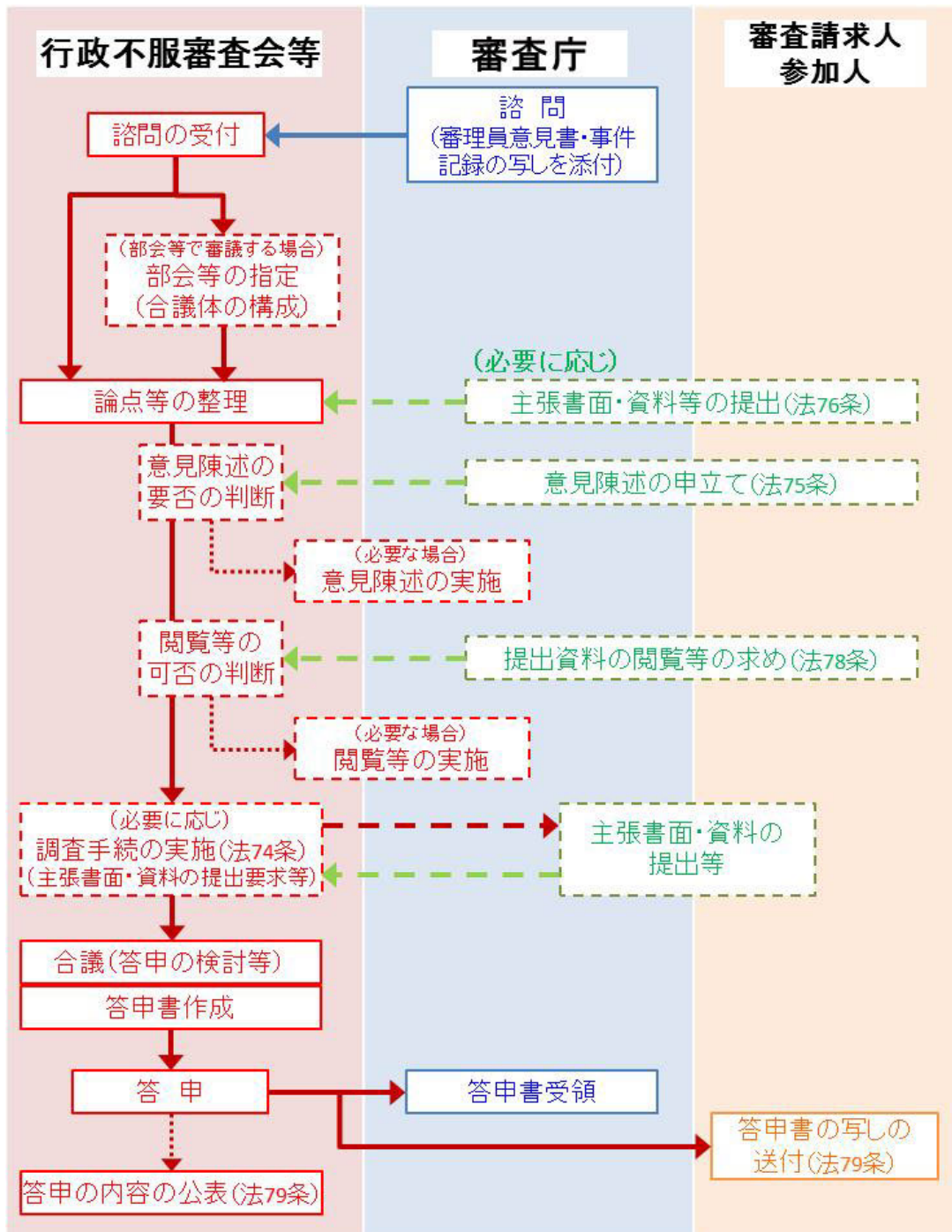
3 行政不服審査会等における調査審議手続

図1〔4-3〕

行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れは以下の図のとおりである。

＜法令＞◆ 法第5章第1節第2款（第74条から第79条まで）に規定する行政不服審査会における調査審議手続の規定は、法第81条第1項又は第2項の規定により地方公共団体に執行機関の附属機関として置かれる諮問機関についても準用される（法第81条第3項）。

図3 行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れ



4 答申を受けた場合

行政不服審査会等から答申を受けた場合には、法の目的（法第1条）である行政の適正な運営の確保を促す観点から、運用上、答申に付言※がなされている事例が見られる。

※審査請求がなされた処分に係る制度面の改善を促すもの、審理手続に要した期間について指摘しているもの、処分時の手続が不十分であることを指摘しているもの等がある。

（運用）◎ 審査庁は、付言が処分庁に対するものである場合には、付言の相手方である処分庁に確実にその内容が伝わるよう、答申書を処分庁に送付することが望ましい。

◎ また、付言を受けた審査庁又は処分庁は、付言の内容に応じ、付言に対する考え方や検討結果などを、行政不服審査会等に示すなど、適宜の方法により真摯に対応（回答）を行うことが望ましい。

※特に、定型的な案件について、繰り返し同じ指摘を受けることがないようにすることが望ましい。

第5章 裁決

【概要】

裁決は、審査庁としての審査請求に対する最終的な結論であり、その態様は、却下、棄却及び認容に大別される。審査庁は、審査請求の適法性、また、審査請求に係る処分又は不作為の違法性及び不当性を判断し、その結果に基づき裁決を行う。

1 裁決の態様

(1) 却下裁決

却下裁決は、審査請求が不適法であると審査庁が認める場合に、本案の審理を拒絶するという判断を示すものである（法第45条第1項、法第49条第1項）。

審査請求が不適法であることが明らかである場合には、審理手続を経ないで却下裁決をすることができる（法第24条。第2編第1章4（22ページ）参照）。また、不服申立要件（審査請求の適法性）が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合は、審理手続を行い、その結果、審査請求が不適法であると認める場合に、却下裁決を行うことになる。

(2) 棄却裁決

棄却裁決は、審査請求に係る処分又は不作為を是認するという判断を示すものである。

ア 処分についての裁決

(ア) 通常の場合

処分についての審査請求の場合は、一般に、審査請求が理由がない場合、すなわち、審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないとして審査庁が認める場合に、棄却裁決を行うことになる（法第45条第2項）。

(イ) 事情裁決

処分についての審査請求において、当該処分が違法又は不当であるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合^(※)において、審査請求人が受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上で、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、当該審査請求を棄却することができる（いわゆる事情裁決）。

事情裁決を行う場合には、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない（法第45条第3項）。

(※ 例えば、学校設置基準を満たさない私立学校認可申請に対してされた認可は違法であるが、審査請求時に既に当該学校が開校しており、当該認可の取消しが当該学校の在籍生徒や関係者に与える影響が甚大である場合が挙げられる。)

イ 不作為についての裁決

不作為についての審査請求の場合は、審査請求が理由がない場合、すなわち、当該不作為が

「相当の期間」を経過しているがそのことを正当化する特段の事由があり、当該不作為は違法又は不当のいずれでもないとして審査庁が認める場合に、棄却裁決を行うことになる（法第49条第2項）。

（3）認容裁決

ア 処分（事実上の行為を除く。）についての裁決

審査請求が理由がある場合、すなわち、審査庁が審査請求に係る処分が違法又は不当であると認める場合は、裁決で、当該処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合は、処分庁に対する一般監督権や処分権限を有しないことから、当該処分を変更することはできない（法第46条第1項）。

なお、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない（法第48条）。

イ 事実上の行為についての裁決

審査請求が理由がある場合、すなわち、審査庁が審査請求に係る公権力の行使に当たる事実上の行為が違法又は不当であると認める場合は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為について、以下の措置を講じる（法第47条）。

- ① 審査庁が処分庁の上級行政庁である場合は、処分庁に対して、当該事実上の行為の全部若しくは一部の撤廃又は変更を命じる。
- ② 審査庁が処分庁の上級行政庁でない場合は、処分庁に対して、当該事実上の行為の全部又は一部の撤廃を命じる。
- ③ 審査庁が処分庁である場合は、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又は変更する。

なお、審査庁は、審査請求人の不利益に当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない（法第48条）。

ウ 不作為についての裁決

審査請求が理由がある場合、すなわち、当該不作為に係る申請から相当の期間が経過し、かつ、そのことを正当化する特段の事由も認められない場合は、審査庁は、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。（法第49条第3項）

（4）申請に対する一定の処分に関する措置

申請拒否処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分）又は不作為についての審査請求については、争訟の一回的解決を図る観点から、次のとおり、認容裁決をする際に、申請に対する一定の処分をする旨の措置をとる手続が設けられている。

ア 処分についての審査請求

処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、申請拒否処分についての審査請求に対する裁決で当該処分全部又は一部を取り消す場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、以下の措置をとる（法第46条第2項）。

- ① 審査庁が処分庁の上級行政庁である場合は、処分庁に対して、当該申請に対する一定の処

分をすべき旨を命ずる。

② 審査庁が処分庁である場合は、当該申請に対する一定の処分をする。

なお、当該処分の根拠となる個別法令において、第三者機関に対する諮問手続や、関係行政機関との協議等その他の事前手続をとるべき旨の定めが設けられており、上記①②の措置をとるために必要があると認める場合は、審査庁は、その手続をとることができる（法第46条第3項・第4項）。

イ 不作為についての審査請求

不作為庁の上級行政庁又は不作為庁である審査庁は、不作為についての審査請求に対する裁決で当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する場合において、当該不作為に係る申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、以下の措置をとる（法第49条第3項）。

① 審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合は、不作為庁に対して、当該申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる。

② 審査庁が不作為庁である場合は、当該申請に対する一定の処分をする。

なお、当該処分の根拠となる個別法令において、第三者機関に対する諮問手続や、関係行政機関との協議等その他の事前手続をとるべき旨の定めが設けられており、上記の①②の措置をとるために必要があると認める場合は、審査庁は、その手続をとることができる（法第49条第4項・第5項）。

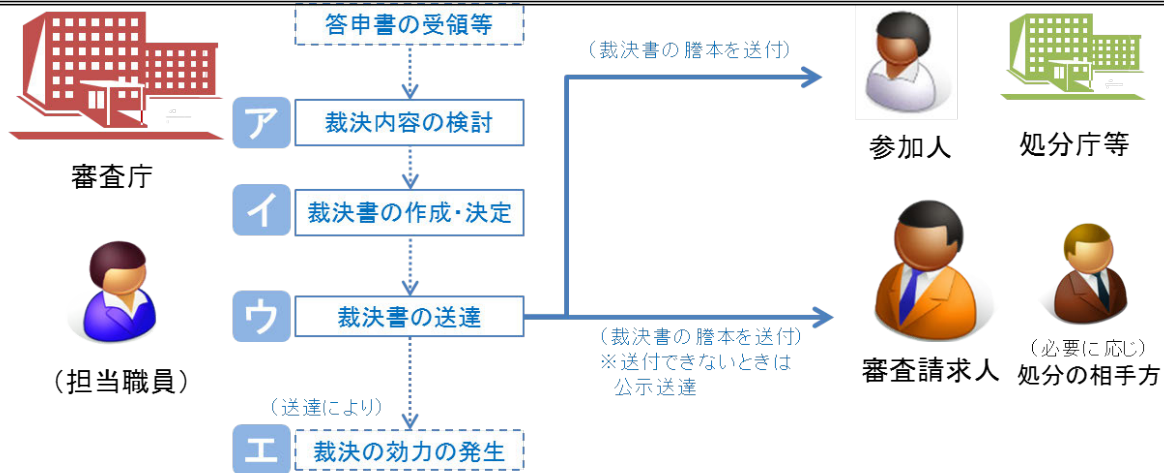
（申請に対する一定の処分を行う場合の例）

① 条例に基づく、ひとり親家庭等医療費支給対象者認定の取消処分について、当該処分は生活実態等の個別の事情を十分に考慮しないまま行われた違法なものであるとして請求を認容し、法46条2項2号の規定により、審査請求人に対し本件申請に係る受給者証を交付する処分をするほか、審査請求人及び本件児童が本件条例の規定により医療費の支給を受けることができる者であることを前提とした必要な措置を採ることとするとした事例。

②特許法（昭和34年法律第121号）第112条第1項所定の追納することができる期間内に特許料及び同額の割増特許料を納付することができなかつたことについて、同法第112条の2第1項所定の「正当な理由」があるとはいえないとして特許庁長官がした手続却下処分は違法であるとし、法第46条第1項の規定により、本件却下処分を取り消す旨裁決するとともに、処分庁として、同条第2項第2号の規定により、本件納付書に係る手続を認容するとした事例。

【概要】

審査庁は、行政不服審査会等への諮問等、裁決をするために必要な手続を経たときは、遅滞なく、裁決をする。



ア 裁決内容の検討

○ 行政不服審査会等の答申を受けたときなど、裁決をするために必要な手続を経たときは、審理員意見書や行政不服審査会等の答申書等の内容を精査し、裁決の内容を検討する。

法44条

<法令>◆ 審査庁は、以下のいずれかに該当したときは、遅滞なく裁決をしなければならない。

法44条

- ① 行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき。
- ② 行政不服審査会等への諮問を要しない場合(③④に該当する場合を除く。)には、審理員意見書が提出されたとき。
- ③ 次のいずれかに該当する場合には、その審議会等の議を経たとき。
 - ・ 他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)において裁決をする際に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て審査請求に対する裁決をしようとする場合
 - ・ 法第46条第3項又は法第49条第4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合(裁決の際に申請に対する一定の処分をする措置をとるため、処分時に必要とされる審議会等の議を経た上で裁決をしようとする場合)^(※)
- ④ 審理員の指名を要しない場合には、審理手続を終結したとき(法第9条第3項で読み替えて適用する法第44条)。

→ 1 (4) (116 頁) 参照

(※) 具体的には、法第46条第1項の規定により裁決で申請拒否処分を取り消し、又は法第49条第3項の規定により裁決で不作為が違法又は不当である旨を宣言するのに併せて、法第46条第2項又は法第49条第3項の規定により申請に対する一定の処分をする旨の措置をとる場合において、他の法律又は政令(条例に基づく処

分については、条例)に当該処分をしようとするときに審議会等の議を経るべき旨の定めがあるため、その議を経た上で裁決をしようとする場合を指す。

[解釈] □ 審理員意見書や行政不服審査会等の答申は、法的に審査庁の判断を拘束するものではないが、審理員意見書を踏まえるとともに、答申を尊重して判断すべきである。

(運用) ◎ 裁決の判断には一定の期間(少なくとも数日程度の期間)を要すると考えられるが、「遅滞なく」行うものとされており、個々の事案に応じて、可能な限り迅速に裁決を行うことが望ましい。

◎ 答申を踏まえて、裁決を行うに当たり、補充調査が必要なときは、審査庁にて必要な調査を行ってから速やかに裁決する。なお、この場合には、審理関係人が了知しない事実等に基づいて、審査庁がすべき裁決の内容について判断することは避ける必要があることから、新たに調査して把握した事実については、審理関係人に職権で交付等することが望ましい。

◎ 申請拒否処分や不作為についての審査請求は、一般に、申請の認容を求めて提起されるものであり、争訟の一回的解決を図る観点から、申請拒否処分の取消しや不作為が違法又は不当である旨の宣言にとどまらず、申請に対する応答内容を確定させることが望ましいと考えられることから、審査庁は、基本的に、一定の処分をすべきか否かを判断することが求められる。

法46条2項
法49条3項

※ 不適法な審査請求を却下する場合

<法令>◆ 法第24条の規定により審理手続を経ないで審査請求を却下しようとする場合(第2編第1章4(22ページ)参照)も、法第45条第1項又は第49条第1項の規定に基づき、裁決で審査請求を却下することになる。

法24条

イ 裁決書の作成・決定

○ 検討結果に基づき、裁決書の案を作成し、決裁など所要の意思決定手続を経て、裁決書を決定する。

様式例第77号

i) 裁決書の記載事項等

<法令>◆ 裁決は、①主文、②事案の概要、③審理関係人の主張の要旨及び④理由(主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる場合には、異なる理由も含む。)を記載し、審査庁が記名押印^(※1)した裁決書によりしなければならない^(※2)。

法50条1項

(※1) 記名押印しなければならないとされているのは、裁決書の真正性を担保するためである。

(※2) 必要な記載事項や審査庁の記名押印を欠く裁決書によりされた裁決は、裁決の取消訴訟において、手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

a) 主文

法50条1項1号

[解釈] □ 主文とは、審査請求についての結論を示すものであり、典型的には「本件審査請求を却下する」、「本件審査請求を棄却する」、「本件審査請求に係る処分を取り消す」、「(処分庁)が(処分の文書番号)をもってした(原処分)を、(変更後の処分)に変更する」、「(事実上の行為)(不作為)は違法である」等の文言となる。

b) 事案の概要

[解釈] □ 事案の概要とは、審査請求に係る処分等の内容など、当該事案のおおよその内容・要点をまとめたものであり、審査請求に係る事件の事実関係等を明らかにするものである。

c) 審理関係人の主張の要旨

[解釈] □ 審理関係人の主張の要旨とは、審査請求人、参加人及び処分庁等のそれぞれの主張の主な内容であり、審査請求に係る事件の争点を明らかにするものである。

□ 審査請求が不適法であり、法24条の規定により審理手続を経ないで却下する場合においては、裁決書の記載事項である「審理関係人の主張の要旨」については、審査請求書で把握できる範囲で記載すれば足りる。

d) 理由

[解釈] □ 理由とは、審査庁の判断の理由を明らかにするものであり、審査庁が審査請求に係る処分又は不作為について、適法又は違法、あるいは相当又は不当とした判断の根拠を、審査請求人に理解できる程度に具体的に記載する必要がある〔最高裁昭和37年12月26日第二小法廷・民集16巻12号2557頁〕。

(なお、法50条1項4号に基づき、裁決の主文が審理員意見書、行政不服審査会等の答申書又は裁決等について審議会等の議を経た場合における当該審議会等の答申書と異なる内容である場合は、判断過程の透明性を確保し、審理関係人への説明を尽くす観点から、上記の理由には、その異なることとなった理由についても記載しなければならない。)

(運用) ◎ 裁決書の主文(結論)が答申書又は審理員意見書と異なる場合だけでなく、結論に至る理由が異なる場合にも、その理由を記載することが望ましい。

e) その他

[解釈] □ 法令上規定はないが、裁決の名宛人となる審査請求人の氏名や裁決の年月日は、当然に記載しなければならない。

□ 裁決書には、行政事件訴訟法46条に基づき、当該裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等についての教示を行うことも必要である。

(運用) ◎ 裁決に併せて、事実上の行為を撤廃し、若しくは変更すべき旨

法50条1項2号

法50条1項3号

法50条1項4号

行政事件訴訟
法46条
様式例第78号

事実上の行為

を命じ、又は事実上の行為を撤廃し、若しくは変更する措置をとる場合や、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、若しくは当該処分をする措置をとる場合には、判断過程の透明性を確保するとともに、審査請求人の便宜に資する観点から、当該措置の内容及びその理由についても、裁決書に主文とは別に、付記すべきであると考えられる。ただし、これらの措置は裁決そのものではなく、また、裁決書は審査請求人を名宛人とするものであることから、裁決書に「当該処分をすべき旨を命ずる」旨を記載することによって当然に効力が発生するものではなく、裁決書への記載とは別に、処分庁等に命ずる行為が必要となる。

- 審査庁の認識、判断が審理員意見書又は行政不服審査会等の答申書の内容の一部又は全部と同様となる事項がある場合は、当該事項の記載に当たり審理員意見書又は答申書の該当部分を引用する形で記載することも可能であると考えられる。ただし、この場合であっても、審査請求人等に適切に裁決書の内容を了知させる観点から、引用部分を改めて明記する、審理員意見書等の該当部分を添付するなどにより、裁決書の内容把握に他の書面を参照する必要が生じないよう配慮することが望まれる。
- 裁決の名宛人となる審査請求人の氏名は当然に記載するものではあるが、情報公開の開示決定等の処分に対し、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されてしまうような場合には、運用上、審査請求人の氏名等を仮称とする形で裁決書を作成することや、審査請求人以外の被処分者に送る際は、個人が特定される情報にマスキングを行うといった対応も考えられる。

ii) 教示

a) 再審査請求をすることができる場合の教示

＜法令＞◆ 再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

[解釈] □ 法50条3項の教示は、適法に再審査請求をすることができる場合を対象とするものであり、一般には、審査請求を却下し、若しくは棄却し、又はその一部を認容するものである場合に、行うことになる。

(運用) ◎ 裁決が審査請求の全部を認容するものである場合であっても、審査請求人が処分の相手方以外の者である場合や審査請求人と利害が相反する参加人がいる場合には、当該処分の相手方又は参加人から適法に再審査請求がされることも考えられる。このような場合、法第50条第3項の規定による教示の対象とはならないが、裁決書は処分の相手方や参加人にも送付される（法第51条第4項）から、その送付の際に、

の撤廃等→法
47条各号

申請に対する
一定の処分
に関する措置→
法46条2項各
号・49条3項
各号

法50条3項

運用上、再審査請求に関する教示がなされることが望ましい。

b) 訴訟についての教示

＜法令＞◆ 取消訴訟（裁決の取消しの訴え）又はいわゆる形式的当事者訴訟^(※)を提起することができる裁決をする場合には、その相手方に対し、当該訴訟の①被告とすべき者及び②出訴期間を書面で教示しなければならない。

(※) 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの

(運用) ○ 教示は「書面で」行うこととされており、一般には、再審査請求についての教示と同様に、裁決書に記載して教示をすることになると考えられる。

行政事件訴訟法
46条1項・3項

様式例第78号

iii) 行政不服審査会等への諮問を要しない場合の審理員意見書の添付

＜法令＞◆ 行政不服審査会等への諮問を要しない場合^(※)には、裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

(※) 審理員意見書が提出されたが、法第43条第1項各号に該当し、行政不服審査会等への諮問手続を経ない場合には、諮問時の審理員意見書の審理関係人への送付（同条第3項）がなされないことから、裁決書に添付しなければならないこととされている。

(運用) ○ 審理員意見書の添付の方法については、運用に委ねられるが、一般には、審査庁が提出を受けた審理員意見書の写しを作成して行うことになると考えられる。

法50条2項

㊦ 裁決書の送達

① 送付による送達

審査請求人（処分の相手方以外の者がした審査請求で、裁決内容が処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更である場合には、審査請求人及び処分の相手方）に対し、裁決書の謄本を送付することにより送達する。

＜法令＞◆ 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更の裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

◆ 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。

法51条1項

法51条2項

[解釈] □ 「送達」とは、手続に必要な書類を法定の方式に従って当事者や関係人に交付し、又はこれらの者にその交付を受ける機会を与える行為をいい、審査請求の裁決では、原則として、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってすることとされている。

「送達を受けるべき者」とは、一般には審査請求人であるが、処分の相手方以外の者のした審査請求について認容裁決をする場合には、審査請求人及び処分の相手方となる。

(運用) ○ 裁決書の送達は、謄本（文書の原本と同一の文字、符号を用いて原本の内容を完全に写し取った書面）を、郵送や送達を受けるべき者に直接交付する等の方法により行うことになると考えられる。

- 郵送により裁決書を送達する場合は、送達時点を明確にする観点から、配達証明郵便によることが考えられる。
- 処分の相手方が審査請求に参加していない場合には、審査請求を却下し、又は棄却する裁決についても、運用上、処分の相手方にその旨を連絡することが考えられる。

法51条2項

② 公示送達

i) 公示送達を行う場合

裁決書の送付をすることができないときは、公示送達の手続をとる。

<法令>◆ 送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

法51条2項ただし書

[解釈] □ 「所在が知れない」とは、その者について関係書類の調査、実地調査等を行っても、なお送達すべき場所が不明な場合をいい、例えば、郵送した裁決書の謄本が宛先不明で返送されたことのみをもって該当するものではない〔最高裁昭和56年3月27日第二小法廷判決・民集35巻2号417頁〕。「その他裁決書の謄本を送付することができない場合」とは、例えば、その者が戦場その他郵送もできない場所にあつて、しかも国内に受領代理人が定められていないような場合が考えられる。

ii) 公示送達の方法等

<法令>◆ 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

法51条3項

[解釈] □ 公示送達の場合に、審査庁が、掲示場への掲示等において掲載する内容は、裁決の内容又はその要旨ではなく、「審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する」というもので足りる。

③ 参加人・処分庁等への送付

審査請求人に対する裁決書の送達に併せて、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合は不要）に対しても、裁決書の謄本を送付する。

<法令>◆ 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

法51条4項

④ 行政不服審査会等への送付

(運用) ◎ 行政不服審査会等から、答申を受けた事件に係る裁決の場合には、今後の行政不服審査会等の審議において参考にされるよう、裁決書の写しを行政不服審査会等に対しても送付することが望ましい。

Ⅱ 裁決の効力の発生

① 裁決の効力の発生時期

<法令>◆ 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更の裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。（再掲）

法51条1項

[解釈] □ 裁決は、一般には、審査請求人に送達された時に、効力を生ずるが、処分の相手方以外の者のした審査請求について認容裁決をする場合には、当該処分の効力に変更があることを当該処分の相手方に了知させる必要があることから、審査請求人及び処分の相手方の両者に送達された時に、裁決の効力を生ずるとしているものである。

② 裁決の効力

<法令>◆ 裁決は、関係行政庁を拘束する。

法52条1項

◆ 申請認容処分が手続の違法・不当を理由として裁決で取り消された場合又は申請拒否処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

法52条2項

◆ 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

法52条3項

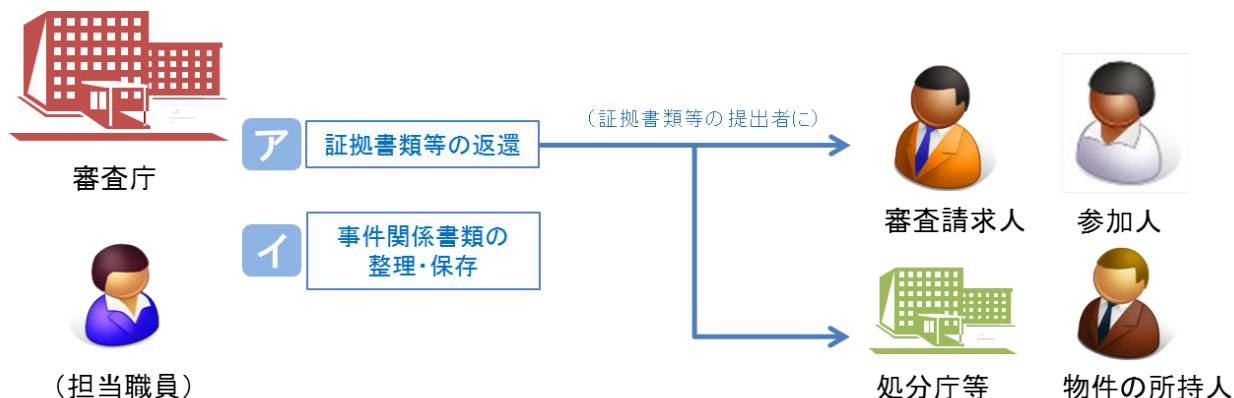
◆ 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

法52条4項

[解釈] □ 裁決の効力は、上記のほか、争訟手続を経てされる処分であるという性質上、裁決をした行政庁自身を拘束し、自らこれを取り消し、又は変更することはできないとされている（不可変更力）〔最高裁昭和42年9月26日第三小法廷判決・民集21巻7号1887頁〕。ただし、裁決の同一性を害しない限り、計算上の誤りや書き損じ等があった場合は、裁決書を更正することができる。この場合、更正を行う部分について、適宜の方法で、審査庁から審査請求人等に通知する。

【概要】

審査庁は、裁決後、審理関係人等から提出された提出書類等の返還、審査請求に係る事件の関係書類の整理・保存を行う。



ア 証拠書類等の返還

○ 審査庁は、裁決後、審理関係人等から提出された提出書類等を返還する。

<法令>◆ 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、審査請求人又は参加人から提出された証拠書類又は証拠物（法第32条第1項）、処分庁等から提出された書類その他の物件（同条第2項）及び提出要求に応じて提出された書類その他の物件（法第33条）を、その提出人に返還しなければならない。

法53条

(運用) ○ 提出者が所有権を放棄した書類等や、その返還を望まない書類等については、返還する必要はない。

◎ 裁決前であっても、当該提出物件が不要になったときは、提出人等の権利保護のために、速やかに証拠書類等を返還することが望ましい。

○ 証拠書類等の返還に当たっては、後日、裁決の取消しを求める訴訟が提起される可能性を考慮して、写しを作成の上、事件記録として保管しておくことが考えられる。この証拠書類等の写しを作成した場合は、作成日時及び作成者の氏名並びに当該書類等の提出者及び提出日時を当該写しに記載することが考えられる。

イ 事件関係書類の整理・保存

○ 審査庁は、特に事件関係書類の種類が多い等の場合において、書類の散逸を防ぎ、適切な保存及び利用を確保する観点から、書類の内容に応じて適宜区分して整理・保存する。

<法令>◆ 国の行政機関については、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯に

公文書等の管理に関する法律4条・5条2項

ついて、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならないとされ、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめなければならないとされている。

(運用) ○ 電子メール等を利用した通知等は、当該電子メールの内容をプリントアウトしたものを保存するという方法によることも可能であると考えられる。

○ 整理・保存の方法の一例としては、事件関係書類を表14のように分類・編てつするということが考えられる。なお、この例により書類を編てつする場合であっても、特定の書類が大部に及ぶ場合にこれを別冊とする、複数の審査請求の審理手続を併合した場合にはこれらをまとめて編てつするなど、適宜適切に対応することが望まれる。

表14 事件関係書類の分類・編てつの例

| | |
|---|--|
| 1 | <p>審理手続に関する記録</p> <p>主張に関する書面等、提出書類等並びに調書及び重要な手続に関する記録の三分類とし、その順につづる。</p> <p>ア 主張に関する書面等</p> <p>審理関係人の主張を明らかにする次のような書類を時系列に並べつづり込む。ただし、関連する書類は一括してつづり込む。</p> <p>① 審査請求書及びその補正書又は審査請求録取書</p> <p>② 弁明書（添付書類を含む。）</p> <p>③ 反論書</p> <p>④ 意見書</p> <p>イ 提出書類等</p> <p>提出書類等（法第32条・第33条）は、審査請求人からの提出物、処分庁等からの提出物、参加人等からの提出物及びその他の関係者からの提出物の順に、かつ、時系列に並べ（整理番号を付している場合は、番号の順に）つづり込む。</p> <p>ウ 調書及び重要な手続に関する記録</p> <p>争点の整理、手続の経過を明らかにする次のような書類を、時系列に並べつづり込む。</p> <p>① 審理手続の申立てに関する意見聴取の記録</p> <p>② 口頭意見陳述の記録</p> <p>③ 参考人の陳述の記録</p> <p>④ 鑑定の記録（鑑定結果報告書を含む。）</p> <p>⑤ 検証の記録</p> <p>⑥ 審理関係人への質問の記録</p> <p>⑦ 審理手続の分離又は併合の決定書の写し</p> <p>⑧ 審理関係人に対する審理手続終結等の通知書の写し</p> <p>⑨ 審査請求取下書</p> |
| 2 | <p>裁決に関する記録</p> |

| | |
|---|--|
| ア | 審理員意見書 |
| イ | 行政不服審査会等関連書面 |
| | ① 行政不服審査会等への諮問書 |
| | ② 行政不服審査会等に提出した主張書面 |
| | ③ 行政不服審査会等に提出した資料（事件記録の写しを除く。） |
| | ④ 行政不服審査会等の答申書 |
| ウ | 裁決書等 |
| | ① 裁決書（裁決書の決定のための稟議書（決裁原議）を含む。） |
| | ② 裁決書謄本の配達証明書等又は裁決の公示送達関係書類（官報等） |
| 3 | それ以外の記録 |
| | 上記1及び2につづる書類以外の次のような書類をアからウまでに分け、その順に、かつ、関係する書類ごとに時系列に並べつづり込む。 |
| ア | 資格証明等関係書類 |
| | 次のような書類を、審査請求人、参加人（①及び③）の順につづり込む。 |
| | ① 法人の代表者等の資格を証明する書面（商業登記簿謄本等） |
| | ② 総代の資格を証明する書面（総代の解任届を含む。） |
| | ③ 代理権を証明する書面（委任状、解任届、辞任届等を含む。） |
| | ④ 審査請求人の権利の承継等についての届出 |
| | ⑤ 審査請求人の権利の承継等を証する書面 |
| イ | 執行停止関係書類 |
| | ① 執行停止の申立書 |
| | ② 執行停止をすべき旨の意見書 |
| | ③ 執行停止決定・取消通知書の写し |
| ウ | その他手続上の書類 |
| | ① 補正命令書の写し |
| | ② 審理員指名通知書 |
| | ③ 利害関係人の参加許可申請書（参加許可申請取下げ書を含む。）及び参加許可決定書の写し |
| | ④ 利害関係人に対する審査請求への参加の求めの写し |
| | ⑤ 処分庁への弁明書提出要求書の写し |
| | ⑥ 審査請求人又は参加人への反論書等提出期限の通知書の写し |
| | ⑦ 審理関係人に対する口頭意見陳述への出席要請書の写し |
| | ⑧ 口頭意見陳述における補佐人帯同許可申請書及び決定通知書の写し |
| | ⑨ 審理関係人に対するその他審理手続への出席要請書の写し |
| | ⑩ 物件提出要求、参考人陳述及び鑑定の要求、検証に係る申立書及び要請書の写し |
| | ⑪ 証拠書類等の受領書の写し |
| | ⑫ その他審理関係人に対する通知書の写し |
| | ⑬ 提出資料等の閲覧・謄写の請求書及び決定通知書の写し |
| | ⑭ その他手続上の書類 |

4 裁決の内容や不服申立ての処理状況の公表

【概要】

審査庁は、裁決後、裁決の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努める。

審査庁は、裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

<法令>◆ 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

法85条

[解釈] □ 不服申立制度の運用状況について国民に対する説明責任を果たすとともに、不服申立てをしようとする者の予見可能性を高める観点から、裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないこととしている。

□ 法85条の「不服申立て」及び「裁決等」には、審査請求、再調査の請求、再審査請求のほか、他の法令に基づく不服申立て及びそれに対する裁決等も含まれる。

法84条

(運用) ◎ 公表する裁決の内容については、公表する趣旨に鑑み、審理関係人等の個人情報の取扱いについては個人情報保護法等を遵守しつつ、裁決書等の記載に沿って、結論だけでなく、それに至った事実関係や理由等を示した形で公表を行うことが望ましい。

◎ 特に、裁決の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる場合には、裁決書においてその理由を示すことされている趣旨も踏まえ、適正な処理が行われていることを検証する観点から、積極的な公表を行うことが望ましい。

○ 仮に、上記のような公表が困難な場合には、審査請求の趣旨、審査請求の対象となった処分やその根拠法令、結論など、項目を限定して公表するといった対応も考えられる。(特に、同様の事案について、大量審査請求が行われた場合には、代表的なものの内容を記載し、その他は件数のみ記載するなどの対応が、業務遂行の観点からは適切と考えられる。)

○ 個人情報の匿名化やマスキングに当たっては、<参考3>に示すほか、公表されている答申を元に裁決が出されている場合は、答申書が匿名化等の作業を行い、公表されていることから、それを踏まえた加工を行うことが考えられる。

◎ 裁決の内容の公表に当たっては、各行政庁間で事例を共有し、参考にできるように、総務省において構築・運用している「裁決・答申データベ

ース」(<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>)において、公表を行うことが望ましい。

※なお、データベースの利用に当たっては、総務省から別途送付している「裁決・答申登録マニュアル」を参照する。

- ◎ 不服申立ての処理状況については、単に当該行政庁における不服申立ての処理件数の合計数を示すのみでは十分でなく、処分の類型（根拠法令）ごとの不服申立件数、処理件数、処理内容（認容、棄却等の別）、処理期間などの情報を公表することが望ましい。

参考3 仮名処理の手順

- ・公表する前に、公表する裁決等の内容につき個人情報等の保護が適切に図られているかを複数の職員で確認する。その際、仮名処理対照表による整理も有効である。
- ・審理員意見書や裁決書を作成する段階で個人情報等の記載を最小限にし、個人情報等の保護が適切に図られているかの確認作業を容易にする方法も考えられる（例えば、審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）のように略称を用いる。）。

<仮名処理をする箇所及びその方法（例）>

以下に示すものは一例であり、個々の事案に応じて、審査庁において判断を行う。

第1 原則として仮名処理を行うもの及びその方法

- 1 以下の「区分」欄記載の各項目については、原則として、それぞれ「方法」欄記載の方法により、仮名処理を行う。

| 番号 | 区分 | 方法 |
|----|---|---|
| ① | 審査請求人の氏名等 （法人又は法人でない社団若しくは財団 （法第10条）（以下「法人等」という。） の名称を含む。） | X （複数の場合） X_1 、 X_2 ... |
| ② | 参加人の氏名等 （法人等を含む。） | Z （複数の場合） Z_1 、 Z_2 ... |
| ③ | 処分庁及び公的機関の名称に含まれる地名 （例）四国財務情報局長、難波府知事、尾張市長、東京地方簡易裁判所 | 地名部分のみ記号（A、B、C、D...）で表記する。 （例）A財務情報局長、B知事、C市長、D地方簡易裁判所 |

| | | |
|---|---|---|
| ④ | <p>③以外の地名・住所（国名を除く。） (例)東京都千代田区霞が関2丁目1番2号、ロンドン、福建省福州市</p> | <p><u>基本的にまとめて記号(A、B、C、D…)</u> <u>で表記する。</u> (例) A地、B地、C地</p> <p>※③で用いたのと同じ記号は、できる限り用いない。</p> <p>※例外的に行政区分や番地まで表示する必要がある場合は、最小限度の記号(a、b、c、d…) で表す。 (例) D市内、E町a丁目b番地</p> |
| ⑤ | <p>対象識別のための数字 (生年月日、文書番号、口座番号、裁判所の事件番号など。ただし、通達など一般に適用される文書を除く。) ※一般的な年月日については、下記第2を参照。</p> | <p>a、b、c、d… (例) 昭和20年a月b日、平成28年4月1日付け総管管第c号、口座番号d、事件番号e</p> <p>※2桁以上の数字も一文字で表す。</p> <p>※③、④で用いたのと同じ記号は、できる限り用いない。</p> |
| ⑥ | <p>その他の固有名詞 (人名、法人名、国名、国家ではない地域名、施設名、山河の名前、商品名、書籍のタイトル、店舗の名称など)</p> | <p>A、B、C、D… (例) A(人名)、B社、C組合、D財団、E国、F、G会館、H川、「I」(商品名)、「J」(書籍のタイトル)</p> <p>※人名は、姓と名のいずれか、又はその両方を併せて一文字とする。</p> <p>※③、④で用いたのと同じ記号は、できる限り用いない。</p> <p>※日本については仮名処理を不要としても問題ない場合があると考えられる。</p> |

※便宜上架空の組織名等を記載している。

- 2 上記①～⑥に定める記号(X、A、Bなど)が判決書の原文中で既に使用されている場合であっても、仮名処理上、それらの記号を避ける必要はない。ただし、文脈上、原文中の記号と仮名処理後の記号とが混同する蓋然性が高いとき(例：人名について同じ記号を使用することになるとき)は、事案ごとに適切な処理を検討する。
- 3 上記①～⑥に定める場合であっても、読み手の事案の理解に資するため特に必要があり、かつ、公表することにより個人又は法人等の権利利益が害されるおそれがないときは、その限度で仮名処理をしないこともできる。

第2 原則として仮名処理しないもの

以下の項目については、判決書の読み手が事案を十分に理解できるよう、原則として仮名処理しない。ただし、これらの情報を公表することにより個人又は法人等の権利利益が害されるおそれが認められる場合は、必要な範囲で仮名処理することを検討するものとする。

- ・一般名詞
- ・年月日、時刻
- ・行政機関及びその内部組織の名称（審査庁を含む。）
※特定の地方自治体にのみ存在する特殊な部署名である場合などは別途要検討。
- ・金額、個数、長さ、面積、体積、重量等の数値
なお、上記の項目について仮名処理を行う場合には、上記第1の方法に準じてこれを行う。

第3 仮名処理をしないもの

以上にかかわらず、法律、政省令、条例、規則、通達等の名称又はそれらの規定を引用した箇所については、仮名処理を行わない。

第4 仮名処理以外の方法を用いる必要がある場合

上記第1及び第2の方法による仮名処理を行ってもなお、情報公開法等で定める不開示情報に該当する蓋然性がある場合には、当該裁決書全体を仮名処理して公表するのではなく、裁決書の一部又は全部を要約して公表する方法も考えられる（当該方法によるか否か及び要約の方法については、個別の事実関係に照らした検討が必要となる。）。

第5 その他の留意点（これまでに問題となった事例等）

原文において人名等に略称を設定している場合において、当該略称設定部分につき第1記載のとおり仮名処理すると不合理な結果を生じるときは、以下の要領で仮名処理を行う。

（例）（原文）甲野太郎（以下「甲野」という。）は、平成29年1月8日、...

（仮名処理）Aは、平成29年1月8日、

<複層チェックの際に用いる仮名処理対照表の例>

| 1 審査請求人 ※①に該当 | 原文 | 用語の性質・備考 |
|-----------------------|-------------|------------|
| X | 総務省総太郎 | 審査請求人 |
| 2 参加人の氏名等 ※②に該当 | | |
| Z | 株式会社SOUMU | 審査請求人の元勤務先 |
| 3 地名、住所等 ※③、④に該当 | | |
| A地 | 東京都千代田区 | 審査請求人の出生地 |
| 4 対象識別のための数字 ※⑤に該当 | | |
| 明治20年a月b日 | 明治20年1月1日 | 父総務省太郎の誕生日 |
| 明治20年c月d日 | 明治20年12月31日 | 母総務省花子の誕生日 |
| 大正10年e月f日 | 大正10年1月1日 | 審査請求人の誕生日 |

| | | |
|---------------------|--------------|-------------|
| 5 その他の固有名詞 ※⑥に該当 | | |
| B、父B | 総務省太郎、父総務省太郎 | 審査請求人の父 |
| C、母C | 総務省花子、母総務省花子 | 審査請求人の母 |
| D大学 | 総務帝国大学 | 審査請求人の出身校 |
| D' 大学 | 総務大学 | 総務帝国大学が改称 |
| E ₁ 大学 | スプリングフィールド大学 | 審査請求人の留学先 1 |
| E ₂ 大学 | ゴッサム大学 | 審査請求人の留学先 2 |

※便宜上、架空の組織名等を記載している。

第6章 電子的方法の利用

審査請求の審理を進める過程では、第5章までに述べたとおり、数多くのやりとりが審査庁（又は審理員）と審理関係人の間で行われる。これらのやりとりを全て書面の送付（郵送）によって行うこととした場合には、送付に要する期間だけで、相当な期間に上ることも考えられる。そのため、審理関係人との間で電子メールによる送受信が可能であるなど、電子的な方法によってやりとりを行うことが可能な場合には、積極的にこれを活用して、審理の迅速化・効率化を図ることも可能である。

審査請求書など、法令上、書面によって行うこととされている行政機関等に対する申請等は、デジタル手続法第6条並びに総務省デジタル手続法施行規則第4条及び第13条の規定に従って、ウェブページなどで審査庁等がその方法（オンラインシステム、メール等）を定めることにより、オンライン提出を受け付けることが可能となっている。この場合、基本的には電子署名が必要となるが、セキュリティの確保に留意しつつ、総務省デジタル手続法施行規則第4条第2項ただし書により、行政機関等の指定する方法により申請等を行った者を確認するための措置（例えば、処分通知ごとに法第82条第1項の書面による教示に併せて審査請求用にランダムな整理番号（英数字）を発行し、メール本文等に審査請求書の記載事項とともに当該整理番号の記載を求め、審査庁ではオンラインによる審査請求があった場合には、処分庁に整理番号、氏名、現住所を照会する方法により本人確認を行うなど）を講ずれば、この限りではない。なお、電子メールによって審査請求を取り扱う場合、業務継続性の観点や審査請求人等からの通知等の把握漏れ防止の観点から、審査請求取扱用の共用メールアドレスを用意することが望ましい。

また、裁決書の謄本の送付など、法令上、書面によって行うこととされている行政機関等からの処分通知等は、デジタル手続法第7条並びに総務省デジタル手続法施行規則第7条から第9条まで及び第13条の規定により、本人がID・パスワード方式を採用するシステムにログインしてその通知を受け取る場合、又は本人からの電子的方法による通知を希望する届出が行政機関等の定める方法によって提出されている場合に、オンライン通知が可能となる（実際の運用として、電子申請を受け付ける際に、オンライン通知を希望するかどうかを合わせて申請させる方法が考えられる。）。この場合、行政機関等が署名等を行うことになっているものについては、電子署名が必要となる。

なお、法令上の定めはなく運用上行う手続や、法令上必要となる手続ではあるが法令上書面で行うことが義務付けられていないもの（例えば、法令上は単に「通知する」とされている場合）については、電子メール等を利用して行うことが可能であり、それぞれの手続の性質等も勘案しつつ、その活用を図ることが考えられる。

これらの手続のうち、電子メール等を利用しても、審理関係人の手続保障等の観点から特に問題はないと考えられるものとして、例えば、次の表15のようなものが挙げられる。

表15 電子的方法を利用することが可能と考えられる手続の例

| 手続名 | 第2編第3章における参照ページ |
|---------------------|---------------------------|
| 審理員による手続 | |
| ・ 利害関係者の審理手続参加又はその取 | 「2 審理関係人に係る手続」(2) (47ページ) |

| | |
|---|--|
| 下げについての審理関係人への通知 | |
| ・ 審理計画策定時における審理関係人への審理手続の予定時期等の連絡 | 「5 争点の整理等」(59ページ) |
| ・ 口頭意見陳述の期日及び場所の通知 | 「6 口頭意見陳述」(64ページ) |
| ・ 証拠書類等又は物件の提出者への受領通知及び審理関係人への受領についての連絡 | 「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(73ページ) 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) |
| ・ 審理手続実施の申立人への回答 | 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) 「9 審理関係人への質問」(81ページ) 「10 その他の審理手続」(84ページ) |
| ・ 物件の提出要求 | 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) |
| ・ 質問の要求 | 「9 審理関係人への質問」(81ページ) |
| ・ 参考人陳述又は鑑定求め | 「10 その他の審理手続」(84ページ) |
| ・ 参考人陳述等に審理関係人を立ち合わせる場合の、審理関係人への日時・場所の通知 | |
| ・ 検証のための立入依頼 | |
| ・ 検証日時及び場所の申立人又はその他審理関係人への通知 | |
| ・ 参考人陳述等の審理手続を終了した旨等の通知 | 「10 その他の審理手続」(84ページ) |
| ・ 検証場所の管理者等が検証に応じなかった場合の申立人等への連絡 | |
| ・ 審査請求人等による提出書類等の閲覧等の可否についての提出者の意見等の照会 | 「11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等」(91ページ) |
| ・ 審理手続の併合・分離についての審理関係人への通知 | 「12 審理手続の併合又は分離」(97ページ) |
| ・ 審理員が決定した提出期限内に証拠書類等提出されない場合における催促状 | 「3 審査請求書の送付・弁明書の求め等」(51ページ) 「4 反論書・意見書」(56ページ) 「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(73ページ) |
| ・ 審理手続終結及び審理員意見書等の審査庁への提出予定時期についての審理関係人への通知 | 「14 審理手続の終結」(101ページ) |
| 審理関係人等による手続 | |
| ・ 審査請求人による補正書の提出 | 「3 審査請求書の補正」(20ページ) |
| ・ 審理手続実施の申立て | 「6 口頭意見陳述」(64ページ) |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) 「9 審理関係人への質問」(81ページ) 「10 その他の審理手続」(84ページ) |
| ・ 口頭意見陳述における補佐人帯同の許可申請 | 「6 口頭意見陳述」(64ページ) |
| ・ 口頭意見陳述において受けた質問に対して処分庁等が後日に行う回答 | 「6 口頭意見陳述」(64ページ) |
| ・ 審査請求人又は参加人による証拠物の提出 | 「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(73ページ) 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) |
| ・ 処分庁等による物件の提出 | 「7 審理関係人による証拠書類等の提出」(73ページ) 「8 書類その他の物件の提出要求」(77ページ) |
| ・ 審査請求人等による提出書類等の閲覧等の可否についての提出者の意見等 | 「11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等」(91ページ) |

第3編 再調査の請求

第1章 再調査の請求の概要

再調査の請求は、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量に行われる処分等のように、申立てを契機として、事案・内容等を把握している（できる）処分担当者等が改めて当該処分を見直す意義が認められる特別な類型について、審査請求の前段階で、より簡略な手続により処分を再調査することにより、国民の権利利益の迅速な救済を図るとともに、審査庁の負担軽減に資することを企図する手続である。

このようなことから、再調査の請求は、処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる処分について、個別法（条例は含まれない。）に再調査の請求をすることができる旨の定めがある場合に限り、することができることとされている（法第5条第1項）。具体的には、再調査の請求をすることができる旨の定めが置かれている個別法は、次の法律に限られている。

なお、旧法における「異議申立て」は、原則として審査請求に一元化されている。

表16 再調査の請求をすることができる処分

| 個別法 | 対象となる処分（処分庁） |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 国税通則法 | 国税に関する法律に基づく処分 （税務署長、国税局長又は税関長） |
| 関税法 | 関税に関する法律の規定による処分（税関長） |
| とん税法・特別とん税法 （注）関税法を準用 | とん税・特別とん税の確定又は徴収に関する処分 （税関長） |
| 公害健康被害の補償等に関する法律 | 認定又は補償給付の支給に関する処分 （都道府県知事、市長又は区長） |

（1）再調査の請求をすることができる者

再調査の請求は、処分についての審査請求と同じく、「処分に不服がある者」がすることができる（法第5条第1項）。

（2）再調査の請求先

再調査の請求先は、処分庁である（法第5条第1項）。

（3）再調査の請求をすることができる期間（再調査の請求期間）

再調査の請求期間は、審査請求期間と同一内容であり、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、また、処分があった日の翌日から起算して1年以内にしなければならないが（法第54条第1項本文・第2項本文）、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、再調査の請求が認められる（同条第1項ただし書・第2項ただし書）。

(4) 審査請求との関係

処分に不服がある者は、その選択により、再調査の請求又は審査請求のいずれかの不服申立てをすることができ、再調査の請求を経ずに、直接に審査請求をすることも可能である。

ただし、当該処分について審査請求をしたときは、再調査の請求をすることはできず（法第5条第1項ただし書）、再調査の請求をしたときは、請求から3月が経過しても決定がない場合等を除き、その決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない（同条第2項）とされており、両者を並行提起することはできない。

第2章 再調査の請求の諸手続

再調査の請求の手続については、法61条により、審査請求の多くの手続を準用していることから、本章では、審査請求における手続との相違点を中心に、解説する。

1 再調査の請求手続

(1) 再調査の請求の方式

再調査の請求の方式は、審査請求と同様に、個別法に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、再調査の請求書を提出してしなければならない（法第61条で準用する法第19条第1項）。

なお、再調査の請求をすることができる旨を定めている個別法で、実際に口頭であることができる旨の定めを置いているものはない。

その方式・手続等は、基本的に審査請求と同様であるが（第2編第1章1（6ページ）参照）、再調査の請求は、処分庁に対してなされることから、再調査の請求書については、正副2通の提出は不要であり、正本のみの提出で足りる。

(2) 再調査の請求の適法性審査（形式審査）

再調査の請求の適法性審査（形式審査）についても、処分についての審査請求の場合と原則として同一である（第2編第1章2（11ページ）参照）。

[解釈] □ 審査請求と同様に、再調査の請求ができない処分について、再調査の請求を求める書面が届いた場合は、担当職員は当該書面の提出者に対して再調査の請求はできない旨を説明した上で、なお提出者が再調査の請求を行う意思が明確であれば、当該書面の提出を受け取することを拒むことはできず、決定で却下することになる。

(運用) ◎ 再調査の請求については、誤った再調査の請求先を教示した場合の救済措置（法第22条第1項）は設けられていないが、適切に教示がされなかったことにより処分庁以外の行政庁に再調査の請求書が提出された場合には、担当職員は、早急に再調査の請求人に対し、処分庁に再調査の請求書を提出すべきであり、当該行政庁に対する再調査の請求は不適法な再調査の請求として却下されることになる旨を説明することが望ましい。

<法令>◆ 再調査の請求人が、審査請求を希望する場合には、その者の申立てにより、再調査の請求書等の関係書類を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない（法第22条第4項）。

(運用) ◎ 処分時の教示（第6編第1章（166ページ）参照）において、直接審査請求をすることも可能である旨の教示がされなかったことにより、処分庁に再調査の請求がされた場合には、処分庁の担当職員は、直接審査請求をすることも可能である旨を再調査の請求人に説明することが望ましい。

<法令>◆ 再調査の請求をすることができる処分について、誤って再調査の請求をすることがで

きる旨の教示がされなかった場合、審査請求人が再調査の請求を希望する場合には、その者の申立てにより、審査請求書等を処分庁に送付しなければならない（法第55条第1項）。

ただし、審査請求人に対し、弁明書が送付された後においては、この限りでない。

- ◆ これらの場合、審査庁となるべき行政庁又は処分庁に關係書類が送付されたときに、それぞれ、初めから審査請求又は再調査の請求がされたものとみなされる（法第22条第5項・第55条第3項）。

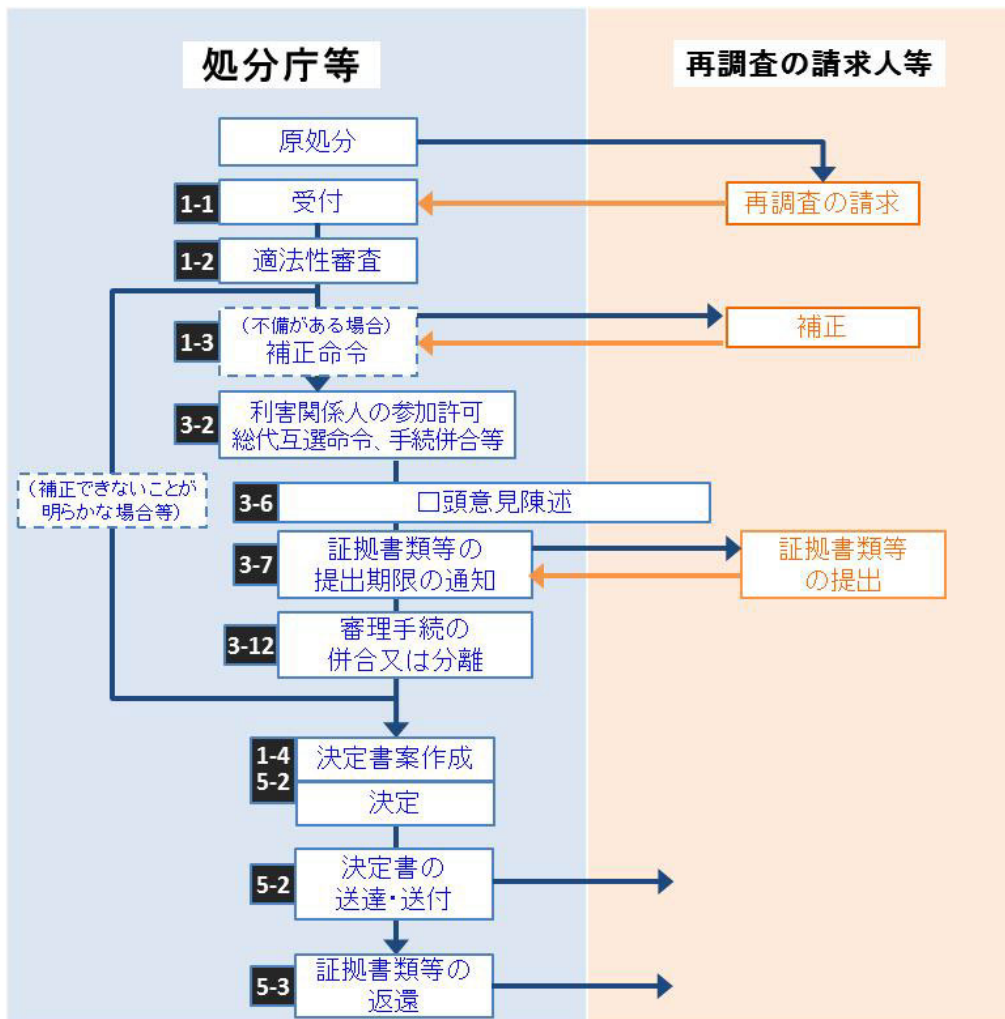
（運用）◎ 審査請求がされた場合について、審査庁の担当職員は、再調査の請求をすることも可能である旨を審査請求人に説明することが望ましい。

（3）その他の再調査の請求手続

再調査の請求書の補正や、審理手続を経ないでする却下、執行停止、審理手続の承継、再調査の請求の取下げなど、その他の再調査の請求手続についても、処分についての審査請求の場合と、原則として同一である（第2編「第1章 審査請求手続」3～7参照）。

なお、再調査の請求については、審理員の指名を要しないことから、執行停止をすべき旨の審理員の意見書の提出の手続はない。

図4 再調査の請求に係る大まかな事務手続の流れ



(注) 各項目の左端の「1-1」等の数字は、第2編「審査請求」において当該項目について説明している章・節を指す（「1-1」の場合、第1章「審査請求手続」の「1 審査請求の受付」）。

2 審理手続

再調査の請求は、審査請求の前段階で、事案・内容等を把握している（できる）処分担当者等が改めて処分を見直すことにより、国民の権利利益の迅速な救済を図る手続である（第1章（136ページ）参照）ことから、審理手続については、審査請求よりも簡略な手続としている。

このため、参考人の陳述及び鑑定の要求や、検証、質問、提出資料等の閲覧等、審理手続の終結、審理員意見書の作成など、審査請求において設けられている審理手続の一部（法第33条～第38条、第40条～第42条）は、簡略な再調査の請求においては、設けられていない。

[解釈] □ 処分庁は、再調査の請求を受けて処分を見直すに当たり、法に基づく手続のほか、処分庁が、物件の提出要求や参考人の陳述及び鑑定、検証、審理関係人への質問に相当する調査が必要と認める場合に、処分庁である行政庁が当該処分の根拠法令等に基づいて有する調査権を活用するなどにより、必要な調査を行うことは妨げられない。

（1）審理手続を行う者

（運用）○ 再調査の請求については、審理手続を行う者について法上特段の規定を置いておらず、処分担当者が手続を行うことも妨げられない。しかしながら、簡易迅速な事案の処理の観点から特段の問題がない場合には、実際の処分担当者ではない者が審理を行うことが考えられる。

（2）口頭意見陳述

再調査の請求では、再調査の請求書を契機として処分庁が処分を改めて見直す手続であることから、処分庁の弁明書や再調査の請求人の反論書、参加人の意見書といった審理関係人の書面による主張の手続は設けていないが、再調査の請求人等の手続保障の観点から、審査請求と同様に、再調査の請求人又は参加人の申立てがあったときは、口頭意見陳述を行わなければならないこととしている（法第61条で準用する法第31条第1項）。

再調査の請求における口頭意見陳述は、再調査の請求人及び参加人を招集して行われ（法第61条で準用する法第31条第2項）、申立人の処分庁に対する質問権は準用されていないが、その他の手続については、基本的に審査請求と同様である（第2編第3章6（64ページ）参照）。

（3）証拠書類等の提出

再調査の請求においては、処分庁からの証拠書類等の提出の手続は設けていないが、再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができ（法第61条で準用する法第32条）、その手続は、審査請求と同様である（第2編第3章7（73ページ）参照）。

（4）審理手続の併合・分離

審理手続の併合又は分離については、審査請求の場合と同様である（第2編第3章12（97ページ）参照）。

（5）3月を経過しても決定に至らない場合の通知

再調査の請求をした場合でも、請求をした日（補正命令があった場合には、当該補正した日）

の翌日から起算して3月を経過しても決定がない場合には、再調査の請求人は、当該決定を経ずに、審査請求をすることができる（法第5条第2項第1号）。

これを実質的に担保する観点から、処分庁は、再調査の請求があった日（補正命令をした場合には、当該補正がされた日。以下同じ。）の翌日から起算して3月を経過しても、当該再調査の請求がなお係属している場合（決定に至っていない場合）には、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない（法第57条）。

なお、再調査の請求人が、当該処分について、決定を経ずに審査請求をした場合には、原則として、再調査の請求は取り下げられたものとみなされる（法第56条）。

ただし、再調査の請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても、当該処分について審査請求がなされない限り、処分庁は再調査の請求に対する決定を行わなければならない。

3 決定

再調査の請求は、以上のように処分庁が簡略な手続で処分を見直す手続であることから、再調査の請求に対する処分庁の最終的な判断は、審査請求や再審査請求における「裁決」ではなく、「決定」とされている。

決定の態様、手続等については、基本的に処分についての審査請求の裁決と同様である（第2編第5章（115ページ）参照）が、簡略な手続であるという制度の趣旨から、次のような点について、処分についての審査請求の裁決と異なる取扱いとしている。

なお、決定の内容及び再調査の請求の処理状況の公表については、法第85条が適用されることとなるため、「第2編第5章4 裁決の内容や不服申立ての処理状況の公表」を参考に公表するよう努める。

（1）決定の時期

審査請求とは異なり、決定の時期については、法上は特段の規定を置いていない。

（運用）◎ ただし、制度の趣旨に照らし、処分庁は、必要な調査を終えたときは、遅滞なく決定をすべきである。

（2）決定の態様等

決定の態様等については、基本的には、審査庁が処分庁である場合の処分についての審査請求の裁決と同様であるが、以下の点で違いがある。

- ① 事情裁決（第2編第5章1（115ページ）参照）に相当する規定を置いていないこと
- ② 申請拒否処分を取り消す場合の申請に対する一定の処分に関する措置（第2編第5章1（116ページ）参照）に相当する規定を置いていないこと

（3）決定書

決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならないこととされている（法第60条第1項）。主文及び理由の記載の程度等については、審査請求における裁決書の記載事項と同様である（第2編第5章2（118ページ）参照）。

また、決定書には、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない（法第60条第2項）〔様式例第79号〕。

[解釈] □ ただし、決定が、処分の全部を取り消し、又は事実上の行為を撤廃する内容である場合には、対象となる処分又は事実上の行為がなくなることから、この教示をする必要はない。

第4編 再審査請求

第1章 再審査請求の概要

1 再審査請求をすることができる場合

再審査請求は、個別法（条例は含まれない。）に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に、することができる（法第6条第1項）。これは、専門技術性を有する第三者機関が審理・裁決を行う場合等、審査請求の裁決を経た後の救済手続を設ける意義が認められるものに限る趣旨である。

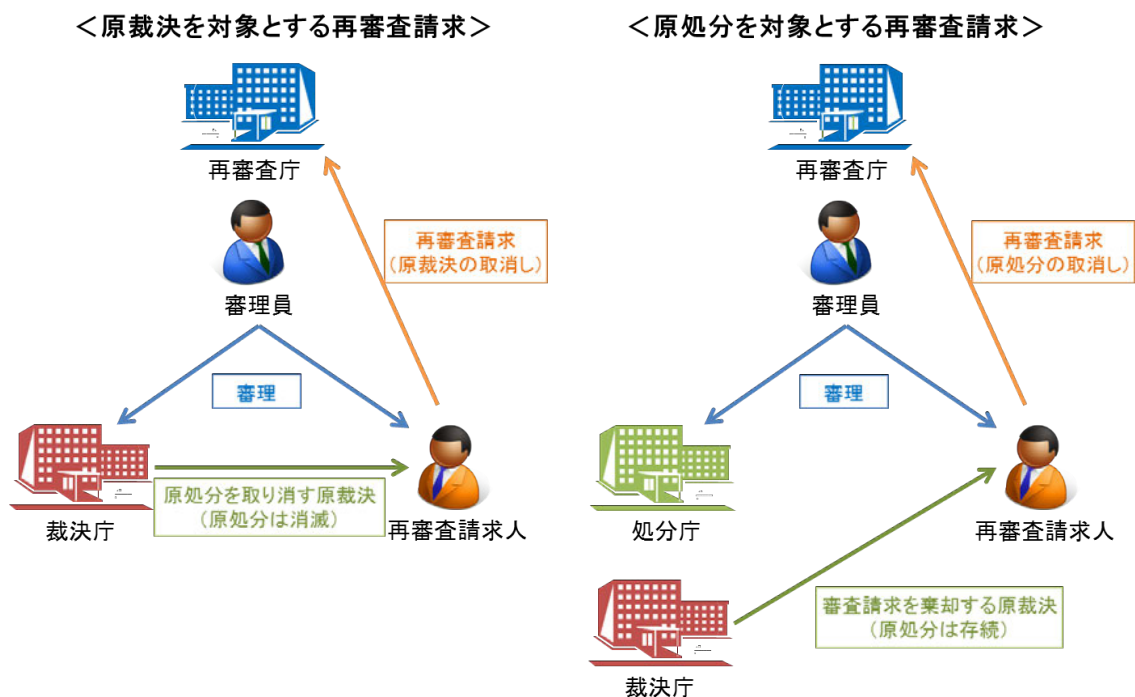
（1）再審査請求をすることができる者

再審査請求は、「処分についての審査請求の裁決に不服がある者」（法第6条第1項）がすることができる。この「不服がある者」とは、審査請求と同様、再審査請求をする法律上の利益がある者を意味するものであり、審査請求の段階における審理関係人以外の者も含まれ得る。

（2）再審査請求の対象

再審査請求は、審査請求の裁決（以下「原裁決」という。）又は当該審査請求に係る処分（以下「原処分」という。）のいずれかを対象として行う（法第6条第2項）。原裁決と原処分のいずれを対象とするかは、再審査請求人の選択に委ねられるが、例えば、審査請求を棄却する裁決（原処分を維持する裁決）を不服とする場合には原処分を対象として再審査請求をすることが合理的であり、原処分を取り消す裁決を不服とする場合には（原処分が取り消され存在しないため）原裁決を対象として再審査請求をすることになる。

図5 再審査請求の構成（例）



(3) 再審査請求先

再審査請求は、再審査請求をすることができる旨を定める個別法に定められた行政庁に対して行う。例えば、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）では地方公務員災害補償基金に置かれる地方公務員災害補償基金審査会が再審査請求先となり（同法第51条第2項）、生活保護法では厚生労働大臣が再審査請求先となる（同法第66条第1項）。

(4) 再審査請求をすることができる期間（再審査請求期間）

再審査請求は、原則として、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に行わなければならない（法第62条第1項）。ただし、審査請求と同様、その期間を経過した場合も、「正当な理由」がある場合には、再審査請求が認められる（同項ただし書）。また、客観的再審査請求期間は、審査請求と同様に、原裁決があった日の翌日から起算して1年以内となっている（同条第2項）。

2 再審査請求の手續に係る部署（職員）

再審査請求の手續には、おおむね次のような部署（職員）が関係することになる（本章1（2）の図5（144ページ）も参照）。なお、再審査請求においては、審査請求の裁決までの段階で行政不服審査会等その他の第三者機関の議を経ていることから、行政不服審査会等への諮問は義務付けられていない。

（1）裁決庁等

原裁決をした行政庁（以下「裁決庁」という。）又は原処分をした行政庁（処分庁）をいう。原裁決を対象とする再審査請求の場合は裁決庁が、原処分を対象とする再審査請求の場合は処分庁が、再審査請求の相手方（訴訟における被告に相当）として、証拠書類の提出などにより、再審査請求の対象とされた原裁決又は原処分（以下「原裁決等」という。）が違法・不当でないことを主張することになる。

実務上は、原裁決又は原処分を担当した部署の職員などが、これらの事務を処理することになる。

（2）再審査庁

再審査請求を受け、それに対する応答として、裁決を行う行政庁である（本章1（3）（145145ページ）参照）。

再審査請求の形式審査、執行停止、審理員の指名、裁決等といった個々の審査請求に係る事務のほか、標準審理期間の設定や審理員候補者名簿の作成、情報提供、処理状況の公表といった事務も処理する。実務上は、再審査請求に対する裁決を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理することとなる。

（3）審理員

再審査請求においても、審理の公正性・透明性を高めるため、再審査請求の審理を行う職員を「審理員」として法律上位置付けており、審理員が、実際の再審査請求の審理に当たって中心的な役割を担う。

法第66条第1項で準用する第9条第1項の規定により再審査庁から指名を受けた再審査庁に所属する職員が、その事務を処理することとなる。

第2章 再審査請求手続

再審査請求の手続については、法第66条第1項により、原則として審査請求の手続を準用していることから、本章では、審査請求における手続との相違点を中心に、解説する。

1 再審査請求の受付

(1) 再審査請求の方式

再審査請求は、個別法に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、再審査請求書を提出してしなければならない(法第66条第1項で準用する法第19条第1項)。その方式・手続等は、基本的に審査請求と同様である(第2編第1章1(6ページ)参照)。

[解釈] □ 再審査請求に必要な事項(法第66条第1項で準用する法第19条第2項、第4項及び第5項第3号)が記載された書面であればよい。

(2) 裁決庁等を経由する審査請求

再審査請求は、原裁決と原処分 of いずれを対象とするかにかかわらず、裁決庁又は処分庁のいずれを経由して行うことも可能であり、この場合における再審査請求期間の計算については、裁決庁等に再審査請求書を提出し、又は必要な事項を陳述した日を、再審査請求をした日として取り扱うことになる(法第66条第1項で準用する法第21条)。

再審査請求書の提出等を受けた裁決庁等の手続は、審査請求と同様である(第2編第1章1(6ページ)参照)。

2 再審査請求の適法性審査（形式審査）

再審査請求の適法性審査（形式審査）についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章2（11ページ）参照）。ただし、詳細については、次のように審査請求とは異なる部分もある。

（1）再審査請求書の記載事項

再審査請求書において記載が必要となる事項は以下の表のとおりである。

表17 再審査請求書の記載事項

| 記載事項 | 根拠条文 |
|---|--------------------------|
| 必ず記載が必要な事項 | |
| ①再審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 | 法第66条第1項で準用する法第19条第2項第1号 |
| ②再審査請求に係る処分の内容 | 法第66条第1項で準用する法第19条第2項第2号 |
| ③原裁判があったことを知った年月日 | 法第66条第1項で準用する法第19条第2項第3号 |
| ④再審査請求の趣旨及び理由 | 法第66条第1項で準用する法第19条第2項第4号 |
| ⑤裁判庁の教示の有無及びその内容 | 法第66条第1項で準用する法第19条第2項第5号 |
| ⑥再審査請求の年月日 | 法第66条第1項で準用する法第19条第2項第6号 |
| 一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項 | |
| ① 再審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって再審査請求をする場合 その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所 | 法第66条第1項で準用する法第19条第4項 |
| ② 再審査請求期間 ^(※) の経過後において審査請求をする場合 その正当な理由 (※) 原裁判があったことを知った日の翌日から起算して1月・原裁判があった日の翌日から起算して1年（法62条1項本文・2項本文） | 法第66条第1項で準用する法第19条第5項第3号 |

（2）再審査請求先の確認

（運用）◎ 再審査請求については、誤った教示をした場合や教示をしなかった場合の救済措置（法第22条・第83条）は設けられていないが、適切に教示がされなかったことにより再審査庁でない行政庁に再審査請求書が提出された場合に

は、担当職員は、早急に再審査請求人に対し、正しい再審査請求先に再審査請求書を提出すべきであり、当該行政庁に対する再審査請求は不適法な再審査請求として却下されることになる旨を説明することが望ましい（なお、正しい再審査請求先が把握できない場合には、裁決庁又は処分庁に対して再審査請求書を提出することができる旨を説明する。）。（その他の事項については、第2編第1章2（11ページ）参照）

3 再審査請求書の補正

再審査請求書の補正については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章3（20ページ）参照）。

4 審理手続を経ないでする却下裁決

審理手続を経ないでする却下裁決についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章4（22ページ）参照）。

〔解釈〕□ 審査請求と同様に、再審査請求ができない処分について、再審査請求を求める書面が届いた場合は、担当職員は当該書面の提出者に対して再審査請求はできない旨を説明した上で、なお提出者が再審査請求を行う意思が明確であれば、当該書面の提出を受け取することを拒むことはできず、裁決で却下することになる。

5 執行停止

執行停止についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章5（24ページ）参照）が、再審査請求は、裁決庁等の上級行政庁や裁決庁等が再審査庁となることを想定した手続ではないため、審査庁が処分庁等の上級行政庁又は処分庁等のいずれでもない場合の執行停止と同様の手続としている。

そのため、再審査庁は、再審査請求人の申立てがある場合に限り、裁決庁等の意見を聴いて、執行停止をすることができ（職権ですることとはできない。）、また、とることができる具体的な措置は、原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止の措置となる（「その他の措置」をとることはできない。）（法第66条第1項で準用する法第25条第3項）。

（運用）○ 「原裁決等」とは、原処分を対象とする再審査請求の場合には原処分、原裁決を対象とする再審査請求の場合には原裁決を意味するが、原裁決について行う執行停止としては、例えば、原裁決が原処分を変更する場合で変更後の処分を前提とする後続の手続の進行により著しい損害が生ずるときに当該手続の続行を停止することや、原裁決が原処分を取り消す内容である場合で原処分の取消しにより著しい損害が生ずるときに原裁決の効力を停止することが考えられる。

6 審理手続の承継

審理手続の承継についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章6（28ページ）参照）。

7 再審査請求の取下げ

再審査請求の取下げについても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第1章7（31ページ）参照）。

第3章 審理員の指名

法は、再審査請求についても、審理の公正性・透明性を高めるため、原裁決等に関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うこととしている。

審理員の指名等の手続については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第2章（33ページ）参照）。ただし、詳細については、次のように審査請求とは異なる部分もある。

（1）指名をした旨の通知

再審査庁は、審理員を指名した場合は、その旨を再審査請求人及び裁決庁等に通知する（法第66条第1項で準用する法第9条第1項）。

[解釈] □ 「裁決庁等」とは、再審査請求の対象が原裁決である場合には裁決庁、対象が原処分である場合には処分庁を意味するものであり、例えば、原処分を対象とする再審査請求の場合に、裁決庁にも通知することは義務付けられていない。

（2）審理員の除斥事由

再審査庁は、法第66条第1項で準用する法第9条第2項各号に定める除斥事由に該当しない者を指名する必要がある。除斥事由の内容は、基本的に審査請求の場合と同様であるが（第2編第2章2（33ページ）参照）、処分に関与しない者（法第9条第2項第1号）については、「原裁決に係る審査請求に係る処分、当該処分に係る再調査の請求についての決定又は原裁決に関与した者」（法第66条第1項で準用する法第9条第2項第1号）であり、再審査請求の対象が原裁決と原処分のいずれであるかにかかわらず、原裁決又は原処分のいずれかに関与した者は、審理員に指名することはできない。

[解釈] □ 「原裁決に関与した者」とは、例えば、審理員やその補助者として審査請求の審理手続に関わった者、行政不服審査会等において当該事案に係る調査審議に関わった委員や事務局の職員、審査庁において原裁決の起案・決裁に関わった者などが該当する。

第4章 審理手続

再審査請求の審理手続についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編「第3章 審理手続」参照）。ただし、詳細については、次のように審査請求とは異なる部分もある。

1 再審査請求書の送付及び裁決書の送付

(1) 再審査請求書の送付

審理員は、再審査庁から審理員として指名されたときは、直ちに、裁決庁等に再審査請求書を送付しなければならない（法第66条第1項で準用する法第29条第1項）。この再審査請求書の送付は、再審査請求の対象が原裁決である場合には裁決庁、対象が原処分である場合には処分庁に対して行う。

(2) 裁決書の送付

再審査請求については、裁決庁等からの弁明書の提出及び再審査請求人からの反論書の提出の手続は設けておらず、これに相当するものとして、原裁決に係る裁決書の提出の手続を設けている（法第63条）。

このため、審理員（再審査庁が法第66条第1項で準用する法第9条第1項各号に掲げる機関である場合は、当該再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。））は、原裁決をした行政庁に対して、原裁決に係る裁決書の送付を求める（法第63条）。

（運用）◎ 裁決書の送付を求める時期については、法令上特に規定はないが、裁決庁等への再審査請求書の送付と並行して行うことが望ましく、再審査請求の対象が原裁決である場合には、裁決庁に再審査請求書を送付するのに併せて、原裁決に係る裁決書の送付を求めることが効率的であると考えられる。

◎ 裁決庁等からの裁決書の提出については、法上、提出すべき相当の期間を定めることとはしていないが、これは弁明書のように新たに作成するものではなく、提出に一定の期間を要するものではないためであり、提出を求められた裁決庁は、直ちに裁決書を送付する必要がある。

◎ 提出された裁決書については、法上、審理関係人（再審査請求人、参加人及び裁決庁等）への送付の手続は設けられていないが、再審査請求人又は参加人が、審査請求において審査請求人又は参加人のいずれでもなかった場合には、審査請求の裁決の際に裁決書の送付を受けていないことから、審理員は、提出された裁決書の写しを送付することが望ましい。

2 意見書

再審査請求においても、参加人は、再審査請求に係る事件に関する意見書を提出することができ、審理員は、意見書を提出すべき相当の期間を定めることができる（法第66条第1項で準用する法第30条第2項）。これは、審査請求には参加していなかった利害関係人が再審査請求に参加する場合を考慮し、その書面による主張の手続を整備したものである。

審理員は、意見書が提出されたときは再審査請求人及び裁決庁等に、それぞれ送付しなければならない

らない（法第66条第1項で準用する法第30条第3項）。送付は、提出後速やかに行う。

（運用）◎ 審理員は、審理の遅滞を防ぐ観点から、提出期限を定めて意見書の提出を参加人に促すことが望ましく（第2編第3章4（56ページ）参照）、具体的には、裁決書の送付を求めるのに並行して、参加人に意見書を提出すべき相当の期間を通知することが効率的であると考えられる。

○ 当該期間内に意見書が提出されない場合であって、審理に当たって参加人の主張を把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、当該期間内に意見書が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨（法第66条第1項で準用する法第41条第2項）を記載した書面〔様式例29〕により、意見書の提出を促すことが考えられる。

◎ 意見書において、再審査請求の結論に影響を与え得る新たな主張や事実が提示された場合は、審理関係人への質問（法第66条第1項で準用する法第36条）等により、適宜他の審理関係人の反論の機会を付与する必要がある。

3 争点の整理等

争点の整理等については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章5（59ページ）参照）。

4 口頭意見陳述

口頭意見陳述については、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章6（64ページ）参照）。

〔解釈〕□ 再審査請求が原裁決を対象とする場合には、口頭意見陳述に出席し、また、申立人が質問を発することができるのは、処分庁ではなく裁決庁となる。

5 証拠書類等の提出

証拠書類等の提出についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章7（73ページ）参照）。

（運用）◎ 再審査請求においては、弁明書や反論書の提出手続がないが、審理の迅速性を確保するため、裁決書の送付を求めるのに並行して、審理関係人に証拠書類等を提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて通知し、その提出を促すことが効率的であると考えられる（本章2（152ページ）も参照）。再審査請求が原裁決を対象とする場合には、裁決庁に対しては、再審査請求書の送付（本章1（1）（152ページ）参照）の際に通知することも可能である。

6 書類その他の物件の提出要求

物件の提出要求についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章8（77ページ）参照）。

（運用）○ 審査請求の審理段階で、事件記録（第2編第3章15（103ページ）参照）が審査庁に提出されていることから、審理員は、審理の迅速性を確保するため、全ての物件について改めて所持人に提出を求めるのではなく、事件記録に含まれている物件について

ては、裁決庁に事件記録の必要部分の写しの提出を求めることが効率的であると考えられる。

7 その他の審理手続

参考人の陳述及び鑑定の要求や、検証、質問、提出資料等の閲覧等、審理手続の併合又は分離については、基本的に審査請求の場合と同様である（第2編第3章9～13（81～100ページ）参照）。

8 審理手続の終結

審理手続の終結についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章14（101ページ）参照）が、弁明書及び反論書が提出されない場合の審理手続の終結（法第41条第2項第1号イ・ロ）は適用されないこと、また、行政不服審査会等への諮問に係る申出の手続がない点で、審査請求と異なる。

9 審理員意見書

審理員意見書の提出についても、基本的には審査請求の場合と同様である（第2編第3章15（103ページ）参照）。また、事件記録の具体的内容は次のとおりであり、審理手続の違い（本章1（2）（152154ページ）参照）から、審査請求において事件記録とされている弁明書（その添付書類を含む。）及び反論書が含まれず、裁決庁から提出される原裁決に係る裁決書が含まれる点で、審査請求と異なる。

表18 再審査請求手続における事件記録

| 事件記録 | 左の記録に係る審理手続等の根拠条文 |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 法第66条第1項で準用する法第41条第3項に規定されているもの | |
| ・再審査請求書 | 法第66条第1項で準用する法第19条 |
| ・原裁決に係る裁決書 | 法第63条 |
| 事件記録として政令で定めるもの | |
| ○ 再審査請求録取書 （法第66条第1項で準用する法第20条） | 令第19条で準用する令第15条第1項第1号 |
| ○ 意見書（法第66条第1項で準用する法第30条第2項） | 令第19条で準用する令第15条第1項第4号 |
| ○ 次の手続の記録 | 令第19条で準用する令第15条第1項第5号 |
| ・ 口頭意見陳述（法第66条第1項で準用する法第31条） | |
| ・ 参考人の陳述又は鑑定 （法第66条第1項で準用する法第34条） | |
| ・ 検証（法第66条第1項で準用する法第35条） | |
| ・ 審理関係人への質問 | |

| | |
|--|---------------------------|
| (法第66条第1項で準用する法第36条) | |
| ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取 (法第66条第1項で準用する法第37条) | |
| ○ 審理関係人から提出された証拠書類若しくは 証拠物又は書類その他の物件 (法第66条第1項で準用する法第32条第1項・ 第2項) | 令第19条で準用する令第15条第1項第6 号 |
| ○ 物件の提出要求(法第66条第1項で準用する 法第33条)に応じて提出された書類その他の物 件 | 令第19条で準用する令第15条第1項第7 号 |

(注) 令第19条では、令第15条第1項第2号・第3号の規定は準用されていない。

第5章 裁決

裁決の態様、手続等については、基本的に処分についての審査請求の裁決と同様である（第2編第5章（115ページ）参照）。

ただし、具体的には、次のような点で、処分についての審査請求の裁決と違いがある。

なお、裁決の内容及び再審査請求の処理状況の公表については、法第85条が適用されることとなるため、「第2編第5章4 裁決の内容及び不服申立ての処理状況の公表」を参考に公表するよう努める。

（1）裁決の時期

再審査庁は、審理員意見書が提出されたとき（委員会等である再審査庁にあっては、審理手続を終結したとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない（法第66条第1項で準用する法第44条）。なお、再審査請求においては、審査請求の裁決までの段階で行政不服審査会等その他の第三者機関の議を経ていることから、行政不服審査会等への諮問は義務付けられていない。

（2）裁決の態様等

再審査請求は、裁決庁等の上級行政庁や裁決庁等が再審査庁となることを想定した手続ではないため、審査庁が処分庁等の上級行政庁又は処分庁等のいずれでもない場合の裁決と同様の手続となっている。そのため、再審査請求を認容する場合は、原裁決等の全部又は一部を取り消す（事実上の行為の場合は、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる）にとどまり、原裁決等の変更や、申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる措置は認められていない（法第65条）。

再審査請求が理由があるか否かは、再審査請求の対象となった原処分又は原裁決が違法又は不当であるかに照らして判断される。ただし、審査請求を却下し、又は棄却した原裁決の取消しを求める再審査請求において、原処分が違法又は不当のいずれでもない場合は、原裁決が手続上の瑕疵等により違法又は不当であったとしても、これを取り消して再び審査請求をやり直す実益がない（当該審査請求を棄却するという結論は変わらないため）ことから、当該再審査請求を棄却する（法第64条第3項）。この場合には、裁決の理由として、原裁決が違法又は不当であるが、原処分が違法又は不当のいずれでもない旨が記載される必要がある。

（3）裁決書

裁決書には、審理員の指名を要しない場合（再審査庁が委員会等である再審査庁である場合）を除き、審理員意見書を添付する（法第66条第1項で準用する法第50条第2項）。

また、裁決書の送付は、再審査請求の対象が原処分と原裁決のいずれであるかにかかわらず、処分庁及び裁決庁の両者に対して行う必要がある（法第66条第1項で準用する法第51条第4項）。

（運用）◎ 更なる不服申立ての教示については、法に規定はないが、個別法により再審査請求の後の更なる不服申立手続が設けられている場合には、法第50条第3項に準じて、不服申立先等の事項を教示することが望ましい。

第5編 その他

第1章 各機関が個別案件の処理とは別に措置する事項

1 標準審理期間の設定

(1) 趣旨

審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、行政手続法第6条に規定する標準処理期間と同様に、審査庁となるべき行政庁は、審理期間の目安として、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、標準審理期間を定めたときは、これを公にしなければならないこととしている（法第16条）。

これは、再調査の請求及び再審査請求についても同様とされている（法第61条又は法第66条第1項で準用する法第16条）。

[解釈] □ 標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、その期間内に裁決をしなければならない義務を審査庁に課すものではない。したがって、その期間の経過をもって直ちに違法な不作為や裁決の事務上の瑕疵に当たることにはなるものではない。

□ 法令等により当該審査請求に対する裁決をすべき期間が定められている場合についても、審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、審理期間の目安を示すという標準審理期間の趣旨^(※)に鑑み、審査請求の処理実績等を踏まえ、標準審理期間として適切な期間を設定するよう努める必要がある（なお、裁決をすべき期間と同期間を標準審理期間として設定することは妨げられない。）。

(※) 裁決をすべき期間とは異なり、法令上その期間内に裁決をすべきことを審査庁に求めるものではない。

(運用) ◎ これまでに実績が積み重ねられている定型的な事件や審査請求が反復継続的になされる事件等については、法の趣旨を踏まえ、以下を参考に標準審理期間の設定を特に積極的に行うことが望ましい。

(2) 設定方法

ア 対象となる期間

[解釈] □ 「審査請求がその事務所に到達」した時とは、審査請求が審査庁となる行政庁の事務所（文書受付業務を担当する部局）に物理的に到着し、了知可能な状態に置かれる時点をいい、処分庁等を経由して審査請求がされる場合の経由に要する期間は含まれない。

□ 「通常要すべき標準的な期間」とは、当該審査請求の態様が通常であり、かつ、審査庁側の審理体制も通常であることを前提として、審査請求に応答するために必要となる期間としてふさわしい合理的な範囲内にある期間を意味するものである。

(※) 例えば、法43条の規定により行政不服審査会等への諮問を行う場合における諮問から答申を得るまでに要する期間も含まれるが、不適法な審査請求について審査請求書の補正に要する期間は含まれない。

イ 設定に当たっての留意点

(運用) ◎ 標準審理期間は、日、月等をもって、具体的な期間として定めることが望ましいが、そのような設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定めることのほか、当該審査請求の性質に応じ、例えば次のような工夫を行うことにより、可能な限り審査請求の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努める。

(例)

- ・ 審査請求の対象となる処分等の類型によって審理期間が異なる場合には、審査請求を類型化し、それぞれの類型ごとに標準審理期間を定める。
 - ・ 審査請求の内容によって審理期間に相当のバラつきがあっても、審査請求の過半が一定の期間内に裁決されるものである場合には、その期間を標準審理期間として定める。
 - ・ 口頭意見陳述を実施するか否かなど、審理関係人の審理手続の申立ての有無等の事情によって審理に要する期間が変動する場合には、当該事情により変動する期間があることを特記した上で、当該期間を除いた裁決までに要する期間を定める。
- ◎ 標準審理期間のうち、行政不服審査会等への諮問から答申までに要する期間については、行政不服審査会等においてその標準的な期間を示すことにより、審査庁となるべき行政庁が当該期間を含めて標準審理期間を設定することができるようにすることが求められる。ただし、その場合であっても、審査請求の全部が認容される場合や審査請求人が希望しない場合など、行政不服審査会等への諮問が不要となる場合もあることから、諮問を行う場合と行わない場合に分けて定めることが望ましい（なお、答申までに要する期間が変動する等により当該期間を含めて定めることが困難な場合には、諮問により変動することを特記した上で、答申までに要する期間を除いた裁決までに要する期間を定めることも考えられる。）。
- 不作為についての審査請求についても、申請を認容するか否かを審理の大きな柱とするものとなり、その審理手続は、申請拒否処分についての審査請求と同様となると考えられることから、申請拒否処分についての審査請求に係る標準処理期間を不作為についての審査請求にも共通するものとして位置付けることも可能である。
- ◎ 審査庁となるべき行政庁及び行政不服審査会等は、審査請求の処理実績を踏まえ、適宜、標準審理期間の設定を見直す必要がある。

ウ 設定例

※なお、標準審理期間の具体的な期間については、各審査庁における過去の処理期間や処理体制を踏まえて設定する。

例1) 審査請求の年月日から起算して○か月以内

例2) 行政不服審査会へ諮問する場合 ○か月 行政不服審査会へ諮問しない場合 ○か月

例3) 一般的な審査請求 ○か月 情報公開条例に基づく処分に係る審査請求 ○か月

例4) 審査庁が長の場合 ○か月から○か月程度

審査庁が行政委員会等の場合 ○か月から○か月程度

審査庁が教育長・議会・議長の場合、○か月から○か月程度

例5) 審査請求があった日から○か月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- ①審査請求人に審査請求書の補正を求めるために要する期間
- ②審査請求人が提出する反論書又は参加人が提出する意見書に係る審理手続に要する期間
- ③審査請求人又は参加人の申立てによる口頭意見陳述に係る審理手続に要する期間
- ④審理員が物件を求めるために要する期間
- ⑤行政不服審査会への諮問から答申までに要する期間

例6) ○○市長が審査庁となる審査請求に係る標準審理期間は、○か月とする。

備考1 この標準審理期間には、審査請求書の不備を補正するための期間を含まない。

- 2 弁明書、反論書等の提出が遅れる場合、口頭意見陳述の申立てがあった場合、審査請求の内容が複雑で審理に時間を要する場合等には、審査請求の審理に要する期間が変動することがある。
- 3 この標準審理期間は、○○市情報公開条例に基づく処分及び不作為に係る審査請求には、適用しない。
- 4 この標準審理期間は、裁決をしようとするときに法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に法第9条第1項第3号に掲げる機関又は地方公共団体の議会の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする審査請求には、適用しない。

(3) 標準審理期間を公にする方法

[解釈] □ 「公にする」とは、審査請求人に対して秘密にしないという趣旨であり、その具体的な方法については、審査庁となるべき行政庁の判断に委ねられる。

□ 法定受託事務などで、処分庁等とは異なる大臣、都道府県知事等が審査庁となるべき行政庁となる場合もあるが、この場合においても、標準処理期間を公にする具体的な方法は、基本的に、当該行政庁の判断に委ねられることとなる（なお、処分庁等の判断により、その事務所への備付けや当該行政庁のウェブサイトへの掲載等を行うことが一律に妨げられるものではない。）。

(運用) ◎ 「目安」を定める趣旨に照らし、行政庁のウェブサイトに掲載するなどにより、審査請求をしようとする者が広く知り得るような措置を講ずることが望ましい。

2 審理員候補者名簿の作成

(1) 趣旨

審理員として指名される職員をあらかじめ公にしておくことにより、その指名手続の公正性及び透明性をより徹底する観点から、審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿（審理員候補者名簿）を作成するよう努めるとともに、審理員候補者名簿を作成したときは、これを公にしなければならないこととしている（法第17条）。

これは、再審査請求についても同様とされている（法第66条第1項で準用する法第17条）。

(2) 作成方法

審理員となることが想定される者については、第2編第2章2（33ページ）を参照のこと。

名簿の具体的な記載方法は、各行政庁の判断に委ねられる。

[解釈] □ 必ずしも審理員となるべき者の氏名を具体的に特定して記載しなければならないものではない。例えば、審理員の指名について、審査請求に係る処分等の類型ごとに、どの部局課に所属するどの役職にある者を審理員として指名するかを決定する方法を採る場合には、審査請求に係る処分等の類型ごとに「〇〇部△△課長にある職員」という形で名簿に記載することが考えられる。

□ 条例、規則等において、特定の職にある者を審理員に指名する旨を定めた場合には、当該条例、規則等における当該定めは審理員候補者名簿に該当すると考えられるが、例えば「関係する他の職を占める者」というように、具体的な職が特定されない場合には、審理員候補者名簿には該当しない。

図6 審理員となるべき者の名簿（例）

| 処分等の分類 | 所属部局 | 審理員となるべき者 | 備考 |
|------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------|
| 〇〇省の行う処分全般 (以下に掲げる処分等を除く) | 大臣官房 | 〇〇課長にある職員 | |
| | | 〇〇課企画官 ○山○男 | |
| | | 〇〇課企画官 ○川○子 | |
| | | ◎◎課長にある職員 | |
| | | ◎◎課企画官(●●担当)にある職員 | |
| | | ◎◎課課長補佐(●●担当)にある職員 | |
| | | ☆☆官にある職員 | 全員(3名)が対象 |
| △△に関する処分 | △△局 | △△課長にある職員 | |
| | | ▲▲課長 ○原○子 | |
| □□に関する処分又はその不作為 | 政策統括官 (□□担当) | □□企画管理官付(●●担当)にある職員 □□審理官にある職員 | |
| ～ | ～ | ～ | ～ |

(3) 名簿を公にする方法

標準審理期間を公にする方法と同様である（本章1（3）（159ページ）参照）。

[解釈] □ 条例、規則等において、特定の職にある者を審理員に指名する旨を定めた場合には、当該条例等の公布等をもって、名簿を公にしたこととなる。

第2章 不服申立てをしようとする者等に対する情報提供

(1) 趣旨

法では、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の便宜を図る観点から、不服申立てに対して裁決その他の処分（以下「裁決等」という。）を行う権限を有する行政庁は、これらの者の求めに応じ、個々の不服申立てが円滑にされるために必要な情報の提供に努めなければならないこととしている（法第84条）。

（運用）◎ 法第84条の規定によらず、当然に、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めがなくとも、案内を行うことが適当と考えられる情報（処理状況等）については、積極的な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 提供する情報

（運用）○ 提供する情報については、不服申立てをしようとする者等の求めの内容等を踏まえ、各行政庁において判断されることになるが、想定されるものとしては、以下の事項に係る情報が挙げられる。

ア 不服申立てをしようとする者に対し提供することが想定される情報の例

- ・ 不服申立書の記載の程度・目安
- ・ 当該不服申立てにおける標準審理期間
- ・ 当該不服申立てにおける審理手続の基本的な流れ
（反論書・証拠書類等の提出、口頭意見陳述・参考人の陳述・鑑定・検証・審理関係人への質問・物件の閲覧等ができる旨、第三者機関への諮問、裁決）
- ・ 執行停止や口頭意見陳述の申立ての具体的手続・方式

イ 不服申立てをした者に対し提供することが想定される情報の例

- ・ 反論書や証拠書類等の提出の具体的手続
- ・ 参考人の陳述、鑑定、検証等の申立ての具体的手続・方式
- ・ 提出書類等の閲覧等の求めの具体的手続・方式
- ・ 不服申立ての取下げの具体的手続・方式
- ・ 審理員（審査庁）における個々の審査請求事件に係る処理状況
- ・ 審理手続終結時期の見通し、裁決の時期の見通し

(3) 提供の方法

（運用）◎ この情報の提供の求めは、審査請求をしようとする者が電話で手続等の概要について情報提供を求める、行政庁の事務所に来所して受付担当職員に審査請求書の記載方法について助言を求める、審理員に対して審理手続の申立ての方式について問い合わせるなど、様々な状況でなされることが想定されことから、個々の求めの状況等に応じ、適切に判断することとなる。

◎ 提供に当たっては、単に求められた情報のみを提供するにとどまらず、関連するそ

の他の情報を併せて提供するなど、不服申立てをしようとする者等の便宜を考慮して、丁寧な対応をとることが望ましい。

第3章 大量の申立てを受けた場合の対応

(1) 趣旨

同一人から、大量に不服申立て又は同一の争点に関して繰り返し不服申立てが行われる場合、複数人から、同時期に基準の改定などに伴う争点が共通する大量の請求が行われる場合がある。

(運用) ○ このような場合には、効率的な業務運営等の観点から、例えば(2)のような対応をとることが考えられる。

(2) 対応例

ア 法第11条に基づく総代の互選 (第2編第3章2 (45ページ) 参照)

(適用が考えられる例)

- ・一つの処分に対して、多数人(4人以上)から、共同して審査請求が行われた場合

イ 法第24条に基づく審理手続を経ない却下裁決 (第2編第1章4 (22ページ) 参照)

(適用が考えられる例)

- ・明らかに処分性が認められないものに対して請求が行われた場合
 - ・相当の期間が経過していない場合に不作為に対して請求が行われた場合
 - ・同一人から、大量の不服申立てが行われ、審査庁の業務妨害を意図していることが明らか
な場合や、同一の争点に関して繰り返し請求が行われ、不服申立ての利益を有しない場合
- ※却下とすることは、不服申立ての権利を制限することになるため、個別の事案ごとに慎重に判断する必要がある。

ウ 法第39条に基づく審理手続の併合 (第2編第3章12 (97ページ) 参照)

(適用が考えられる例)

- ・同一人から、大量に不服申立てがあった場合
- ・複数人から、基準の改定などに伴う争点が共通する大量の請求が、同時期に行われた場合

エ 法第43条第1項第5号に基づく行政不服審査会等への諮問の省略 (第2編第4章表12 (107ページ) 参照)

(適用が考えられる例)

- ・同一趣旨の審査請求であって、審査会において、先例となる答申が存在し、諮問しても先例の答申と同様の結論となると見込まれることが明らかである場合

オ その他

- ・行政不服審査会等への諮問を一括して行い、行政不服審査会等における調査審議も一括して実施する。
- ・各審査請求の中で共通する争点を抜き出して審理し、個別の審理員意見書の作成時に審理内容を反映する。

第4章 審査請求の処理体制等

(1) 審査庁の体制

法は、従来からの不服申立制度の簡易迅速性を生かしつつ、審理手続や裁決の公正性等をより高めることで、不服申立人の手続保障を高めることをその目的としている。

具体的には、審理の公正性・透明性を高めるため、法上、裁決を行う権限と審理手続を行う権限とを区分し、審理手続については、審査庁に所属する職員のうち、処分等に関与していないなどの要件（除斥事由）を満たす者から指名された審理員が審査庁から一定の独立性をもって自らの名で行うこととし、また、裁決に際しては、その客観性・公正性を高めるため、審査庁は、一定の場合を除き、行政不服審査会等に諮問しなければならないとしている。法では、処分庁等、審査庁、審理員及び行政不服審査会等が行う手続や権限等についてそれぞれ規定しており、これらがそれぞれの役割を適切に果たすことにより、審理の公正性・透明性や裁決の客観性・公正性を確保することを企図している。

審査請求等に係る事務処理体制は、各行政機関の組織体制等により事情が異なることから、前述の法の趣旨に照らし、各行政機関における組織体制等の実情や、審理における迅速性・専門性の確保の観点も踏まえて、それぞれの審査庁において適切に判断することとなる。

例えば、行政機関の実情等により、審査庁業務（行政不服審査会等への諮問、裁決の起案等）を担う部署の職員が審理員となる場合や、審査庁業務を担う部署が第三者機関の事務局業務を担う場合も想定されるが、このような場合においても、法の趣旨に鑑み、審理員が行う審理手続や第三者機関における調査審議・答申、審査庁が行う裁決の公正性等の確保について、各行政機関の組織体制等の実情に応じ、適切な配慮がなされることが望まれる。

また、審理手続の進行の促進の観点からは、特に、審査庁の事務が府省等内の複数の部局に分かれている府省等については、大臣官房等の幹部職員が責任をもって審査事務を管理し、適正な遂行を図るよう、法の適正な運用を確保する体制を整備されることが望ましい。

(2) 行政不服審査会等の事務の委託等

審査庁が地方公共団体の場合、審査事務の頻度や専門性に鑑み、単独で審査会等の体制を整えるより、審査会事務等を複数の地方公共団体で共同処理する方が効率的な場合や、審理員事務を委託することで専門性を補える場合もあり、実際に地方公共団体によっては、以下のような事例もあると承知している。

総務省行政管理局から別途送付している「第三者機関の設置・運営に係るQ&A集」も参考に、地方公共団体の事情に応じ、体制整備を行うことが望まれる。

(例)

- ・ 県が設置する行政不服審査会等が、県内全ての町村と一部の事務組合から審査会事務を受託。
- ・ 審査会事務について、県・市町村・事務組合・広域連合などで、審査会を共同設置。
※一部の政令市などは、円滑な運営の観点から独自で設置。
- ・ 行政不服審査会等の委員について、選任に当たり、一部を公募制。
- ・ 審理員について、組織外の弁護士を会計年度任用職員として任用。

(処分庁編)

第6編 処分庁の対応

処分庁は、不服申立てができる処分をする場合には、不服申立てができる旨等を教示しなければならない。また、処分庁が行った処分又は不作為に対し、審査請求が行われた場合には、審理員から弁明書の提出や口頭意見陳述への出席等が求められ、処分庁は審理において、相互に協力し、計画的な遂行を図らなければならない。

第1章 処分時の教示等

(1) 趣旨

法では、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済が図られるよう、処分について不服申立てによる救済を受けることができる旨を教示する教示の制度を設けている（法82条）。

この教示の制度は、行政不服審査法に基づく審査請求又は再調査の請求をすることができる処分に限らず、他の法令に基づく独自の不服申立て（例：鉱業法（昭和25年法律第289号）等に基づく公害等調整委員会に対する裁定の申請）をすることができる処分についても、対象となる。

(2) 処分の相手方への教示

ア 教示をしなければいけない場合

＜法令＞◆ 「審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分」を書面で行う場合（オンラインで行う場合を含む。）には、処分をする行政庁は、処分の相手方に対して、不服申立てについての教示をしなければならない。

法82条1項

[解釈] □ 申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。

(運用) ○ 口頭で処分を行う場合（事実上の行為を行う場合を含む。）には、法律上教示は義務付けられていないが、不服申立ての便宜を考慮し、状況に応じて、口頭で教示するなど、適切な対応がとられることが望ましい。

イ 教示する事項

＜法令＞◆ 教示しなければならない事項は、次のとおりである。

① 当該処分につき不服申立てをすることができる旨

[解釈] □ 法律上は、不服申立ての種類についての明文の規定はないが、その後の手続を円滑に進める観点から、不服申立ての種類（名称）を教示すべきである。

法82条1項、様式例第80号

② 不服申立てをすべき行政庁

[解釈] □ 不服申立先となる行政庁の名称を具体的に示さなければならない。

③ 不服申立てをすることができる期間

[解釈] □ 不服申立てをすることができる期間を具体的に教示する。

(運用) ◎ 客観的審査請求期間（法第18条第2項）や「正当な理由」（同条第1項ただし書、同条第2項ただし書）は、主観的審査請求期間（同条第1項本文）が遵守されれば問題とならないが、これらも併せて教示することが望ましい。

◎ 個々の処分によっては、事案に応じて、国民の権利利益の保護の観点から、法第25条に基づき、処分に対して執行停止の申立てができることを教示することが望ましい。

ウ 教示の方式

<法令>◆ 教示は、処分をする際に、書面でしなければならない。

法82条1項

[解釈] □ 一般には、処分の相手方に交付する当該処分の決定書（通知書）に、教示が必要な事項（上記イ①～③）を付記することが考えられるが、当該事項の記載を失念した場合は、処分庁は、速やかに当該事項を記載した書面を交付してこれを追完する必要がある。

□ 教示がされなかった場合には、不服申立人は、処分庁に不服申立書を提出することにより、適法に不服申立てを提起することができる（第2編第1章2（11ページ）参照）。この場合、不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様である。

法83条1項

法83条3項

(3) 利害関係人への教示

ア 教示をしなければいけない場合

<法令>◆ 行政庁は、利害関係人から教示を求められた場合には、不服申立てについての教示をしなければならない。

法82条2項

[解釈] □ 処分の相手方以外の利害関係人には、上記（1）の教示はなされないが、処分庁に対して教示を求めることができる。「利害関係人」とは、当該処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう（法第13条第1項。第2編第3章2（2）（47ページ）参照）。口頭による処分などで、処分の際に教示がなかった場合には、処分の相手方も含まれる。

イ 教示する事項

<法令>◆ 教示しなければならない事項は、次のとおりである（法第82条第2項）。

法82条2項

- ① 当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか

[解釈] □ 「当該処分」とは、あらゆる処分を対象とするものであり、不服申立てができる処分であるか否かは問わず、処分が書面でされるか口頭でされるかも問わない。非継続的な事実上の行為も含まれる。

- ② 不服申立てをすべき行政庁（当該処分が不服申立てをすることができるものである場合）

- ③ 不服申立てをすることができる期間（当該処分が不服申立てをすることができるものである場合）

ウ 教示の方式

<法令>◆ 教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、その教示は書面で行われなければならない。

法82条3項

[解釈] □ 利害関係人から教示を求められた場合、教示を求められる処分やその状況は様々であることから、書面で行うことは義務付けられておらず、口頭で行うことも可能である。

(運用) ◎ 行政庁は、教示の求めを受けたときは、速やかに教示すべきである。

第2章 審査請求書の提出を受けた場合等の処分庁の対応

<法令>◆ 審査請求書は、基本的に審査庁に対して提出されるものであるが、審査庁と処分庁が異なる場合には、処分庁を経由して審査請求を行うことも可能である（第2編第1章1（7ページ）参照）。

法21条

- ◆ 処分庁は、審査請求書を受け付けた場合には、審査請求書の提出等があった年月日の記録とともに、直ちに審査請求書又は審査請求録取書を審査庁に送付しなければならない（第2編第1章2（19ページ）参照）。

- ◆ 処分庁等を経由して審査請求がされた場合には、処分庁等に審査請求書を提出したときに、処分についての審査請求があったものとみなされる。

法22条

- ◆ なお、処分庁が誤った教示をした場合に、国民が不測の損害を受けることは適当でないことから、救済措置を規定しており、処分庁は、速やかに審査庁への送付等を行う必要がある（第2編第1章1・2、第3編第2章1（138ページ）参照）。

(運用) ◎ 処分庁等が審査請求書の提出等を受けたときは、処分庁等は、審査請求書の提出等があった年月日の記録を行い、審査請求先となる行政庁に審査請求書を送付する際に、当該年月日を併せて通知する必要がある。

第3章 審理手続

(1) 趣旨

処分庁が行った処分又は不作為に対し、審査請求が行われた場合には、審理員から弁明書の提出や口頭意見陳述への出席等が求められる。審理員及び審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁（不作為庁））は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力し、審理手続の計画的な遂行を図らなければならないこととされており（法第28条）、当事者である処分庁は、誠実に対応する必要がある。

(2) 弁明書及び証拠書類等の提出

- ＜法令＞◆ 処分庁が行った処分に対して、審査請求が行われた場合には、審理員から、審査請求書が送付されるとともに、弁明書の提出を求められるため、弁明書を作成の上、提出する。 法21条
- ◆ 法令に基づく、弁明書の提出通数、添付書類、記載内容については、第2編第3章3（51ページ）、及び様式例28-2を参照の上、作成する。 様式例第28-2号
- （運用）◎ 弁明書を提出しない場合、審理員の判断により、審理手続を終結することも可能であることに留意する。 法41条2項1号イ
- ◎ 処分庁は、審理員に対し、審査請求に係る処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができるため、審理の迅速性の観点から、弁明書の提出の際に、併せて提出することが望ましい。 法32条第2項
- ◎ 弁明書の別添として添付された書類（法第29条第4項各号に掲げる書面を除く。）については、法第29条第5項の規定により、審理員から、審査請求人又は参加人に送付されることとなるが、法第32条第2項の物件として提出された場合（法第29条第4項各号に掲げる書面を含む。）には、法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについて、あらかじめ意見を付しておくことが望ましい。

(3) 審理手続の計画的遂行のための意見聴取

＜法令＞◆ 審理員は、事件が複雑である場合など、審理手続を計画的に遂行するため必要があると認めるときは、審査請求人及び処分庁を招集して、審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができる（法第37条。第2編第3章5（59ページ）参照）ため、意見聴取が行われることとなった場合には、処分庁は対応する必要がある。

(4) 審理員による職権調査への対応

＜法令＞◆ 審理員は、申立て又は職権により、物件の提出要求（法第33条）、参考人陳述・鑑定の求め（法第34条）、必要な場所の検証（法第35条）、審理関係人への質問（法第36条）ができる（第2編第3章8～10参照）。審理員から求め等があった際は、処分庁は対応

する必要がある。

(5) 口頭意見陳述

＜法令＞◆ 審理員は、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合には、原則として、口頭意見陳述を実施する（法第31条）。口頭意見陳述は、全ての審理関係人を招集して行わなければならないため、処分庁も参加し、口頭意見陳述の申立人からの質問に対応する必要がある（「申立人等による処分庁等への質問及び処分庁等からの回答」（71ページ）参照）。

(6) 審査庁（審理員）への情報提供

（運用）◎ 審理の迅速性の観点から、審理手続の進行中に、処分庁が、職権で審査請求に係る処分を取り消した場合や、申請に対する処分を行った場合には、不服申立ての利益がなくなることにより、当該審査請求が不適法となることも想定され、審理手続を終結する必要がある可能性があることから、その場合には、処分庁は、速やかに審査庁（審理員）に連絡する必要がある。